

データで見る習志野市の環境

習志野市 環境白書 平成28年版



(写真:香澄公園 菖蒲田の「万里の響」)

 習志野市
Narashino



ご当地キャラ
ナラシンド♪

はじめに



我が国では昭和 40 年代、工業化やモータリゼーションの進行、都市部への人口の急激な集中などに伴い、大気汚染や水質汚濁などの公害問題が発生しました。これら従来型の公害問題は多くの関係者の努力によって克服されましたが、その一方、住宅の過密化による近隣騒音問題等の都市・生活型公害が新たな問題として発生するとともに、地球温暖化などの環境変化への対応や循環型社会の構築が世界的な課題となるなど、環境問題は広範に及ぶ深刻な課題

となっています。

今日の環境問題に対応していくためには、一人ひとりがライフスタイルを見直すとともに、世界の国々が協力し、地球規模で取り組む必要があります。

このような中、昨年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)がパリで採択され、我が国は 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減することを目標として掲げており、本市も国及び県と連携・協力して取り組んでいかなければなりません。

また、東日本大震災を経てエネルギーに関する国策も大きく様変わりし、原子力エネルギーに過度に依存せず、再生可能エネルギーを広く取り入れる方針を示しています。

本市では、これまでも再生可能エネルギーの導入の一環として公共施設はもちろん、個人住宅に対する助成制度を創設し、太陽光発電システム等の設置を推進してまいりました。

この白書は市内の環境の現況や市の施策の実施状況を中心に取りまとめて発刊するもので、環境への関心と理解を深め、環境学習や環境活動の一助となれば幸いです。

なお、本市では本年度、従前の「都市整備部」と「環境部」を統合し、「都市環境部」としてスタートしております。都市整備の分野と環境の分野がお互いを補完し合うことで、より一層、環境に配慮したまちづくりが推進できるものと捉え、実施したものです。本市の環境政策の取り組みについてご理解いただきますとともに、引き続き皆さまの御協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 10 月

習志野市長 宮本 泰介

習志野市文教住宅都市憲章

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

目次

1. 特集	- 3 -
1.1. 谷津奏の杜公園が供用開始	- 3 -
2. 習志野市の概要	- 9 -
2.1. 習志野市の位置・地勢	- 9 -
2.2. 人口・世帯数	- 9 -
2.3. 気象	- 10 -
2.4. 産業	- 10 -
2.5. 土地利用	- 10 -
2.6. 交通	- 11 -
3. 習志野市における環境施策 総論	- 15 -
3.1. 習志野市環境基本計画(平成19年3月策定)	- 15 -
3.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画(平成21年6月策定)	- 17 -
3.3. 習志野市地球温暖化防止実行計画(平成21年10月策定)	- 17 -
3.4. 習志野市新エネルギービジョン(平成19年2月策定)	- 18 -
3.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成19年3月策定 平成24年5月改訂)	- 19 -
3.5.1. ごみ処理基本計画	- 19 -
3.5.2. 生活排水処理基本計画	- 23 -
3.5.3. 推進体制と進行管理	- 24 -
3.5.4. 災害廃棄物処理	- 24 -
3.6. 習志野市緑の基本計画(平成19年3月策定 平成27年3月改定)	- 25 -
3.7. 習志野市生活環境保全計画(平成21年3月策定)	- 30 -
4. 習志野市における環境施策 各論	- 35 -
4.1. 地球温暖化対策推進事業	- 35 -
4.1.1. 住宅用省エネルギー設備普及促進事業	- 35 -
4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア	- 36 -
4.1.3. 地球温暖化防止パネル展示会	- 37 -
4.1.4. みどりのカーテン	- 37 -
4.1.5. 省エネ法に対する習志野市の取り組み	- 38 -
4.2. 自然環境	- 39 -
4.2.1. 自然環境の現況	- 39 -
4.2.2. 谷津干潟の保全対策	- 39 -
4.2.3. 谷津干潟の日行事	- 41 -
4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議	- 43 -
4.2.5. ブリスベン市との湿地交流	- 43 -

4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター	- 44 -
4.2.7. 自然とのふれあいの推進	- 46 -
4.2.8. 自然保護地区等の保全	- 49 -
4.3. 公園・緑地	- 52 -
4.3.1. 緑の現況	- 52 -
4.3.2. 都市公園等の整備	- 54 -
4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開	- 55 -
4.4. 廃棄物対策	- 56 -
4.4.1. ごみの収集	- 56 -
4.4.2. ごみの処理	- 56 -
4.4.3. し尿処理の現況	- 59 -
4.4.4. 資源循環型社会の形成	- 60 -
4.4.5. その他の衛生	- 63 -
4.5. 公害の未然防止と苦情相談	- 64 -
4.5.1. 環境保全条例の運用	- 64 -
4.5.2. 公害等に係る苦情相談	- 64 -
4.6. 大気	- 67 -
4.6.1. 大気汚染の概要	- 67 -
4.6.2. 大気汚染の現況	- 67 -
4.6.3. 各大気汚染物質の動向	- 68 -
4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策	- 71 -
4.6.5. 光化学スモッグ	- 71 -
4.7. 水質	- 73 -
4.7.1. 水質汚濁の概要	- 73 -
4.7.2. 水質汚濁の現況	- 73 -
4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策	- 76 -
4.8. 地質	- 77 -
4.8.1. 地下水汚染の概要	- 77 -
4.8.2. 地下水汚染の現況	- 77 -
4.8.3. 地下水汚染の原因及び汚染機構の解明調査及び除去対策	- 78 -
4.8.4. 土壌汚染の概要	- 79 -
4.8.5. 地盤沈下の概要	- 80 -
4.9. 騒音・振動・悪臭	- 82 -
4.9.1. 騒音・振動の概要	- 82 -
4.9.2. 騒音・振動の現況	- 82 -
4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策	- 86 -

4.9.4. 悪臭の現況	- 87 -
4.9.5. 悪臭の防止対策	- 88 -
4.10. 有害化学物質	- 89 -
4.10.1. ダイオキシン類	- 89 -
4.10.2. 旧陸軍習志野学校跡地等の毒ガス弾等調査状況について	- 91 -
4.10.3. 放射性物質対策	- 92 -
5.資料編	- 97 -
5.1. 環境行政の推移	- 97 -
5.2. 廃棄物処理	- 109 -
5.3. 衛生処理	- 113 -
5.4. 気象状況	- 115 -
5.5. 大気関係汚染物質測定結果	- 117 -
5.5.1. 常時監視測定結果	- 117 -
5.5.2. 酸性雨調査結果	- 119 -
5.6. 水質環境調査結果	- 120 -
5.7. 自動車交通量年度別推移	- 123 -
5.8. 地盤沈下調査結果	- 124 -
5.9. 環境基準	- 125 -
5.9.1. 大気汚染に係る環境基準	- 125 -
5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準	- 125 -
5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	- 129 -
5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準	- 129 -
5.9.5. 騒音に係る環境基準	- 130 -
5.9.6. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準	- 131 -
用語の解説(文中の※がついている用語の解説を掲載しています。)	- 132 -

第1部 特集



谷津奏の杜公園の桜

1. 特集

1.1. 谷津奏の杜公園が供用開始

平成28年4月1日、谷津奏の杜公園は防災機能を備えた一時避難場所として供用を開始しました。この特集では、公園の植栽による多様な機能についてご説明いたします。

谷津奏の杜公園周辺は、明治時代後半まで田んぼや畑の広がる半農半漁の村で、「与兵衛弁天の森」と言われる鎮守の森がありました。面積500㎡の土地ですが、タブノキやエノキが「こんもり」とした形で自生し、地域の方々に親しまれてきました。この土地本来の潜在自然植生は「イノデ-タブノキ群集」であり、植生に対し人為的干渉が無くなるとタブノキの森になると考えられています。谷津奏の杜公園では、この「与兵衛弁天の森」の子である実生苗を育てており、この地域の歴史に思いをはせながら、土地の歴史のシンボルとしてタブノキの森を継承していきたいと思っております。

次に植栽の防火・防災機能についてですが、過去の災害例を参考にすると、阪神・淡路大震災では、市街地火災被害が大きかった長田区で公園のクスノキやイチヨウが火粉や輻射熱を防ぎ、延焼拡大を食い止めていました。遡って関東大震災の時も、上野公園をはじめ緑豊かな大公園に避難した数万の避難者の命が守られました。

しかし、一方で工場跡の空き地に逃げた避難者は火災旋風で避難者のほとんどが尊い命を失っています。

このように、樹木は構成要素からみて可燃物ですが、樹木は市街地火災からまちを守り、大火から身を守る強い耐火力を備えています。葉の50～80%（重量比）は水分で、小枝の40～50%（重量比）も水分であり、すべての水分が蒸発するまで発火温度に達する事はありません。高い含水率と水分保持能力を持つ、地域に適した樹木をみずみずしく育てることで、公園内に避難した避難者の命を守ることに繋がるのです。当公園で植栽されたクスノキをはじめとするアラカシ、シラカシ、スダジイなどが立派な防火樹林帯に成長することにより遮蔽率を上げ、防火機能を十分に発揮できるように管理していきたいと思っております。

生物多様性の保全といった視点で公園の植栽を見ていくと、谷津奏の杜公園は2.2haの敷地の外周に防火樹林帯、多品種の桜苗とシラカシの小山、タブの森を配置していることから、人工自然によるドット型の都市生態系を創出しています。都市圏の緑は規模が小さく、道路や構造物等によって地表の連続性が分断され、生物多様性は限定されたものとなっていますが、樹木の生長による緑の濃度（緑被率）と質が向上することで、将来にわたり多くの生物にとって重要な生育環境となることが期待されております。

植栽にはヒートアイランド現象抑制効果としての機能もあります。コンクリート造の建物は日中吸収した日射熱が蓄積され夜間でも高温を保ち、熱帯夜の発生を助長していると考えられてい

ます。ヒートアイランドの形成要因としては、その他、室外機からの顕熱、換気で放出される顕熱、電源機器や自動車等からの排熱があげられますが、このことは連続して効果的にクールスポットを設置することで緩和することができます。

クールスポットをつくるには、大きな木で日陰をつくることが重要となりますが、風が通り抜ける植栽計画を立て、通風効果によって体感温度を下げることや、木陰に打ち水等を行うことにより、しっとり濡れた状態を保つことで、効果的に気温を下げるすることができます。

また、街路樹や公園に植えられた木々の緑陰が連続していることで、隅々まで冷気を供しやすくなります。

このように植栽の機能については、歴史と人を繋ぐ機能、防火・防災機能、生物多様性保全機能、ヒートアイランド現象抑制効果としての機能などと深くかかわっていることが分かります。このほかにも、遮蔽、遮光、吸音効果、振動低減の効果、都市大気の浄化、CO₂削減、酸素の供給、過剰乾燥の緩和、雨水流出調整効果、景観、癒し、観光資源としての機能などがあります。

本市では、今ある緑地を将来に渡って保全し、また新しく緑地を創造していくことで、緑豊かなまちづくりを推進してまいります。



谷津奏の杜公園 (1)



谷津奏の杜公園 (2)

第2部 習志野市の概要



ごみゼロ運動

2. 習志野市の概要

2.1. 習志野市の位置・地勢

本市は房総半島の北西部、東経 140 度 1 分 48 秒、北緯 35 度 40 分 38 秒(市庁舎位置)に位置し、東京からほぼ 30km 圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

面積は県内で 4 番目に小さい 20.97 km² であり、地形は東西 8.9 km、南北 6.2 km、海拔最高 30.6m、最低 0.8m で内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。



図 2.1.1 習志野市位置図

2.2. 人口・世帯数

平成 28 年 4 月 1 日現在の常住人口は 169,491 人、世帯数は 73,189 世帯、人口密度は約 8,083 人/km² となっており、浦安市、市川市に次ぎ県内 3 番目に高い状況となっています。

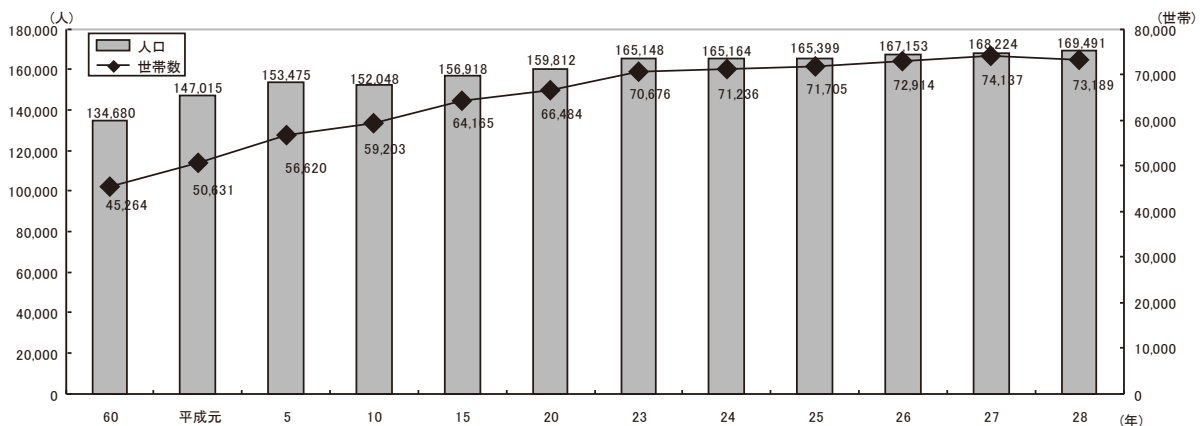
表 2.2.1 近年の人口推移

各年 4 月 1 日現在 単位: 人

	世帯数	人口			人口密度
		総数	男	女	
平成 24 年	71,236	165,164	83,419	81,745	7,868.7
平成 25 年	71,705	165,399	83,487	81,912	7,879.9
平成 26 年	72,914	167,153	84,260	82,893	7,963.5
平成 27 年	74,137	168,224	84,882	83,342	8,022.1
平成 28 年	73,189	169,491	85,141	84,350	8,082.5

(資料: 千葉県常住人口調査)

(1) 人口・世帯数の移り変わり



(資料: 千葉県常住人口調査)
各年 4 月 1 日現在

図 2.2.1 人口推移

2.3. 気象

表 2.3.1 気象状況

年度	気温(°C)			湿度(%)	風速(m/s)		降水量(mm)	
	最高	最低	平均	平均	最高	平均	総量	日最大
平成 元年度	33.7	-3.8	15.1	72	10.8	2.3	1,689	140
5 年度	35.9	-1.6	14.7	70	19.2	2.6	1,458	110
10 年度	31.5	-6.3	12.7	72	12.1	2.5	1,131	73
15 年度	35.2	-3.9	14.8	73	12	2.7	1,211	76
20 年度	35.6	-2.6	15.4	70	10.5	2.5	1,486	78
21 年度	32.7	-2.7	15.3	72	14.8	2.6	1,571	91
22 年度	36.5	-3.4	15.6	67	11.5	2.8	1,404	156
23 年度	35.4	-4.4	15.2	68	12.3	2.7	1,275	101
24 年度	34.7	-2.8	15.4	66	12	2.7	940	58
25 年度	39.3	-2.5	15.7	64	10.7	2.7	1,413	213
26 年度	36.7	-2.3	15.8	66	11.1	2.6	1,226.5	114.5
27 年度	37.7	-1.4	16.4	69	12.5	2.6	1,371.5	98.5

※詳細は第5部資料編5.4を参照

(東習志野計測局)

2.4. 産業

表 2.4.1 産業別事業所・従業者数

全産業	総計	建設業	製造業	通信・運輸業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業	その他
事業所数	4,270	299	156	177	996	56	441	2,120	25
従業者人数	55,440	2,188	5,741	6,823	11,803	719	1,306	25,465	1,395

(資料:「平成27年版習志野市統計書」産業別事業所の推移)

2.5. 土地利用

表 2.5.1 土地利用

平成28年1月1日現在 単位:km²

総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
20.97	0.02	1.18	11.71	0.08	2.66	5.32

(資料:資産税課「固定資産概要調書」)

表 2.5.2 都市計画区域面積

平成28年3月31日現在 単位:ha

市街化区域	市街化調整区域	総面積
1,859	238	2,097

(資料:都市計画課)

表 2.5.3 用途地域面積

平成28年3月31日現在 単位:ha

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
355	10	446	43	398	27
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
33	36	28	253	137	93

(資料:都市計画課)

2.6. 交通

表 2.6.1 交通機関

機関名	社名	駅名・バス路線数
鉄 道	JR 東日本	総武線 : 津田沼駅 京葉線 : 新習志野駅
	京成電鉄	京成本線 : 谷津駅、京成津田沼駅、大久保駅、実籾駅 京成千葉線 : 京成津田沼駅
	新京成電鉄	新京成線 : 京成津田沼駅、新津田沼駅
バ ス	京成バス	8 路線 (習志野市コミュニティバスを含む)
	千葉シーサイドバス	3 路線

(資料:「平成 27 年版習志野市統計書」)

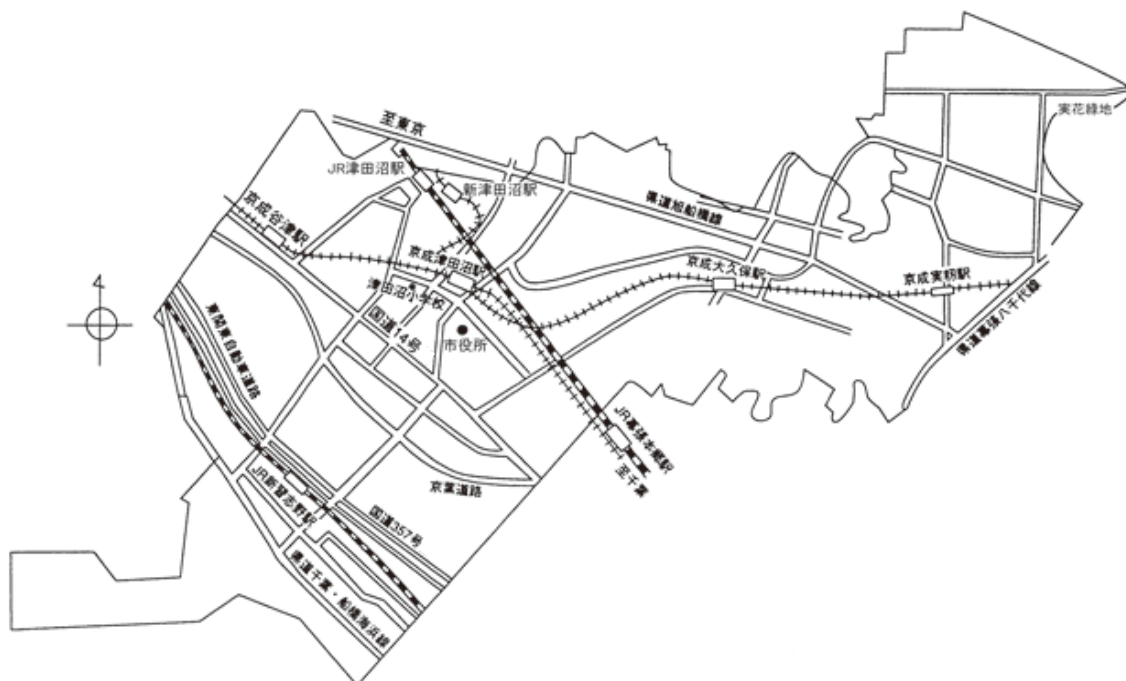
表 2.6.2 主な道路交通量

単位:台/日

道路名	京葉道路	国道 14 号	東関東自動車道路	国道 357 号	国道 296 号	左記主要5路線 交通量
交通量	101,924	20,448	101,734	36,712	54,992	315,810

※詳細は第 5 部資料編 5.7.を参照

(実施日:平成 27 年 11 月 19 日~20 日)



※図上の市役所の位置は旧庁舎を示しています。

図 2.6.1 習志野市図

第3部

習志野市における環境施策 総論



リュウキュウアサガオ(市役所 第三分室 みどりのカーテン)

3. 習志野市における環境施策 総論

戦後の高度経済成長により国民の生活水準が高まった反面、様々な*公害が生み出されてきました。これらの公害問題の解決を目指し、昭和42年に公害対策基本法が制定されました。

本市は、昭和45年に習志野市公害防止条例を制定し、昭和49年に習志野市公害防止計画を策定する等、様々な公害防止対策を実施してきました。

人の健康や生命への被害という観点から、地域的な問題として公害をとらえてきましたが、近年では、人間だけではなく動植物への被害が地球全体に及び、これらの問題が提起されるようになりました。公害問題から環境問題へと施策を展開させていくため、平成11年に、環境保全についての理念を定めた習志野市環境基本条例を制定しました。

3.1. 習志野市環境基本計画(平成19年3月策定)

本市では、平成11年に制定した習志野市環境基本条例第9条「環境基本計画の策定」に基づき、平成19年3月に「習志野市環境基本計画」(以下、「環境基本計画」という。)を策定しました。

環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向及びその他必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

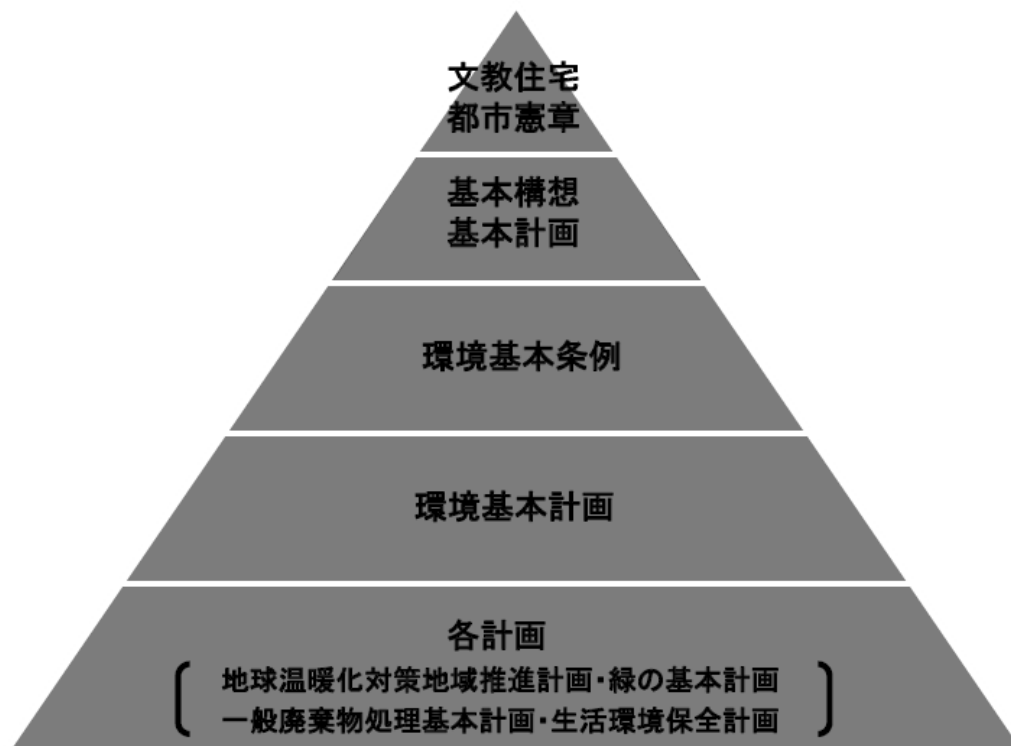
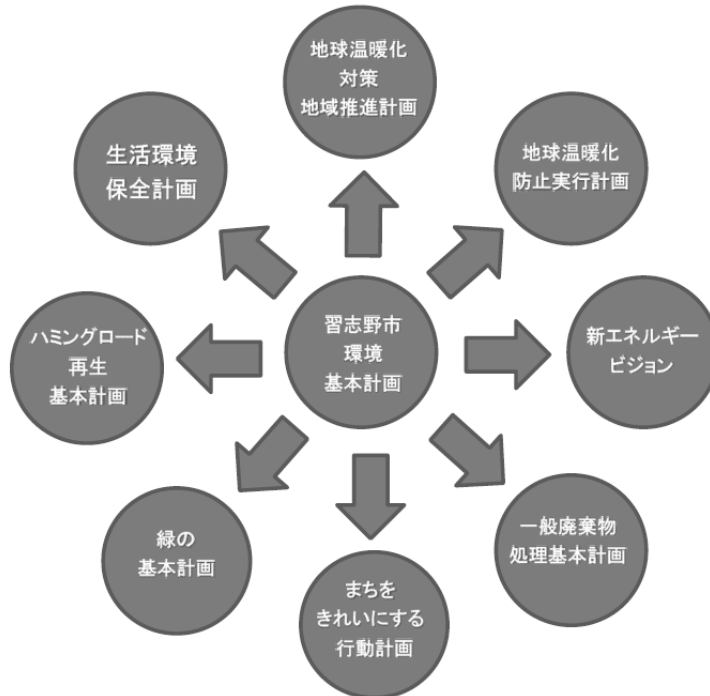


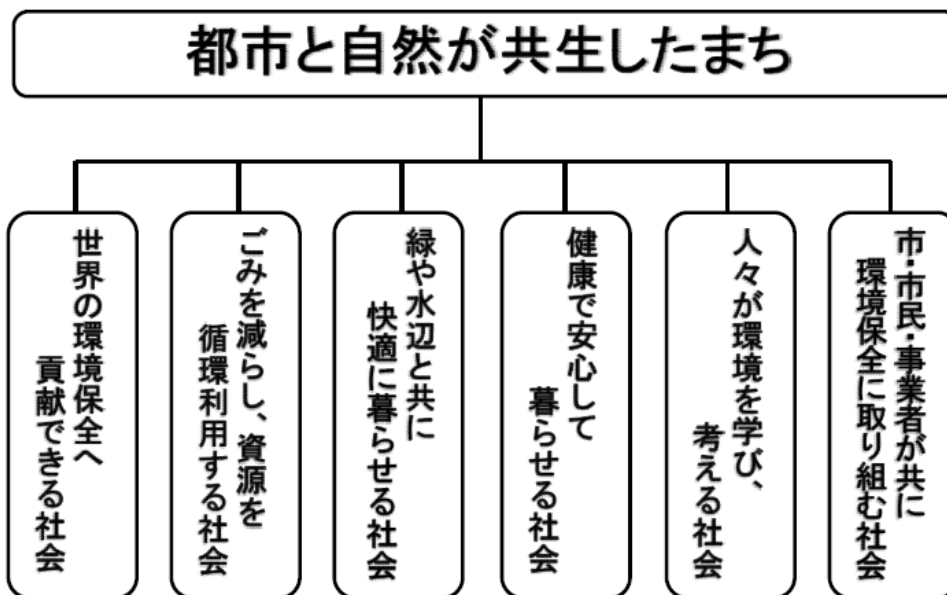
図 3.1.1 環境施策の体系イメージ

環境基本計画で示している指標を実現するために、具体的な行動計画や実施計画を策定しています。



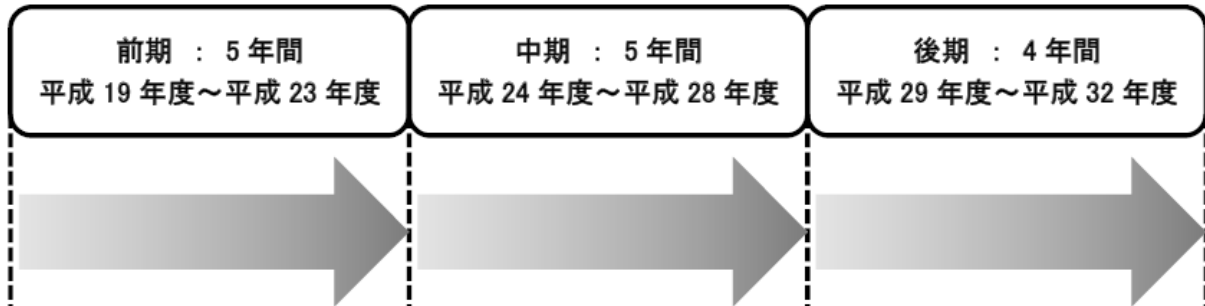
(1) 計画の目標

習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、望ましい環境像として「都市と自然が共生したまち」を掲げています。この環境像を実現していくための指標として、次のとおり環境目標を定めました。



(2) 計画年次

計画期間を前期、中期、後期の3つに区切り、各期間において事業の進行管理を行ないます。各期間の終了時には、取り組みの成果や進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



(3) 計画の進捗状況

各計画の進捗度は、次章以降に示しています。

3.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画(平成21年6月策定)

日々深刻化する地球温暖化を防止するため、市民・事業者・市が一体となった地域レベルの行動をより一層強化することが不可欠であり、地域に根ざした取り組みを着実に実行していくことが重要です。本市では、地球温暖化対策の施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的として、平成21年6月に「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」(以下、「地域推進計画」という。)を策定しました。目標として、市民、事業者の二酸化炭素排出量をそれぞれ家庭1世帯あたり10%削減、事業所等の床面積1㎡あたり10%削減することとしています。

国は昨年行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)にて掲げた、2030年度比26%削減を達成するため「地球温暖化対策計画」を策定しており、千葉県も平成28年度中に策定予定となっています。本市は国及び千葉県、その他近隣市の動向を踏まえた上で今後の対応を検討します。

3.3. 習志野市地球温暖化防止実行計画(平成21年10月策定)

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」、さらに平成17年4月に「※京都議定書目標達成計画」が策定され、本市でも「習志野市エコオフィスプラン」、「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」に基づき、※温室効果ガスの削減に努めてきました。

平成21年度にはこれまでの取り組みを踏まえ、第3次の実施計画として「習志野市地球温暖化防止実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定しました。

実行計画では、市の事務・事業において排出される温室効果ガスを床面積1㎡あたり10%削減することを目標としています。

なお、実行計画は、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策を推進するために策定した地域推進計画の目標達成に貢献することから、地域推進計画同様、次期計画の策定まで計画期間を延長することとしています。

表 3.3.1 習志野市地球温暖化防止実行計画における総削減目標

温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)		削減目標量 (床面積 1 m ² あたり 10%)
平成 17 年度排出量 (床面積 1 m ² あたり排出量)	49,810,000kg-CO ₂ (123.65kg-CO ₂ /m ²)	総削減量 4,983,000kg-CO ₂ 床面積あたり削減量 12.37kg-CO ₂ /m ²
平成 27 年度排出量 (床面積 1 m ² あたり排出量)	44,827,000kg-CO ₂ (111.28kg-CO ₂ /m ²)	

(計画対象床面積(決算書による): 402,827 m²)

温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)		削減量
平成 27 年度排出量 (床面積 1 m ² あたり排出量)	57,080,359kg-CO ₂ (144.89kg-CO ₂ /m ²)	総削減量 ▲7,270,359kg-CO ₂ 〔 床面積あたり削減量 〕 ▲18.45kg-CO ₂ /m ²

(平成 27 年度計画対象床面積(温対法による): 393,945 m²)

3.4. 習志野市新エネルギービジョン(平成 19 年 2 月策定)

私たちの社会は、産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求め、環境への負荷を増大させながら、社会活動や日常生活を営んできました。しかし、このことが化石燃料の大量消費を促し、それによって資源の枯渇が危惧され、同時に二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の進行等、様々な環境問題が顕在化・深刻化しています。

このような状況を踏まえ、環境基本計画では地球環境に関連して、「世界へ貢献できる社会」を環境目標とし、その中で「代替エネルギーの導入」を掲げています。

そこで、太陽光・風力等の自然エネルギーの導入、都市ガス供給事業の活用、清掃工場の余熱・廃熱の利用、クリーンエネルギー自動車の導入等、各分野における新エネルギー施策の総合的な拡大と充実を図るため、平成 19 年 2 月に「習志野市新エネルギービジョン」を策定しました。

しかし、東日本大震災以降のエネルギー需給事情の大きな変化を受けて、国のエネルギー基本計画の見直しや千葉県地球温暖化対策実行計画の期間延長がなされたことから、本市の地域推進計画も計画期間を延長しています。

習志野市新エネルギービジョンについては、エネルギー施策として地球温暖化対策と密接な関係であることから平成 24 年 11 月より停止しており、国や千葉県及び近隣市の動向を踏まえた上で本市のエネルギー施策を検討していきます。

3.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版) (平成19年3月策定 平成24年5月改訂)

3.5.1. ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき作成するもので、本市の区域内から発生する^{*}一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では^{*}循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法など、様々な法の整備が行われてきました。

本市においても、国によるこれら法制度の見直し、県における目標値の見直し、さらに社会経済情勢の変化等により、清掃行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。また、稼働から9年(計画策定時)が経過した清掃工場の老朽化や長寿命化への対応など、様々な問題が生じてきました。

このようなことから、平成23年度から改訂作業を行い、平成24年5月に、改めて本市の今後の清掃行政の方向性を示す「習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」を策定しました。

(1) 計画目標年度

平成24年度を初年度とし、平成28年度を中間目標年度、平成33年度を計画目標年度としています。なお、中間目標年度には、ごみ量の変化等、状況に応じて見直しを行うものとしています。

(2) 基本理念

本市では循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成

(3) 基本方針

基本方針1 再生利用率の向上

市民・事業者・市が一体となり、分別を徹底させることにより、再生利用率向上を目指します。

基本方針2 排出ルールの徹底

啓発を積極的に行い、市民・事業者の意識の高揚を図り、排出ルールの徹底に向けた施策に取り組みます。

(4) 数値目標

① 1人1日あたりのごみ総排出量



※1人1日あたりのごみ総排出量(g/人・日)
 =年間総排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ+有価物団体回収量)÷常住人口÷365日

② 再生利用率



※再生利用率 = (選別資源量+有価物団体回収量+スラグ・メタル)/年間総排出量×100

③ 最終処分量



(5) 計画の施策の評価

平成27年度は基本計画改訂版に基づき、下記の施策に取り組みました。

[評価判定]	
○	施策を実施したもの
△	施策を実施中のもの、検討中のもの、拡充が必要なもの
×	見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの

I. 効果的な施策

<1>再生利用率の向上

施策	平成27年度の取り組み	実施状況
① 家庭ごみ収集処理の有料化による研究等	家庭ごみ収集処理の有料化について、近隣市や先進市の情報を収集し、環境審議会で意見を伺いました。	△
② ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	平成26年度に開始した、使用済小型家電の拠点回収に係る周知を行いました。	○
③ 古紙の徹底分別	広報紙やホームページ、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」により、古紙の分別の方法について啓発を行いました。	○

<2>排出ルールの徹底

施策	平成27年度の取り組み	実施状況
① 市指定ごみ袋の義務化	家庭ごみ収集処理の有料化等の研究を行っていく中で、市指定ごみ袋の義務化についても今後検討していきます。	×
② ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	広報紙やホームページによる情報発信、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布、環境美化推進員への講習会におけるごみの減量等にかかる啓発を行いました。	○

II. 継続して取り組む施策

<1>減量化・資源化の推進

ア 発生抑制

施策	平成27年度の取り組み	実施状況
① 過剰包装の抑制	広報紙での啓発や3Rに関するポスターの掲出を行いました。	○
② 大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	大型店に協力をいただき、店内放送での啓発を行いました。	○
③ 事業系ごみの手数料の適正化	平成26年度に手数料の改正を行い、それに伴う周知を行いました。	○

イ 再使用

施策	平成27年度の取り組み	実施状況
① イベントの開催支援	町会や自治会等が行う、環境美化活動への啓発物資の貸出し及び提供を行いました。	△
② リサイクルプラザでの再生・販売の推進	リサイクル可能なごみを再生加工し、販売を行いました。また、不用品に関する情報交換の場を提供しました。	○

ウ 再生利用

施策	平成27年度の取り組み	実施状況
① 体験教室を通じた再生利用の推進	参加者にびんの欠片からブローチを作るなど、実際にリサイクルの体験をしてもらうことで、意識の高揚を図りました。	○
② *グリーン購入の推進	庁用品に環境負荷ができるだけ小さいものの購入を推進しました。	△
③ バイオマスエネルギーの検討	バイオマスエネルギーについての調査・研究等を行いました。	△

<2> 市民・事業者・市の3者協働

ア 市民の役割

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	分別排出の徹底	広報紙やホームページ、テレビ広報「なるほど習志野」などで分別排出の啓発を行いました。また、適正な分別がされていない集積所の指導等を行いました。	△
②	リサイクル活動の促進	有価物を分別回収した登録団体に対し、奨励金を交付し、リサイクル活動の推進を図りました。	○

イ 事業者の役割

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	事業所における減量化対策	多量排出事業者に減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらいました。	○
②	事業系ごみのリサイクル	多量排出事業者には、減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらいました。中小企業者等への啓発が今後の課題となっています。	△

ウ 市の役割

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸に配布し、周知を行いました。また、ごみの出し方50音別分類表、地区別収集カレンダーをホームページに掲載し、啓発を図りました。	○
②	ごみ減量・資源化の啓発	小学校4年生における工場見学の受入れを行いました。また、紙パックはがき作りなどのリサイクル体験教室を開催しました。	○
③	有価物回収運動奨励金、補助金の交付	有価物を分別回収した登録団体に対し奨励金を交付し、また、回収事業者に対し補助金を交付しました。	○
④	庁内リサイクル活動の推進	コピー用紙・プリンタ用紙は、裏紙や再生紙を使うなど、ごみの減量化・リサイクルに取り組みました。	○
⑤	環境美化活動にかかる地域との連携・支援	連合町会長等で組織された「習志野市をきれいにする会」を中心にごみゼロ運動を実施するとともに、連合町会等の協力により、市内各駅において、歩きタバコ・ポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。また、市内の大学と協働して、喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーンを実施しました。	○
⑥	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の見直し	条例の見直しを行う案件はありませんでしたが、今後、必要に応じて見直しを行っていきます。	○

<3> 適正な処理の実施

ア 収集・運搬

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	ごみ集積所の設置等に関する指導	住宅分譲業者等に対し、開発行為の事前協議において指導を行うとともに、集積所の新設・変更・廃止についての協議を行いました。	○
②	集積所の適正な管理等に関する指導	適正なごみの排出がされていない集積所に対して指導を行うとともに不法投棄禁止看板を必要な集積所に配布しました。	○
③	効率的な自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別搬出指導	ごみの自己搬入の際に受付において、搬入者住所を確認するとともに、搬入ごみは、排出者に分別して廃棄をしてもらうよう指導を行いました。	○
④	環境負荷の低減	パッカー車等の車両について、更新を行う際は、低公害車を導入していきます。	○
⑤	運搬許可業者への適正指導	適正な運搬が行われるように、必要に応じて指導を行いました。	○

イ 中間処理

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	クリーンセンターの効率的運営と情報提供	芝園清掃工場及びリサイクルプラザ(前処理施設・再生施設)の適正な維持管理を行いました。また、処理状況を環境白書等で公表しました。	○
②	スラグ・メタルのリサイクル	溶融処理に伴い発生したスラグ・メタルを資源物として売却し、再資源化を図りました。	○
③	サーマルリサイクルの推進	ごみを焼却(溶融)する際に発生する熱エネルギーを利用して、電気を発電し、工場で使用するとともに、余った電力を売却しました。	○
④	リサイクルプラザの効率的な運営	再生品の販売・提供、リサイクル体験教室の実施、リサイクル情報の提供等を行いました。	○
⑤	不燃物再選別による資源回収	リサイクルプラザにおいて、再選別を行い、燃えないごみに含まれている資源の回収を行いました。	○
⑥	ストックヤードの整備	循環型社会形成推進地域計画に位置付けているストックヤードの整備について検討しました。	△
⑦	災害時の廃棄物対策	災害廃棄物の処理に関して、計画の策定に係る研修会に参加するなどし、情報の収集を行いました。	△

ウ 最終処分

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	最終処分量の削減	スラグ・メタルの資源化を行うとともに、ごみの減量に取り組みました。	○
②	最終処分用地の確保	リスク分散のため、複数の最終処分場の確保を行いました。	○

<4>その他

施策		平成27年度の取り組み	実施状況
①	芝園清掃工場の老朽化対策	芝園清掃工場の老朽化した設備・機器の性能回復を目的とする設備整備の設計を行いました。また、平成26年度から平成28年度にかけて行う老朽化対策を実施しました。	○

3.5.2. 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

基本方針1 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進

※公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の推進と未接続住宅に対する指導、啓発をより一層推進し、下水道への接続率の向上を図ります。

基本方針2 将来の処理量を見据えたし尿処理施設の整備

し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少の傾向であるため、平成19年度から平成21年度にかけて、処理施設の縮小化整備を行いました。今後も将来の処理量を見据えて、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう、し尿処理施設の整備の検討を行っていきます。

※習志野市一般廃棄物処理基本計画(平成2年5月)より抜粋

(2) し尿処理施設の将来計画

平成 25 年 3 月に下水道の普及により減少傾向にある、し尿及び浄化槽汚泥の処理について、いくつかのケースを検討し、今後の方向性や考え方をまとめた「習志野市し尿処理施設将来計画」を策定しました。同計画に基づき、市川市へのし尿・浄化槽汚泥の処理委託の協議を行った結果、平成 27 年 4 月 1 日より委託をしています。

3.5.3. 推進体制と進行管理

「循環型社会形成推進基本計画」(環境省 平成 20 年 3 月)では、循環型社会の形成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体のそれぞれに期待される役割を掲げており、お互いが協働体制を築くことが望まれています。

また、本計画を効率的に運用し、実効性のあるものにするために PDCA サイクルを導入し、1 年サイクルと 5 年サイクルによる進行管理を行っています。

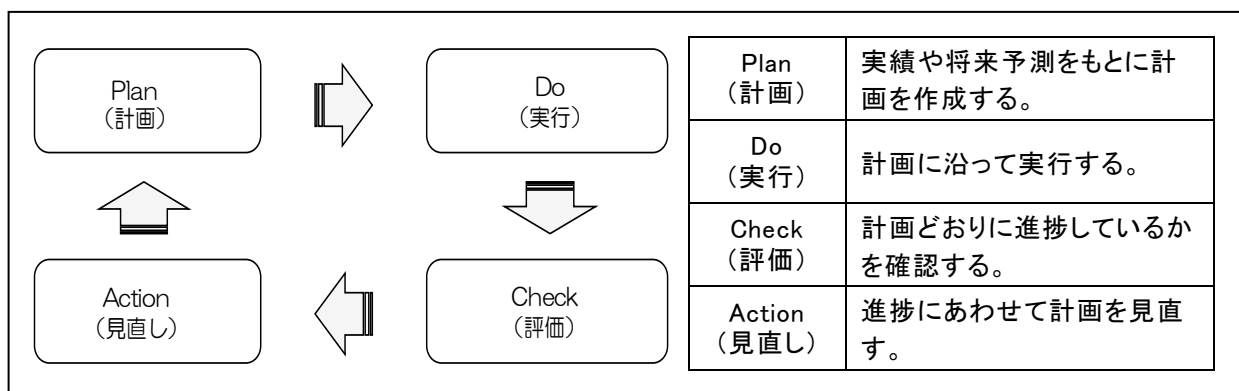


図 3.5.1 PDCA サイクルの概念

3.5.4. 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害時の基本方針については、「習志野市地域防災計画」(平成 25 年度 習志野市防災会議)において定めています。

地域防災計画は、必要に応じて適宜見直しを行うこととしており、災害廃棄物の処理についても、それに併せて見直しを行っていきます。

(2) 取り組み

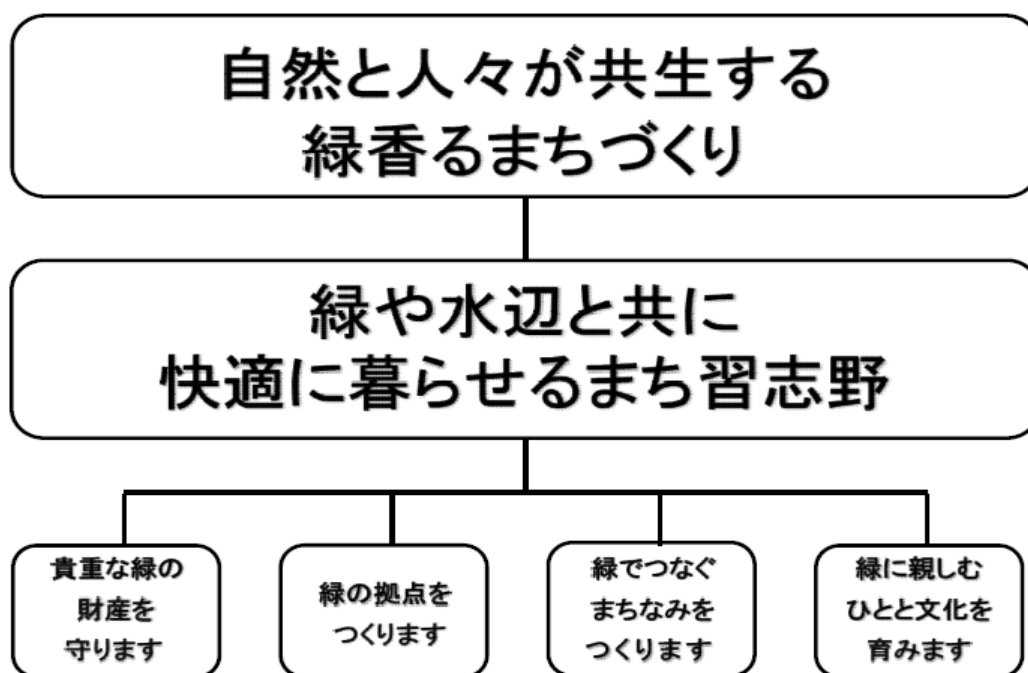
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 25 年度に行った地域防災計画の見直しの中で、災害が発生した時の対応を整理しました。今後は、災害廃棄物処理基本計画の策定について検討していきます。

3.6. 習志野市緑の基本計画(平成19年3月策定 平成27年3月改定)

「習志野市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づき、平成19年3月に策定、平成27年3月に見直しました。

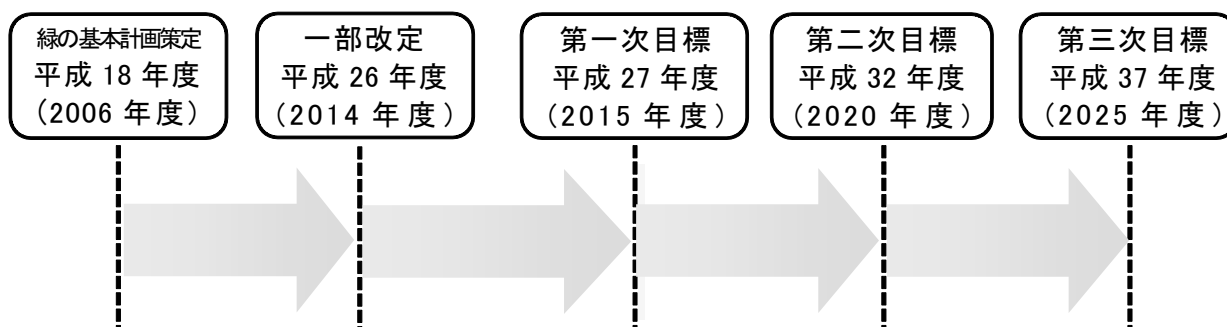
(1) 基本計画のテーマ～緑の将来像～基本方針

緑の基本計画では、感じる事が少なくなりつつある木々の香り、草花の香り等、それぞれの香りを身近に感じる緑の創出に向けて、テーマと目指す将来像を定めています。テーマ及び将来像で示した緑のまちづくりを実現するために、4つの基本方針を定めています。



(2) 目標年次

緑の基本計画は、平成18年度から平成37年度までを計画期間としています。長期的な計画であるため、期間の途中で目標を設定し、実施状況の確認や見直しを行います。



(3) 進捗状況

平成27年度における緑の基本計画の進捗状況は、基本方針ごとに次のとおりです。

表 3.6.1 平成27年度末における緑の基本計画の実施状況(その1)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(1) 貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	アオサ除去事業	○
			鳥類調査	×
			指標生物のモニタリング	×
			谷津干潟保全関係行政連絡協議会の開催	×
			谷津干潟環境保全交流会の開催	平成22年度で廃止
		干潟に親しむ機会の推進	観察指導事業	○
			散策ルートの再構築	△
			散策マップ等の作成、共通案内板等の設置	△
			谷津干潟市民クリーン作戦事業	○
			谷津干潟の日事業	○
		ウォーターフロントの創出	習志野海岸整備事業	△
		湿地を有する国内外の自治体との交流	湿地交流事業（プリズベン市との湿地交流）	○
	湿地交流事業（国内交流）		○	
	特別緑地保全地区の指定検討		特別緑地保全地区の指定	×
	優れた自然環境の保全と活用	自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	自然保護地区・都市環境保全地区等の指定	○
			自然保護地区・都市環境保全地区等への助成	○
			松枯れ・雑木伐採	○
		身近な水辺の保全	身近な水辺の保全	○
		里山の保全と里山に親しむ機会の推進	実効自然保護地区*ビオトープ構築事業	×
			自然観察会の開催	×
		樹木医による樹木診断事業	古木・巨木等の樹木診断および処置	△
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	文化財の指定継続と活用	埋蔵文化財調査事業	△
		社寺林の保全	都市環境保全地区等の指定	○
			都市環境保全地区等への助成	○
			松枯れ・雑木伐採	○
		ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	△
	農地の保全と活用	生産緑地地区の保全	生産緑地地区の保全と指定	△
農用地区域の保全		野菜指定産地振興対策事業	△	
		土壌改良事業	△	
		価格安定対策事業	△	
		農業団体育成事業	△	
市民農園の拡充		市民農園整備事業	△	
未利用農地の活用		都市農地環境保全事業	△	

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

表 3.6.2 平成27年度末における緑の基本計画の実施状況(その2)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(2) 緑の拠点をつくります	都市公園の整備	住区基幹公園の整備	街区公園の整備	△
			近隣公園の整備	○
			地区公園の整備	△
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	安全な子育て広場の整備	△
			自然とふれあえる公園の整備	△
			その他の様々な利用に向けた公園の整備	○
		借地公園の導入検討	借地公園の導入	×
		立体都市公園制度の活用	立体都市公園制度の活用	×
		総合公園の整備	総合公園の整備	×
		風致公園の整備	風致公園の拡張整備	△
	都市緑地の整備	都市緑地の整備	△	
	緑のネットワークの構築	ハミングロードの再整備	ハミングロード再整備事業	△
		新市庁舎建設に伴う鷺沼遊歩道の整備	鷺沼遊歩道整備事業	△
		香りの道づくり	香りの道づくり	△
		緑道の整備	緑道の整備	△
		街路樹再整備(道路緑化技術基準の改定に伴う見直し)	景観・環境を考慮した街路樹再整備	△
	公共施設緑地の整備	公共施設緑地の整備	緑地の保全と活用	△
			花壇の維持管理	○
			河川・水路の活用	×
			旧水路・旧調整池の活用	△
	防災に役立つ緑の整備	防災公園の整備	防災公園の整備	○
		公園緑地・河川等の防災機能の向上	既存の公園緑地の避難地としての整備	△
			河川空間の防災機能の向上	×
	公園の運営・管理	既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	安全・安心な利用に向けた公園等維持管理事業	○
			既存公園のバリアフリー化	△
		省エネルギー対策	省エネルギー施設の導入	△
		公園・緑地・緑道・街路樹等樹木管理指針の導入	巨木化・過密化している樹木の管理	△
		指定管理者制度の導入検討	指定管理者制度の導入	△
		公園台帳等の整備	公園台帳、街路樹台帳の整備と更新	△
	公園施設の保守プラン検討	遊具等施設の点検・メンテナンス	△	

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

表 3.6.3 平成27年度末における緑の基本計画の実施状況(その3)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(3) 緑でつながるまちなみをつくりまします	公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化	敷地内緑化の推進	○
			屋上緑化や壁面緑化の推進	○
			学校ビオトープづくりの支援	×
		道路の緑化	道路等の緑化推進	○
			街路樹の育成・管理	○
			鉄道施設の緑化	鉄道施設の緑化推進
	住宅地の緑化	緑地協定制度の活用	緑地協定制度の活用	△
		地区計画制度の活用	地区計画制度の啓発	○
			地区計画の都市計画決定手続き	○
		緑化計画制度の検討	緑化計画制度の導入	×
		花と緑のまちなみ登録制度の検討	花と緑のまちなみ登録制度の導入	×
		住宅開発時の緑化指導	住宅地緑化の新たな基準づくり	△
		接道部の緑化や生垣化の推進	接道部の緑化や生垣化の推進	○
	維持管理に対する支援制度の導入		×	
	工場・事業所等の緑化	工場・事業所の緑化推進	工場・事業所緑化の新たな基準づくり	△
		緑化協定の締結推進と緑地の保全	緑化協定継続のしくみづくり	×
		工場・事業所・大学の市民開放の促進	工場・事業所・大学の市民開放の促進	×
	商業地の緑化	花で彩られた魅力ある商店街づくり	花で彩られた商店街づくり	△
駐車場・駐輪場の緑化		駐車場・駐輪場の緑化推進	×	
緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用		緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度の活用	△	

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

表 3.6.4 平成 27 年度末における緑の基本計画の実施状況(その 4)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(4) 緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	緑の愛護会・自然保護団体の育成 アダプト制度導入の検討	緑の愛護会の育成 自然保護団体の活動	× ×
		「名木百選」の拡充と推進	名木百選事業	△
		花いっぱい花壇づくり (ボランティアサポート)の推進	パートナーシップ事業 (地域花いっぱい事業)	× (事業変更)
			花いっぱい花壇づくりへの支援	○
		オープン・ガーデンの普及	オープンガーデンの普及	×
		習志野の緑を再発見する活動の展開	緑を再発見する活動の展開	×
	「桜守」による品種桜日本一事業	桜守による桜の保護・育成事業	△	
	緑を支えるしくみづくり	緑の表彰制度の継続と活用	緑の表彰制度の継続と活用	×
		緑のリサイクルシステムの構築 検討	剪定枝チップ有効活用事業	○
		緑と花の講習会の開催と相談員の育成	緑と花の講習会の開催	×
		プレイリーダーの育成	プレイリーダーの活動	×
		緑のキャラクターづくり	イメージキャラクターづくり	×
		あじさい16万本計画	あじさい16万本計画事業	△
		「誕生の木」の配布	「誕生の木」の配布	○
		アカシアの森計画	アカシアの森広場の整備	△
		植木まつり等イベントの開催	植木市の開催	×
	緑の絵画コンクールの開催		×	
	シェードガーデン植物見本園	日陰～半日陰の庭の緑化紹介	△	
	緑の情報発信の充実	広報・パンフレット・映像等による情報発信	広報・パンフレット等による情報発信	○
		緑と公園のホームページの充実	ホームページの充実	△
		緑のマップ・緑の副読本づくり	緑のマップ等の作成	△
	緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画・実施計画の策定	個別事業ごとの整備計画の策定	○
		緑の現況調査の定期的実施	緑の現況調査の定期的実施	△
		美しい緑の景観づくりの検討	景観行政団体への移行	△
			景観計画の策定・景観条例の制定	△
		公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	△
		緑と水のこども探検隊の設立検討	緑と水のこども探検隊の設立	×
		教育機関との連携	教育機関との連携	×
市民による緑と水の調査・研究	自然環境調査の実施	△		

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

目標年次のとおり、今後は第二次目標年次の平成 32 年度に計画の進捗度を確認し、計画の実現性及び目標数値の見直しを行います。

3.7. 習志野市生活環境保全計画(平成21年3月策定)

習志野市環境基本計画において掲げられた環境目標「健康で安心して暮らせる社会」、5つの基本方針の実現に向けて、分野別基本計画として平成21年3月に策定しました。

(1) 計画の基本方針

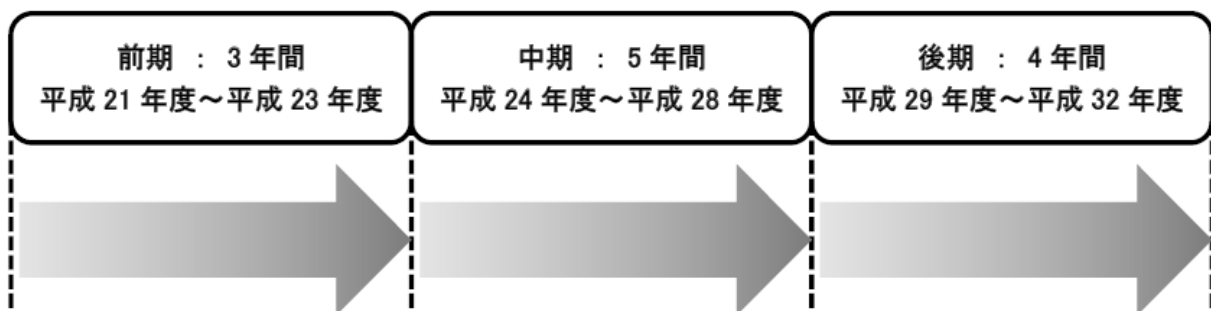
いわゆる典型7公害とされる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下の他、ダイオキシン等の有害化学物質から、市民の良好な生活環境を守るための基本方針及び施策を定めました。



(2) 計画年次

計画期間を環境基本計画に合わせて前期、中期、後期の3つに区切り、各期間や公害関係法令の改正時等、必要に応じて計画の見直しを行います。平成24年度からの見直しに際し※微小粒子状物質(PM2.5)の※環境基準が定められたことから、その測定に着手しています。

(1)



(3) 計画の目標達成状況

平成27年度における目標の達成状況は、表3.8.1にまとめています。なお、詳細については参照欄に掲げる第4部各章に掲載しています。

表 3.8.1 平成27年度 生活環境保全計画の目標達成状況

	監視項目	目標値	実施方法及び評価方法	目標の達成状況	達成率	参照		
大気	二酸化硫黄	環境基準	一般局(2)常時監視 1日平均値の2%除外値	2/2	100%	第4部 第6章		
	二酸化窒素	千葉県 環境目標	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値	3/3	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値	0/1	0%			
	二酸化窒素	環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値	3/3	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値	1/1	100%			
	光化学オキシダント	環境基準	一般局(1)常時監視 1時間値	0/1	0%			
	浮遊粒子状物質	環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の2%除外値	3/3	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の2%除外値	1/1	100%			
	微小粒子状物質	環境基準	一般局(1)常時監視 1日平均値の98%値	1/1	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値	1/1	100%			
非メタン系炭化水素	中央公害 対策審議会 答申	一般局(1) 常時監視	年平均 1/1	100%				
		自排局(1) 常時監視	日別 333/364	92%				
水質	河川	健康項目 重金属等27項目	環境基準 (河川)	27項目×3地点 年4回 年間平均値(シアンは最高値)	80/81	99%	第4部 第7章	
		生物化学的 酸素要求量 水素イオン 浮遊物質 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 河川E類型	・3地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	3/3		100%
					日間平均値	12/12		100%
					日間平均値	12/12		100%
	汽水域	健康項目 重金属等25項目	環境基準	25項目×2地点 年1回 年間平均値(シアンは最高値)	50/50	100%		
		海域	化学的 酸素要求量 水素イオン 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 海域C類型	・1地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値		1/1
	日間平均値					3/4		75%
	年間平均値					4/4		100%
	全窒素 全燐 ノニルフェノール LAS		同生活環境項目 海域IV類型	年4回	年間平均値	1/1		100%
			同生活環境項目 生物A類型			0/1		0%
			0/1			0%		
	地質	地下水	トリクロロエチレン等 ※ほう素 ※ふっ素	環境基準	96本・年1回	74/96		77%
					13本・年1回	11/13		85%
					7本・年1回	7/7		100%
		地盤	年間沈下量	年間沈降量が 2cm以下	18地点・年1回 千葉県水準点測量調査 H27年1月1日測定	16/16		100%
騒音・ 振動	道路交通騒音	環境基準	環境基準	昼間12地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル	10/12	83%		
				夜間12地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル	7/12	58%		
				面的評価	2路線 2地点	98.1 ～100%		
	一般環境騒音	環境基準	環境基準	昼間10地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル	10/10	100%		
				夜間10地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル	7/10	70%		
	道路交通振動	55dB以下	55dB以下	昼間6地点・年1回 8時から19時の80%上端値	6/6	100%		
夜間6地点・年1回 19時から8時の80%上端値				6/6	100%			
有害化学 物質等	ダイオ キシン類	大気	環境基準	4地点・年2回 年間平均値	4/4	100%	第4部 第10章	
		水質	環境基準	3地点・年2回 年間平均値	3/3	100%		
		水底の底質	環境基準	3地点・年1回	3/3	100%		
		土壌	環境基準	1地点・年1回	1/1	100%		

第4部

習志野市における環境施策 各論



飛翔するハマシギの群れ

4. 習志野市における環境施策 各論

4.1. 地球温暖化対策推進事業

4.1.1. 住宅用省エネルギー設備普及促進事業

本市では、地球温暖化防止等環境への負荷の低減に資するエネルギーの有効活用の促進を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置した方に対し、設置費の一部を補助しています。

(1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

平成 21 年度より、太陽光エネルギーの有効活用の促進を図るため、補助金制度を創設しました。

表 4.1.1 太陽光発電システム設置費補助金交付実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
交付件数	134 件	180 件	215 件	146 件	110 件	83 件
平均最大出力	3.71kW	3.79kW	3.92kW	4.14kW	5.01kW	4.61kW
補助額	太陽電池の最大出力(単位は kW とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する)に、2.5 万円を乗じた額。上限 10 万円。					

(2) 住宅用ガス高効率給湯器設置費補助金

平成 22 年度より、省エネルギー機器の促進を図るため、習志野市企業局が供給するガスを燃料とする給湯効率の高いガス給湯器の補助金制度を創設しました。

表 4.1.2 ガス高効率給湯器設置費補助金交付実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
交付件数	737 件	1,115 件	1,872 件	811 件	1,116 件
補助額	5 万円			2 万 5 千円	1 万円

※補助対象経費が補助額に満たない場合はその額。

(3) 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

平成 25 年度(平成 26 年 1 月)より、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、「定置用リチウムイオン蓄電システム」「エネルギー管理システム(HEMS)」「電気自動車充電設備(V2H)」について、補助金制度を創設しました。また、平成 27 年度より補助対象設備に「太陽熱利用システム」を追加しました。

表 4.1.3 省エネルギー設備設置費補助金交付実績

設備の種類		定置用リチウム イオン蓄電システム	エネルギー管理 システム(HEMS)	電気自動車 充電設備(V2H)	太陽熱 利用システム
交付件数 (年度別)	平成 25 年度	5 件	14 件	1 件	
	平成 26 年度	9 件	13 件	1 件	
	平成 27 年度	13 件	11 件	0 件	0 件
補助額		上限 10 万円	上限 1 万円	上限 5 万円	上限 5 万円

(4) 家庭用燃料電池設置費補助金

平成 26 年度より、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、家庭用燃料電池の補助金制度を創設しました。

表 4.1.4 家庭用燃料電池設置費補助金交付実績

仕様	都市ガス		LPガス	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
交付件数	4 件	5 件	0 件	1 件
補助額	30 万円		10 万円	

4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア

地球温暖化防止や節電等の環境問題について、多くの市民に考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業であるイオンモール津田沼と協働で開催しました。



表 4.1.5 習志野市・イオン環境フェア実施内容

開催日時	平成 27 年 6 月 4 日(木)~7 日(日)
場 所	イオンモール津田沼
内 容	<p>1. 展示</p> <p>(1) パネル展示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、地球温暖化防止等に関するパネルの展示 ・「住宅用太陽光発電システム」「住宅用ガス高効率給湯器」「住宅用省エネルギー設備」「家庭用燃料電池」の設置費補助制度に関するパネル ・谷津干潟に関するパネル <p>(2) 谷津バラ園の紹介を兼ねたバラの展示</p> <p>2. 体験イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 月 6 日(土) 箸置き&コースター作り 6 月 7 日(日) エコバッグ作り 6 月 6 日・7 日 再生可能エネルギー実験コーナー

4.1.3. 地球温暖化防止パネル展示会

国では平成10年度より毎年12月を「地球温暖化防止月間」と定めています。

本市では、環境問題や地球温暖化防止について多くの方々に考えていただく機会をつくることを目的に、パネル展示会を開催しました。



表 4.1.6 地球温暖化防止パネル展示会実施内容

開催日時	平成27年12月1日(火)～10日(木)
場 所	市民プラザ大久保 多目的ギャラリー
内 容	<p>1. 展示</p> <p>(1) パネル展示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、地球温暖化防止等に関するパネルの展示 ・「住宅用太陽光発電システム」「住宅用ガス高効率給湯器」「住宅用省エネルギー設備」「家庭用燃料電池」設置費補助制度に関するパネル <p>(2) 各種チラシの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止啓発のチラシ類を設置 <p>2. 体験イベント</p> <p>(1) エコツリーの制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市のご当地キャラクター「ナラシド」のイラストに色を塗ってもらい、季節に合わせたクリスマスツリーとして仕上げ、展示 <p>(2) エコバッグ作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月5日 10:00～16:00

4.1.4. みどりのカーテン

みどりのカーテンとは、つる性の植物で建物の窓や壁をおおった自然のカーテンです。これにより、強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周囲の温度を下げる効果が期待できます。本市では平成22年度より、市役所第三分室の南側の壁面に「リュウキュウアサガオ」等を植えてみどりのカーテンを実施しており、市ホームページでの紹介を通じ、普及啓発を行うなど、地球温暖化対策の一つとして取り組みを行いました。



4.1.5. 省エネ法に対する習志野市の取り組み

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)は、より一層のエネルギー使用の合理化により、燃料資源の有効な利用を確保するために平成20年に改正され、平成22年より年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の特定事業者に対して、事業1単位当たりのエネルギー使用量(エネルギー原単位)の報告及び年平均1%以上の改善が求められています。

本市は、市長部局、習志野市教育委員会及び習志野市企業局がそれぞれ特定事業者となり、平成21年度実績分から、国に対してエネルギー使用量の報告を行っています。

表 4.1.7 エネルギー使用量の実績値

	平成25年度 エネルギー使用量	平成26年度 エネルギー使用量	平成27年度 エネルギー使用量	増減率 (平成26年度と平成 27年度との比較)
市長部局	6,325 kl	7,000 kl	6,572 kl	6.1 %減
教育委員会	2,476 kl	2,464 kl	2,594 kl	5.3 %増
企業局	2,062 kl	2,085 kl	2,127 kl	2.0 %増

平成27年度も前年度に引き続き、照明の間引きや空調使用の適正管理等の省エネ努力を行いました。

原油換算にして市長部局は対前年度比で6.1%のエネルギー使用量の削減、教育委員会は5.3%のエネルギー使用量の増加、企業局は2.0%の増加となりました。

教育委員会においては、平成27年度から習志野文化ホールが市へ移管されたことに伴い、増加しています。

表 4.1.8 省エネ対策の具体例

夏	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、スーパークールビズの実施(平成27年5月1日～10月31日) 室内温度28℃に設定 ノーネクタイ、ポロシャツ、チノパンなど、暑さをしのぎやすい服装を推奨 ・クールアースウィークの実施(平成27年8月10日～16日) 午後5時15分以降速やかに退庁し、全庁的に消灯を行い、空調を止めることで、より効果的な省エネを目指しました。
冬	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォームビズの実施(平成27年11月1日～平成28年3月31日) 室内温度20℃に設定 寒さをしのぎやすい服装を推奨 ・冬季省エネウィークの実施(平成28年2月15日～21日) 午後5時15分以降速やかに退庁し、全庁的に消灯を行い、空調を止めることで、より効果的な省エネを目指しました。

4.2. 自然環境

4.2.1. 自然環境の現況

本市南部は、昭和 30 年代後半からの二度にわたる東京湾の埋立てにより、自然海岸線は姿を消し、埋立地に囲まれた形で「谷津干潟」が存在しています。この谷津干潟はシギ・チドリ、カモ類の渡り鳥の飛来地となっており、本市に残された貴重な自然の象徴になっています。

一方北部は、海拔 20～30m ほどの関東ローム台地が広がっており、かつて台地には枝状に谷が入り込み、そこに※谷津田が点在していました。しかし、谷津田も宅地などに変わり、市内には数か所残るだけとなっています。実籾地区に残る谷津田は、市内でも自然が豊かで、景観にもすぐれており、平成 4 年 8 月に「実籾自然保護地区」に指定し、将来にわたって良好な自然環境を保全していくこととしています。

4.2.2. 谷津干潟の保全対策

(1) 環境省の取り組み

谷津干潟は渡り鳥の飛来地であり、都市部に残された貴重な湿地として、昭和 63 年に国指定※鳥獣保護区・特別保護地区に指定され、平成 5 年には※ラムサール条約登録湿地に認定されました。

近年の環境省による調査では、海水の滞留による干潟面の減少、※アオサ類の大量発生や、枯死したアオサの堆積や腐敗による底生生物の減少、※青潮の発生など、水鳥類の採餌環境の悪化が懸念されているとの結果が出されています。また、アオサの腐敗による悪臭は、近隣住民の生活環境にも影響を与えています。



ラムサール条約登録湿地 谷津干潟

本市としては、これまでにさまざまな保全活動を行ってきましたが、広大な谷津干潟の根本的な解決には至らず、管理者である環境省に改善を図るように訴えてきました。

その結果、環境省は平成 22 年度から平成 26 年度にわたり、「国指定谷津鳥獣保護区保全事業基本計画策定等業務」として、鳥類の生息環境の改善などに取り組みました。本事業は国が管理している鳥獣保護区の保全を図るためのものであり、これまで様々な方法により干潟の保全や周辺環境改善に向けた取り組みを実施しています。

平成 27 年度は、過年度から継続的に取り組む底質改良試験、流路の堆積物除去試験、嵩上げ試験、及び杭設置試験の効果についてモニタリングを行い、干潟の干出面積・干出時間の増加、鳥類の採餌場の増加、アオサ生育の抑制状況などの調査に取り組んでいます。また、これまでに地域住民と行政が一体となって実施している「ウェブサイトを用いたアオサ情報の収集」を実施することにより、継続的に情報収集を行っています。

さらに、保全事業を効果的に推進するため、専門家による検討会を 1 回、保全事業の取り組みを市民に周知するための報告会を 1 回、住民参加イベント「ホンビノスガイ調査・生き物しらべ」、「アオサ清掃活動・生き物しらべ」を開催しました。

みんなで見守る谷津干潟 住民参加モニタリング

谷津干潟を保全するには、住民、行政、専門家等の関係機関が連携し、地域が一体となった取組を進めることが必要不可欠です。国指定谷津鳥獣保護区保全事業では、保全事業のための調査の一環として地域住民の方々や行政が一体となり取り組む「みんなで見守る谷津干潟・住民参加モニタリング」を実施しています。

「みんなで見守る谷津干潟」の一環として「ウェブサイトを用いたアオサ情報の収集」を始めました。「ウェブサイトを用いたアオサ情報の収集」では携帯電話やスマートフォンなどを活用し、住民からの情報（アオサの量、におい等）を継続的に収集します。アクセスは「国指定谷津鳥獣保護区保全事業ホームページ」・URL・QRコードよりお願いします。

アクセスは「国指定谷津鳥獣保護区保全事業ホームページ」・URL・QRコードよりお願いします。
<http://yatsu-hozen.com/mon/>

国指定谷津鳥獣保護区保全事業

ウェブサイトを用いたアオサ情報の収集（とりまとめ結果は国指定谷津鳥獣保護区保全事業検討会に報告されます）

- アオサの量の季節変化
- アオサのにおい
- 写真による干潟の記録

どこでもアオサ観察

「どこでもアオサ観察」は任意の場所でのアオサの観察、干潟の写真を投稿できます。入力項目は少なく、比較的難易度が高いページです。谷津干潟のことに詳しい方へおすすすめです。

←携帯・スマホのアクセスはこちらから

環境省 関東地方環境事務所
住民参加モニタリング



底質改良試験



嵩上げ試験



杭設置試験



流路堆積物除去試験



保全事業報告会

(2) 本市の取り組み

管理者である環境省が主体的に保全にかかわる事業を行うよう働きかけるとともに、地元住民や保護団体との調整を図る等の支援を行っています。

市の取り組みとしては、谷津干潟自然観察センターを中心に環境保全につながる取り組みを普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について啓発などを続けています。

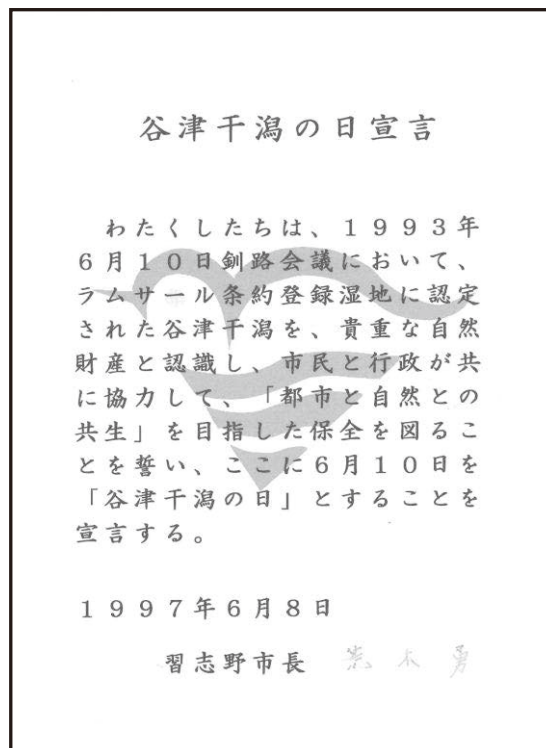
今後も引き続き環境省と連携し、谷津干潟の保全を図るための支援を続けていきます。

4.2.3. 谷津干潟の日行事

本市では、平成9年に、谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とすることを宣言し、その後、平成11年に制定した習志野市環境基本条例の第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

毎年6月には、谷津干潟への関心を高めるため「谷津干潟の日」のイベントを行っており、平成27年度は、「ようこそ！みんなの“ふるさと”谷津干潟～自然がいっぱい習志野のたから～」をテーマにイベントを開催しました。

このイベントでは、6月6日(土)・7日(日)の2日間で「鳥の目からどう見える？“ふるさと”谷津干潟」をテーマとしたトークショー、「谷津干潟市民クリーン作戦」を開催するなど、様々なイベントを開催しました。



谷津干潟の日宣言



オープニングセレモニー



谷津干潟の日イベント ～巨大貝を探せ～

表 4.2.1 谷津干潟の日イベント内容・参加者数

「平成 27 年度 谷津干潟の日」 平成 27 年 6 月 6 日(土)・7 日(日) 参加者人数:延べ 6,345 人	
日時	イベント内容
平成 27 年 6 月 6 日(土) 参加者人数:延べ 2,682 人	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングセレモニー ・谷津干潟市民クリーン作戦 ・谷津干潟の日環境ウォーク ・市立第一中学校管弦楽部アンサンブルコンサート ・よさこいソーラン(千葉工業大学) <p style="text-align: right;">等</p>
平成 27 年 6 月 7 日(日) 参加者人数:延べ 3,663 人	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津干潟市民クリーン作戦 ・人形劇上演 ・トークショー「鳥の目からどう見える? “ふるさと”谷津干潟」 ・ダブルダッチ(県立津田沼高校) ・谷津おどり <p style="text-align: right;">等</p>
6 月 6 日・7 日 両日開催	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津干潟タイムトラベル! ・貝殻アート工作~ホンビノスガイで作って遊ぼう~ ・市民参加模擬店 <p style="text-align: right;">等</p>



第一中学校管弦楽部
アンサンブルコンサート



トークショー
「鳥の目からどう見える? “ふるさと”谷津干潟」



プランクトン観察コーナー



チドリのブローチ教室

4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本会議は、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村で構成され、ラムサール条約に登録されている湿地とその他の湿地の市町村間の情報交換及び協力を推進することによって地域レベルの湿地保全活動を促進し、湿地の適正な管理に資することを目的として設置された会議です。(会員市町村数 67 市町村、会員湿地数 50 湿地：平成 28 年 3 月 31 日現在)

平成元年 6 月に釧路市で開催されたことから始まり、主管者会議は毎年 1 回、市町村長会議は 3 年に 1 回開催されています。

<平成 27 年度 主管者会議>

- ① 開催日 平成 27 年 7 月 9 日から 7 月 10 日
- ② 開催場所 福井県若狭町・美浜町
- ③ 参加市町村 23 市町村

4.2.5. ブリスベン市との湿地交流

平成 10 年 2 月 25 日にオーストラリア・ブリスベン市と、両市間を行き交うシギ・チドリ類の保護と湿地の保全を協力して行うことを目的に、湿地提携を締結しました。

ブリスベン市には谷津干潟と同じくラムサール条約登録湿地である※ブーンドル湿地があります。

谷津干潟自然観察センターが作成した谷津干潟や鳥の状況、イベントなどの情報をブリスベン市へ提供し、ブリスベン市からはブーンドル湿地の情報提供を受け、習志野市谷津干潟自然観察センターにある常設の湿地交流コーナーに掲示しています。

平成 27 年度は、5 月 23 日から 5 月 26 日までの 4 日間、ブリスベン市の訪問団が習志野市を訪問し、観察センターの視察等を行いました。また、ブーンドル湿地環境センターのボランティアにて刊行された季刊誌や、メッセージパネルの提供を受けるなどの交流が続けられています。



4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター

習志野市谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として、平成6年7月に開設されました。

観察センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映等を行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池などがあり、レンジャーによる観察案内も行われています。

なお、観察センターの管理運営は、平成19年度より指定管理者が行っています。



習志野市谷津干潟自然観察センター

表 4.2.2 習志野市谷津干潟自然観察センター年間入館者数

単位：人

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入館者数	34,707	39,433	53,150	42,271	43,593

(2) 平成 27 年度に実施した主な事業

① 観察会・講座等

谷津干潟及び野鳥をはじめとする生き物に興味を持ってもらうことを目的に、観察会、講座、展示・催し等を開催しました。

表 4.2.3 観察会

行事名	内容	参加者
ぶらっと観察会	初心者を対象とした観察会を 11 回実施しました。	178 名
谷津っこ探検隊	子供たちに谷津干潟の生き物や植物に親しみを持ってもらうための観察会を 3 回実施しました。	53 名
プランクトン観察会	干潟の重要な生き物であるプランクトンを採取し、顕微鏡での観察会を 3 回実施しました。	162 名
体験型観察会	親子対象に観察に限らず、植物など自然の素材を使った遊びや体の五感を活用する自然体験観察会を 13 種類実施しました。	305 名

表 4.2.4 講座

講座・講演名	内容	参加者
スライド会・ネパールの鳥や動物たち	ガイドとしてネパールを訪れたスタッフが、ネパールの鳥や動物について、スライドを用いて講演しました。	36名
デジタルカメラでネイチャーフォト教室(入門編)	初心者向けのデジタルカメラの撮影講座を開催しました。	11名
骨から見える鳥の世界	野鳥の骨格を使い、野鳥の生態等を学ぶ講座を開催しました。	24名
ボランティア入門講座	観察センターでボランティア活動をするうえで必要となる、谷津干潟の鳥をはじめとする生物の基礎的知識と、自然解説手法を習得するための講座を5回シリーズで開催しました。	28名
ボランティア研修	観察センターでボランティア活動を行う際に必要な考え方、知識、技術を習得するための講座を2回開催しました。	14名

表 4.2.5 展示・催し

展示名	内容
ボルネオ ～シギ・チドリの冬の楽園～	シギ・チドリの越冬地の一つであるボルネオの自然やその現状、現地でのシギ・チドリの様子を紹介 期間:平成27年4月4日から5月31日
アオサ展 ～アオサってどんな海藻～	谷津干潟の海藻の働きや種類などを紹介 期間:平成27年6月11日から7月16日
干潟の生き物展	谷津干潟で確認されたカニの紹介および水槽の展示 期間:平成27年7月18日から8月30日
大正6年の高潮と谷津干潟	約100年前に習志野の海岸を襲った台風による高潮被害、地域住民の台風対策について紹介 期間:平成27年9月2日から9月30日
東京湾の自然紹介展 ～葛西臨海公園～	東京湾奥にある葛西臨海公園の自然を紹介 期間:平成27年10月2日から11月29日
数内正幸原画展	数内正幸美術館から借り受けた、動物画家の数内正幸氏が書き遺した約50点の原画を展示 期間:平成27年12月9日から平成28年1月24日
富士鷹なすび 野鳥おもしろ原画展	世界湿地の日に合わせた、野鳥漫画家富士鷹なすび氏の原画展 期間:平成28年1月26日から2月28日
みんなの谷津干潟展	谷津干潟の生きものや風景を題材にした写真、俳句、絵画、工作などの市民作品を展示 期間:平成28年3月1日から3月31日

② 広報・PR

谷津干潟及び観察センターの認知度を高め、来館促進を図るため、以下のとおり広報活動を行いました。また、近隣の公民館、小中学校、駅に利用促進用ポスターの掲出、定期刊行物やチラシを配布し、積極的な広報を展開しました。

(ア)ホームページ(随時更新)の運用

(イ)定期刊行物の発行…干潟だより(年4回)、行事カレンダー(年4回)

(ウ)観察会、講演会等の告知用ポスター・チラシの製作

(エ)マスメディアへの資料提供、取材協力等

③ 観察センターのボランティア活動

平成7年からボランティア活動事業を立ち上げてきました。活動内容は来館者への観察案内を中心に観察センターの施設管理等の活動メニューがあります。なお、平成27年度末のボランティア登録者数は126名で、年間の延べ活動人数は1,651人でした。

4.2.7. 自然とのふれあいの推進

(1) 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、平成14年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。その後、4本が指定解除され、平成28年3月末現在は71本となっています。

市民への活用を図るため、名木に樹木表示板を設置し、ホームページに「習志野市名木百選一覧」や5つの散策コースを紹介した「ぶらっと散策マップ」を掲載しています。

表 4.2.6 名木百選所在地一覧(その1)

平成 28 年 3 月 31 日現在

指定 番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
1	アメリカスズカケノキ(ブラタナス)	②大きな木	谷津 3 丁目	谷津公園
2	モクゲンジ、オオモクゲンジ	④めずらしい木	〃	〃
3	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
4	ウコン(サクラ)	④めずらしい木	〃	〃
5	スモークツリー	④めずらしい木	〃	〃
6	タブノキ	②大きな木	谷津 1 丁目	西光寺山門脇
7	スダジイ	①古くからある木	〃	西光寺境内
9	ウメ	④めずらしい木	秋津 4 丁目	秋津公園やすらぎ広場
10	ハナミズキ	⑥姿や形がきれいな木	秋津 3 丁目	秋津公園平和の広場
11	ソテツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	秋津総合福祉センター内
12	ユリノキ	④めずらしい木	香澄 5 丁目	香澄公園
13	エノキ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
14	ラクウショウ	④めずらしい木	〃	〃
15	シナサワグルミ	⑥姿や形がきれいな木	香澄 3 丁目	〃
16	フサアカシア	②大きな木	香澄 4 丁目	緑道
17	イチョウ	①古くからある木	津田沼 4 丁目	東漸寺境内
18	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
19	イチョウ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼 7 丁目	菊田公園
20	シダレヤナギ	⑥姿や形がきれいな木	津田沼 3 丁目	菊田水鳥公園
21	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
22	クスノキ	②大きな木	鷺沼 2 丁目	市教育委員会前
24	スダジイ	⑤地域のシンボルとなっている木	鷺沼 1 丁目	市役所庁舎
25	タブノキ	①古くからある木	津田沼 6 丁目	スーパー駐車場
26	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	鷺沼 3 丁目	白鷺園内
27	スダジイ	①古くからある木	〃	八剣神社境内
28	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼 1 丁目	さくら公園
29	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
30	イチョウ	①古くからある木	藤崎 1 丁目	子安観音堂脇
31	イチョウ	②大きな木	〃	子安神社境内
32	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
33	スダジイ	②大きな木	〃	〃
34	スダジイ	②大きな木	〃	〃
35	タブノキ	②大きな木	〃	〃
36	ムクノキ	②大きな木	〃	〃
37	タブノキ	②大きな木	〃	〃
38	ヤブツバキ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃(ヤブツバキ群)

<名木の分類>

- ①古くからある木(明治時代からある木)
- ②大きな木(胸の高さで太さが 3m 以上の木)
- ③いわれのある木(文献や言い伝えがある木)
- ④めずらしい木(市内では稀少な木、独特の形をしている木)
- ⑤地域のシンボルとなっている木(学校や公園、街の中にあって目印となる木)
- ⑥姿や形がきれいな木(きれいな花やみごとな実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木)

表 4.2.7 名木百選所在地一覧(その2)

平成 28 年 3 月 31 日現在

指定 番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
39	タブノキ	①古くからある木	藤崎 3 丁目	愛宕様境内
40	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
41	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
43	アメリカスズカケノキ(プラ タナス)	⑤地域のシンボルとなっている木	藤崎 6 丁目	大久保小学校校庭
44	セイヨウハコヤナギ(ポプラ)	⑥姿や形がきれいな木	本大久保 3 丁目	中央公園グラウンド脇
45	アカガシ	①古くからある木	屋敷 3 丁目	天津神社境内
46	クスノキ	②大きな木	屋敷 5 丁目	花の実園分場内
47	タブノキ	⑤地域のシンボルとなっている木	実靱本郷	実靱高校グラウンド付近
48	トウカイザクラ	④めずらしい木	実靱 2 丁目	実靱本郷公園内
49	タギョウショウ	⑥姿や形がきれいな木	〃	旧鍋田家住宅内
50	スダジイ	③いわれのある木	実靱 1 丁目	第二中学校正門脇
51	スダジイ	③いわれのある木	〃	〃
52	アカガシ	①古くからある木	大久保 4 丁目	誉田八幡神社境内
53	アカガシ	①古くからある木	〃	〃
54	アカガシ	①古くからある木	〃	〃
55	カヤ	①古くからある木	〃	アパート敷地
56	ユリノキ	②大きな木	泉町 3 丁目	街路
57	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	新栄 1 丁目	新栄 1 丁目児童遊園
58	アケボノスギ(メタセコイア)	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	習志野借生園正門脇
59	センダン	④めずらしい木	実靱 1 丁目	実靱小学校校庭
60	ハリギリ	④めずらしい木	〃	実靱小学校斜面地
61	タブノキ	①古くからある木	〃	大原神社境内
62	アカガシ・クロマツ	④めずらしい木	〃	〃
63	ケヤキ	⑤地域のシンボルとなっている木	実靱 4 丁目	実靱 3 号公園
64	ソメイヨシノ	②大きな木	〃	〃
65	ダイオウマツ	④めずらしい木	東習志野 1 丁目	習志野高校正門脇
66	タイサンボク	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野 2 丁目	ブレーメン習志野敷地内
67	ヤマザクラ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野 3 丁目	東習志野こども園内
68	アケボノスギ(メタセコイア)	②大きな木	東習志野 3 丁目	東習志野小学校内
69	アケボノスギ(メタセコイア)	⑥姿や形がきれいな木	〃	総合教育センター前
70	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	街路
71	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	第四中学校校庭脇
72	クスノキ	②大きな木	東習志野 6 丁目	実花小学校正門脇
73	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野 7 丁目	実花緑地(クロマツ林)
75	ヒマラヤスギ	②大きな木	東習志野 8 丁目	東習志野ふれあい広場

<名木の分類>

- ①古くからある木(明治時代からある木)
- ②大きな木(胸の高さで太さが 3m 以上の木)
- ③いわれのある木(文献や言い伝えがある木)
- ④めずらしい木(市内では稀少な木、独特の形をしている木)
- ⑤地域のシンボルとなっている木(学校や公園、街の中にあって目印となる木)
- ⑥姿や形がきれいな木(きれいな花やみごとに実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木)

4.2.8. 自然保護地区等の保全

都市化が進む本市では、宅地開発等により既存の緑が減少していることから、自然保護及び緑化の推進を図るための事業を行っています。自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくために、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」(昭和47年条例第32号)に基づき、自然保護地区及び都市環境保全地区、保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

(1) 自然保護地区

本市北東部の実籾地区に位置する実籾自然保護地区は、谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっています。平成4年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。

この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。

表 4.2.8 自然保護地区

平成28年3月31日現在

地区名	名称	所在地	指定面積(m ²)	指定年月日
実籾	実籾自然保護地区	実籾2丁目	10,283	H4.8.1

(2) 都市環境保全地区

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。平成28年3月末現在、23か所 54,327 m²を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

表 4.2.9 都市環境保全地区(その1)

平成28年3月31日現在

地区名	名称		所在地	指定面積m ²	指定年月日
向山	1	東福寺都市環境保全地区	谷津2丁目	1,553	S52.4.1
	小計	1か所		1,553	
谷津	1	丹生神社都市環境保全地区	谷津1丁目	2,324	S52.4.1
	2	西光寺都市環境保全地区	〃 1丁目	1,874	S52.4.1
	小計	2か所		4,198	
津田沼	1	菊田神社都市環境保全地区	津田沼3丁目	3,756	S52.4.1
	2	津田沼3丁目都市環境保全地区	〃 3丁目	338	S52.4.1
	3	東漸寺都市環境保全地区	〃 4丁目	3,034	S52.4.1
	4	大六天都市環境保全地区	〃 4丁目	308	S52.4.1
	小計	4か所		7,436	

表 4.2.10 都市環境保全地区(その2)

平成28年3月31日現在

地区名		名称	所在地	指定面積㎡	指定年月日
鷺沼 鷺沼台	1	根神社都市環境保全地区	鷺沼1丁目	3,242	S52.4.1
	2	八坂神社都市環境保全地区	〃 3丁目	180	S52.4.1
	3	八剣神社都市環境保全地区	〃 3丁目	3,922	S52.4.1
	4	慈眼寺都市環境保全地区	〃 3丁目	5,613	S52.4.1
	5	源太塚都市環境保全地区	〃 1丁目	796	S52.4.1
	6	鷺沼台都市環境保全地区	鷺沼台4丁目	280	S52.4.1
	小計	6 箇所			14,033
藤崎	1	子安神社都市環境保全地区	藤崎1丁目	3,239	S52.4.1
	2	藤崎都市環境保全地区	〃 4丁目	3,483	S53.3.17
	3	藤崎3丁目都市環境保全地区	〃 3丁目	1,231	H2.8.27
	小計	3 箇所			7,953
大久保 泉町	1	誉田八幡神社都市環境保全地区	大久保4丁目	2,596	S52.4.1
	小計	1 箇所			2,596
花咲 屋敷	1	天津神社都市環境保全地区	屋敷3丁目	672	S52.4.1
	小計	1 箇所			672
実籾 新栄 実籾本郷	1	大原神社都市環境保全地区	実籾1丁目	9,733	S52.4.1
	2	大宮神社都市環境保全地区	実籾本郷	100	S52.4.1
	3	実籾都市環境保全地区	実籾2丁目	4,676	H2.8.27
	4	実籾本郷都市環境保全地区	実籾本郷	981	H2.8.27
	小計	4 箇所			15,490
東習志野	1	八幡稻荷神社都市環境保全地区	東習志野2丁目	396	S52.4.1
	小計	1 箇所			396
合計	23 箇所			54,327	

(3) 保存樹木

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える重要な役割も担っています。
保存樹木として13本(5種類)を指定しています。

表 4.2.11 保存樹木

平成28年3月31日現在

指定 番号	樹種名	形状		指定年月日	所在地
		樹高(m)	幹周り(m)		
2	イチヨウ	15.5	1.27	S52.12.28	津田沼 5-1397-1
3	ケヤキ	11.5	3.15	〃	津田沼 4-1197
4	タブノキ	14.0	2.60	〃	藤崎 1-188
5	〃	14.0	3.20	〃	〃
6	〃	13.5	3.70	〃	藤崎 1-190
7	エノキ	15.0	1.96	〃	大久保 1-392-1
9	クロマツ	6.5	0.50	S53. 3.17	東習志野 3-340-4
10	〃	15.5	1.03	〃	〃
12	〃	10.5	0.70	〃	〃
38	〃	16.5	1.00	〃	市道 11-041 号線脇
56	〃	14.0	1.11	〃	東習志野 3-310
59	〃	9.5	0.83	〃	〃
66	ケヤキ	14.5	1.84	S57. 4. 1	藤崎 1-66-1

4.3. 公園・緑地

4.3.1. 緑の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園とは、都市計画区域において、都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体または国が設置する公園及び緑地です。これらの都市公園は、良好な都市環境を形成し、大気汚染などの都市公害を緩和し、また、災害時の避難場所や延焼の防止として機能するとともに、レクリエーション空間として、スポーツ・文化等の多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースであり、都市における基幹的な公共施設です。

本市では街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地及び緩衝緑地等の都市公園が、市内全域で、平成27年度末現在215か所、1,122,399.94㎡を整備しています。

(2) 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

① 地域花壇

街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。市内全域で50か所、4,413.28㎡の地域花壇を整備しています。

② 道路緑化

道路の緑化は、道路の緑陰が歩行者に清涼感をあたえ、都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するものです。

③ 事業所緑化

事業所、とりわけ工場は「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要となり、事業者に対し、緑化協定の締結を指導するとともに、敷地内の緑化を推進するよう協力を求めています。

平成27年度末現在の、緑化協定締結状況は116件で、敷地面積2,421,929.35㎡、緑化面積489,799.66㎡、緑化率20.22%となっています。

表 4.3.1 緑化協定締結状況(過去5か年の状況)

年度	件数	敷地面積(㎡)	緑地面積(㎡)	緑化率(%)
平成23年度	6	164,938	33,808	20.5
24年度	1	3,952	837	21.2
25年度	1	46,168	9,254	20.0
26年度	2	115,059	23,397	20.3
27年度	1	102,397	24,407	23.8

※件数、面積は、年度毎の新規・変更受付件数とその面積

表 4.3.2 公園・緑地等整備状況一覧表(その1)

平成28年3月31日現在 単位:m²

種別 地区別	都市公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑道	都市緑地	緩衝緑地	都市公園 小計
谷津・奏の杜	14 箇所 11,943.68		1 箇所 38,354.28		2 箇所 9,142.40		16 箇所 21,086.08
向山	11 箇所 11,787.70				4 箇所 2,703.56	176,181.43	16 箇所 229,026.97
津田沼	15 箇所 17,822.71	1 箇所 6,089.60			2 箇所 607.01		18 箇所 24,519.32
藤崎	15 箇所 10,578.69	1 箇所 15,853.65					16 箇所 26,432.34
鷺沼・鷺沼台	15 箇所 8,595.16	1 箇所 14,484.33					16 箇所 23,079.49
大久保・泉町・ 本大久保 1~2 丁目	17 箇所 15,658.11			1 箇所 41,500.00			
花咲・屋敷・ 本大久保 3~5 丁目	19 箇所 18,438.50	1 箇所 20,444.49			4 箇所 6,836.40		25 箇所 87,219.39
実籾・新栄 実籾本郷	18 箇所 19,461.39	1 箇所 15,398.41	1 箇所 41,328.74		2 箇所 2,686.88		22 箇所 78,875.42
東習志野	16 箇所 15,622.75				1 箇所 235.64		17 箇所 15,858.39
実花	7 箇所 12,656.93				1 箇所 10,712.35		8 箇所 23,369.28
袖ヶ浦西	4 箇所 9,421.05	1 箇所 22,225.00	1 箇所 32,946.73		2 箇所 16,430.94		7 箇所 48,076.99
袖ヶ浦東	4 箇所 8,647.58	1 箇所 23,073.27			4 箇所 712.12	6 箇所 18,357.37	
秋津・茜浜	6 箇所 14,907.26			4 箇所 23,024.24	1 箇所 84,270.10	162,909.40	12 箇所 285,111.00
香澄・芝園	4 箇所 9,987.88	2 箇所 34,945.57		3 箇所 20,622.28		94,794.36	9 箇所 160,350.09
計	165 箇所 185,529.39	9 箇所 152,514.32	4 箇所 154,129.75	11 箇所 44,358.64	25 箇所 151,982.65	全体 1 箇所 433,885.19	215 箇所 1,122,399.94

表 4.3.3 公園・緑地等整備状況一覧表(その2)

平成 28 年 3 月 31 日現在 単位:m

種別 地区別	都市公園				
	児童遊園 広場	都市緑地 以外の緑地	緑道 (km)	地域花壇	苗圃
谷津・奏の杜				6 か所 565.97	
向山			0.23	5 か所 441.11	
津田沼			0.60	13 か所 997.20	
藤崎	2 か所 1,641.00	1 か所 13,612.57		5 か所 126.49	
鷺沼・鷺沼台	1 か所 675.00		0.83	3 か所 166.50	1 か所 732.00
大久保・泉町・ 本大久保 1～2 丁目			1.88	6 か所 751.87	
花咲・屋敷・ 本大久保 3～5 丁目				4 か所 652.55	
実籾・新栄 実籾本郷		1 か所 3,770.91	0.43	2 か所 174.00	
東習志野			0.63	2 か所 108.95	
実花			1.19	3 か所 238.60	
袖ヶ浦西			1.00		
袖ヶ浦東			0.18	1 か所 190.04	
秋津・茜浜			3.89		
香澄・芝園		1 か所 23,601.52	3.09		
計	3 か所 2,316.00	3 か所 40,985.00	13.95	50 か所 4,413.28	1 か所 732.00

4.3.2. 都市公園等の整備

(1) 都市公園の整備

現在は財政状況が切迫し、さらに一部地区を除き市域全体が市街化され、都市公園用地を確保することが難しくなる等の課題を抱えていますが、「習志野市緑の基本計画」や「習志野市長期計画」等により、都市公園の立地性を踏まえ、地域の特性を活かした都市公園の整備を積極的に推進していきます。

(2) 緑化の推進

都市の緑化を継続し、かつ現存する自然の保護を円滑に推進していくためには、市民の深い理解と強い協力が必要であり、本市では市民の良好な生活環境の保全に努めると同時に、緑化に対する啓発運動の展開や居住地の緑化の推進を図っていきます。

(3) 習志野市谷津バラ園

谷津公園内にある習志野市谷津バラ園には、約 800 種類、7,500 株のバラが栽培されており、主に春と秋に美しい花を咲かせます。

谷津バラ園は、昭和 57 年 12 月に谷津遊園の閉園に伴いバラ園も閉鎖されましたが、装いも新たに昭和 63 年 5 月に市民の要望に応じて、本市の都市公園である谷津公園内に開設されました。特色はオールドローズを主体に、香りの庭コーナーや日本の皇室・世界の王室コーナー等があり、静的なバラに動的な水の流れを配し、花のない時期においても庭園の美しさを楽しめるよう塑像を配置するなど、一年を通して親しんでいただけるようにしました。また、平成 16 年度に、市制 50 周年を記念した品種「ローズ 50・ならしの」が誕生しました。

なお、谷津バラ園の管理運営は、平成 25 年度より指定管理者が行っています。



習志野市谷津バラ園



ローズ 50・ならしの

表 4.3.4 年間入園者数

単位：人

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入園者数	55,782	63,996	63,662	59,329	65,620

4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開

(1) 緑の啓発

家庭緑化の一環として子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

(2) 習志野市緑のふるさと基金

習志野市緑のふるさと基金(習志野市緑のふるさと基金条例(平成 5 年 3 月制定))は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である文教住宅都市憲章に定める緑豊かなまちづくりに基づき、民有地緑化の推進と合わせ、暮らしの中で緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と行政が協力して緑豊かなまちをつくることを目的としています。

平成 27 年度は次の施策を実施しました。

- ・緑化普及啓発(花の種子配布)
- ・庁舎、各公民館への募金箱の設置
- ・その他、緑のふるさと基金の活動

4.4. 廃棄物対策

4.4.1. ごみの収集

(1) 一般廃棄物の収集

本市では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ(蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、アスベスト含有家庭用品)、資源物(ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類、食品用白色発泡トレイ)に分別し、収集をしています。

燃えるごみは週3回、燃えないごみは月2回、有害ごみは月1回、資源物は週1回の収集を実施しています。排出者は市の指定した日時に市指定袋や透明または半透明の中身の分かる袋によりごみ集積所へ排出します。

粗大ごみの収集は、排出者があらかじめ粗大ごみ受付センターへ申込みをし、品目別に定められた手数料を支払うことにより、指定した日時に戸別に行っており、食品用白色発泡トレイは、公民館等の拠点施設で定期的に回収をしています。

また、平成27年2月より市内10か所の公共施設において、使用済み小型家電の拠点回収を行っています。なお、事業系一般廃棄物は、排出者自ら、または市が許可した収集運搬業者がクリーンセンターへ搬入しています。

4.4.2. ごみの処理

(1) 平成27年度ごみ処理フロー

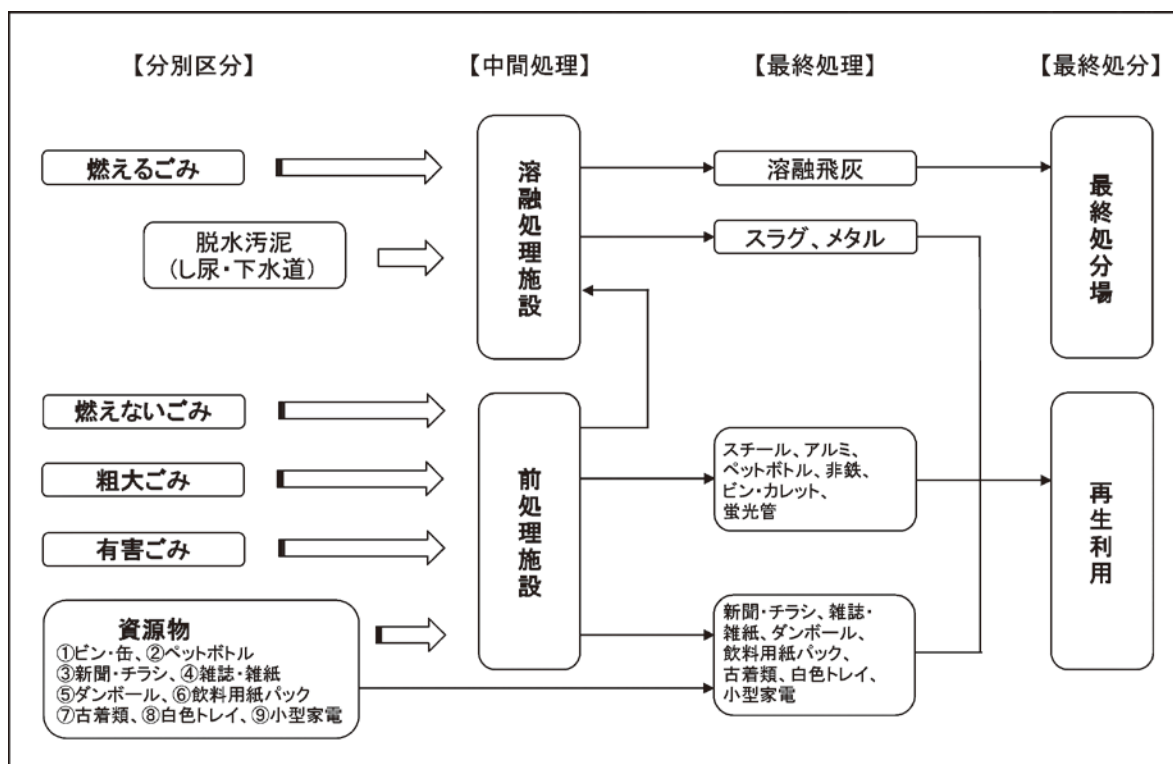


図 4.4.1 ごみ処理の流れ

(2) 処理量の年度別推移

ごみの総排出量は、平成26年度と平成27年度を比べると468t減少しました。燃えるごみにおいては、事業系のごみが増えたことにより、平成27年度は増加しています。

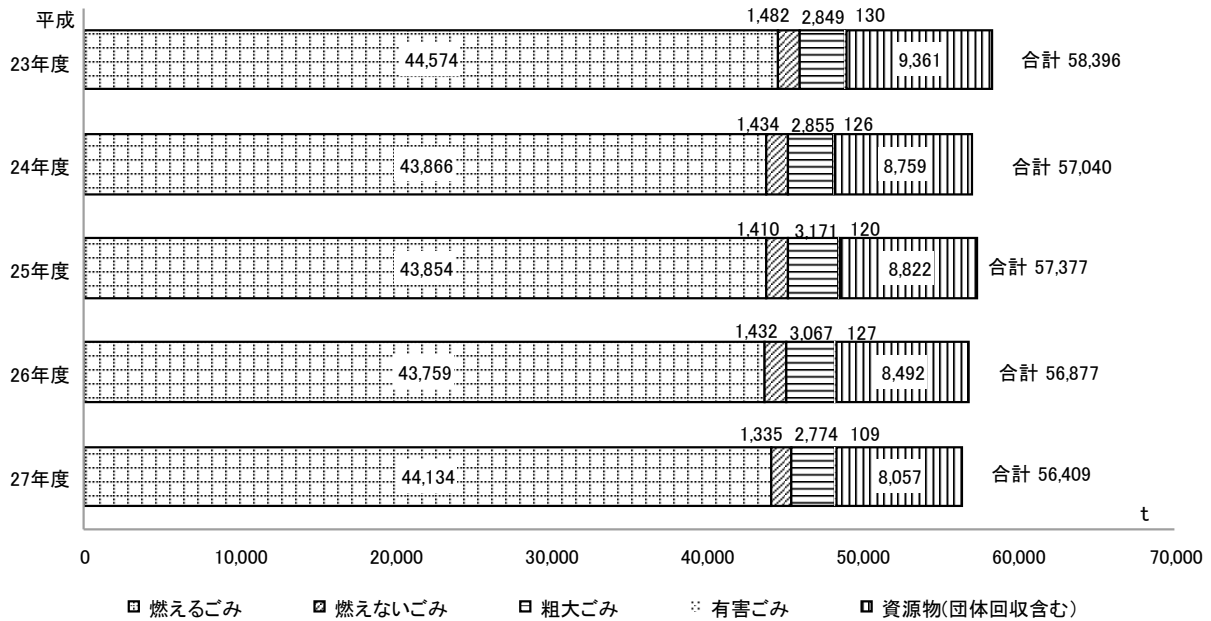


図 4.4.2 処理量の年度別推移

(3) ごみ処理経費

ごみや資源物などの収集や処理をするには多くの経費がかかります。平成26年度より開始した清掃工場の老朽化に伴う工事等により、ごみ処理経費は平成27年度についても増加しています。ごみ処理経費を減少させるためには、3Rを推進し、ごみ量を大幅に減らす必要があります。環境負荷の低減につながります。

表 4.4.1 ごみ処理経費

年度	ごみ処理経費	1tあたり経費	1人あたり経費
平成23年度	2,179,724(千円)	34,581(円)	13,197(円)
24年度	2,240,995(千円)	36,467(円)	13,549(円)
25年度	2,201,472(千円)	35,680(円)	13,170(円)
26年度	3,444,879(千円)	56,202(円)	20,478(円)
27年度	3,233,348(千円)	53,603(円)	19,077(円)

※平成28年3月31日現在 常住人口 169,491人

(平成27年10月1日現在の国勢調査人口の速報値を基準として集計したもの)

※ごみ処理経費は、決算事項別明細書より清掃総務費(し尿処理に係る経費は除く)及び塵芥処理費を合計した額(人件費は職員数で按分して算出)

(4) ごみ質分析

可燃ごみに占める紙類の割合は、毎年高い状態が続いています。このことから紙類の減量に向けた対策が必要であります。

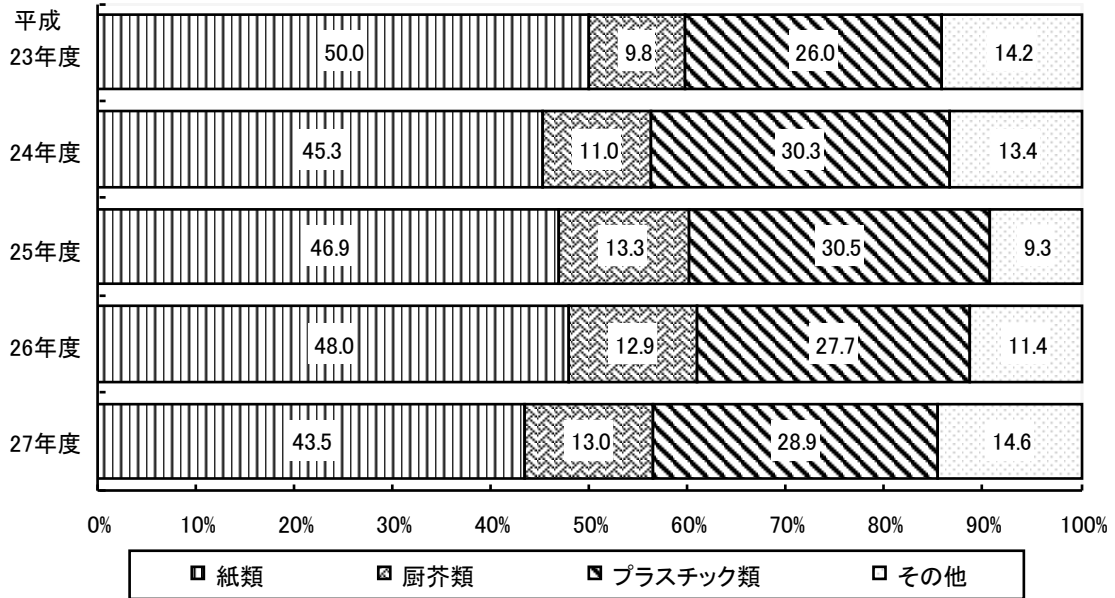


図 4.4.3 可燃ごみのごみ質分析の推移

(5) 一般廃棄物の処理施設

本市で発生した一般廃棄物は、次の施設において処理を行っています。

表 4.4.2 処理内容・施設名・所在地等

①焼却(熔融)処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	習志野市芝園3丁目2番1号
	処理方式	ガス化・高温熔融一体型直接熔融炉
	処理能力(※)	219t/日(73t/日×3炉)

※平成18年5月25日に処理能力を軽微変更しました。

②粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む)
	処理能力(※)	49.65t/5h(粗大15.65t/5h+不燃19.05t/5h+ペットボトル4.85t/5h+ビン・缶10.1t/5h)

※平成21年8月10日に処理能力を軽微変更しました。

③し尿処理施設	施設名	茜浜衛生処理場
	所在地	習志野市茜浜3丁目7番6号
	処理方式	低希釈二段活性汚泥処理+高度処理方式
	処理能力	90kl/日(し尿:51kl/日、浄化槽汚泥:39kl/日)

※平成27年3月31日をもって施設を休止しました。(平成27年4月1日より市川市へ処理委託開始)

(6) その他一般廃棄物処理に関する事項

一般廃棄物と併せて、下水道脱水汚泥(※産業廃棄物)を 3,863t 処理しています。

(7) 処理施設の稼働状況

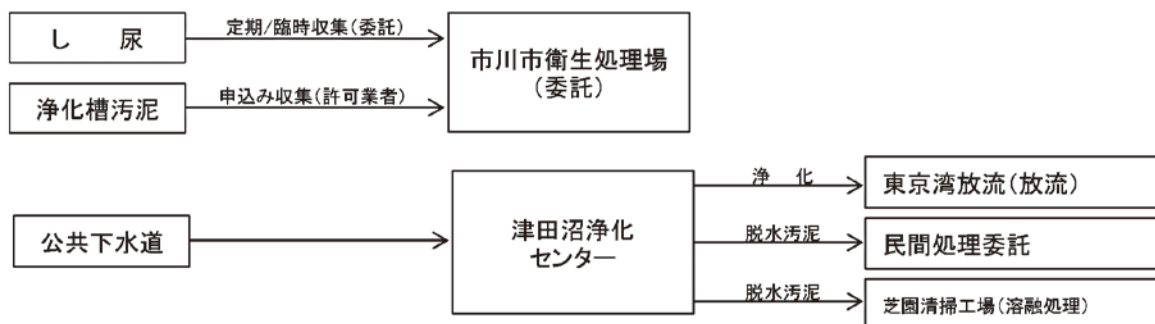
本市では、平成 14 年から芝園清掃工場を稼働させ、燃えるごみ及び残渣とし尿、下水道の脱水汚泥の熔融処理を行い、熔融飛灰については、他県の処分場で埋立てをしています。同工場ではダイオキシン類排出防止対策、ごみを処理する過程で発生する熱エネルギーの活用(施設内)、熔融生成物(スラグ・メタル)の再資源化を行っています。

芝園清掃工場における平成 27 年度の排ガスのダイオキシン類測定調査結果は、1号炉 0.0065ng-※TEQ/m³N、2号炉 0.00026ng-TEQ/m³N、3号炉 0.00021ng-TEQ/m³N であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定められた平成 14 年 12 月 1 日からの排出基準(0.1ng-TEQ/m³N)を下回っています。なお、厚生労働省が示す「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に運転指標として示されている燃焼管理等によって運転し、更なるダイオキシン類の削減策に努めています。

4.4.3. し尿処理の現況

本市のし尿は、公共下水道の普及による汲み取り量の減少から、平成 8 年度より全量を民間に委託し、収集しています。一方、浄化槽汚泥は、市の許可業者が市民等の申込みにより収集しています。

収集後のし尿及び浄化槽汚泥については、平成 26 年度までは茜浜衛生処理場において処理を行っていましたが、平成 27 年度からは市川市に委託して処理を行っています。



※し尿・浄化槽汚泥の処理等については、平成 27 年 3 月 31 日までは、茜浜衛生処理場で実施

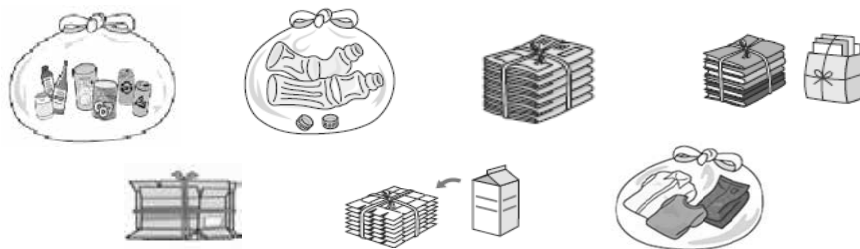
図 4.4.4 し尿処理の現況

4.4.4. 資源循環型社会の形成

平成24年5月に策定した「一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」に基づき、平成25年度から平成29年度までの5か年の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示し、整備する施設の種類、規模等の概要をまとめた「循環型社会形成推進地域計画」を平成24年12月に策定しました。同計画に基づき、平成25年度に芝園清掃工場の設備診断を実施し、「芝園清掃工場長寿命化計画」を策定しました。そして、平成26年度から平成28年度にかけて、芝園清掃工場の老朽化対策事業を実施しています。

(1) 集積所の資源物収集

ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類に分別し、週1回「資源物収集日」に収集しています。このほか食品用白色発泡トレイや使用済み小型家電を公民館などで拠点回収し、循環型社会の形成を図っています。



(2) 使用済み小型家電のボックス回収

小型家電に含まれる希少金属(レアメタル)など資源の有効活用を目的に、平成25年4月に「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、本市においても、平成27年2月13日から、市内10か所の公共施設に設置した専用のボックスで回収を行っています。なお、小型家電はこれまでどおり、集積所に燃えないごみとして出すことも可能となっています。



<対象品目>

電話、ラジオ、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、小型電子機器、家庭用医療機器、理容用機器、電灯、時計、ゲーム機器、カー用品、これら付属品など小型家電15品目で投入口(縦15cm、横30cm)に収まるもの。

<回収ボックス設置場所>

市役所第三分室2階、市民課棟受付、市民課連絡所(東部・西部・JR津田沼駅南口)、公民館(菊田・大久保・実花・袖ヶ浦・谷津)

(3) 有価物回収運動奨励事業

アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを有価物として分別回収した町会・PTA等登録団体に対し、1kgあたり4円の奨励金を交付しています。また、回収事業者に対し、制度の安定を図るため1kgあたり4円の補助金を交付しています。

(4) 廃棄物の抑制・啓発事業

3R推進のため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布、地区別収集カレンダー等のホームページへの掲載、環境美化推進員講習会における3R啓発品の配布を行いました。また、連合町会長等18名で組織された「習志野市をきれいにする会」とともに、清掃事業の円滑な推進及び市民の清掃思想の普及を図りました。

(5) 事業系一般廃棄物の減量対策

「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(平成5年12月制定)に基づき、事業系一般廃棄物の減量及び資源化促進を図るため、多量排出事業所(床面積合計1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物排出量1日平均50kg以上)に対し減量化・資源化計画書等の提出を求め、指導を実施しています。

(6) リサイクルプラザ啓発事業

① リサイクルプラザ見学等

リサイクルプラザでは、ごみの減量とリサイクルに関する市民の拠点施設として、ごみとリサイクルの現状などの啓発事業を実施しました。

来場者総数:8,034名(見学者数7,746名、利用者数288名)

② イベントへの参加及び再生品の販売

家庭内不用品のリサイクル活用として、再生品の販売を行うとともにごみの減量と3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する各種イベントに参加し、再生品を提供しました。

再生品販売数:1,460点 再生品提供数:69点

③ リサイクル体験教室(23回開催)

参加者総数:300名(布ぞうり作り、ネクタイでポーチ作り、ガラス細工他)

④ リサイクル品情報サービス

不用品に関する情報交換の場を提供し、有効活用の普及を図りました。

登録件数:60件(「ゆずります」51件、「ゆずってください」9件)

(7) 習志野市まちをきれいにする行動計画に基づく実施内容

(通称)習志野市まちをきれいにする条例に基づき「習志野市まちをきれいにする行動計画」を毎年度策定しています。平成27年度は次の施策を実施しました。

① 歩きたばこ・ポイ捨て防止啓発用シートの路面貼付

場所:市内各駅周辺等

② 歩きたばこ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン

平成 27 年 10 月 23 日(金)JR 津田沼駅周辺、京成大久保駅周辺

平成 27 年 10 月 27 日(火)京成津田沼駅周辺、谷津駅周辺

平成 27 年 10 月 29 日(木)JR 新習志野駅周辺、実籾駅周辺

③ 近隣 16 市喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーン

市内の大学(千葉工業大学・東邦大学・日本大学)と協働して、
喫煙マナー向上・ポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。

平成 27 年 10 月 20 日(火)実籾駅周辺

平成 27 年 10 月 21 日(水)京成大久保駅周辺、新京成新津田沼駅周辺

④ JR 津田沼駅周辺の喫煙スペース

平成 23 年度より近隣町会、商店会、船橋市等の関係者と、分煙できる喫煙スペースの確保等について取り組んできました。関係者と協議を行った結果、JR 津田沼駅北口及び津田沼 1 丁目広場の2か所の喫煙スペースについては、平成 27 年 2 月 9 日に撤去しました。なお、JR 津田沼駅南口の喫煙スペースについては、喫煙マナーや喫煙スペース周辺の環境が比較的良好に保たれていたことから、存続させました。

⑤ 環境美化推進員を対象とした講習会

地域の環境美化活動において、市と町会・自治会の窓口としての役割を担っていただいている環境美化推進員に対して講習会を実施しました。

日時:平成 27 年 11 月 4 日(水)午後 2 時～午後 4 時

場所:市民会館 参加者:213 人

内容:①習志野市のごみ事情について ②講演「なぜごみ減量が必要なのか」

⑥ ごみゼロ運動の実施

平成 27 年 5 月 20 日～平成 28 年 3 月 28 日の間、市民・事業所・学校等がごみ拾いを随時実施しました。

参加者:延べ 26,388 名 総収集量:19,362 kg

⑦ ごみの分け方・出し方の周知

3Rの推進を図り、収集日や分別方法などをお知らせするため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布しました。

(8) 不法投棄対策

過去 5 年間の不法投棄廃棄物は、一般廃棄物から有害物質を含む産業廃棄物まで多種多様であり、それが不法投棄されることにより、様々な環境への悪影響を生じさせています。

ごみ集積所及び公共施設において、不法投棄が多くみられる場所については、禁止看板を設置し、啓発を図るとともに、巡回パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。



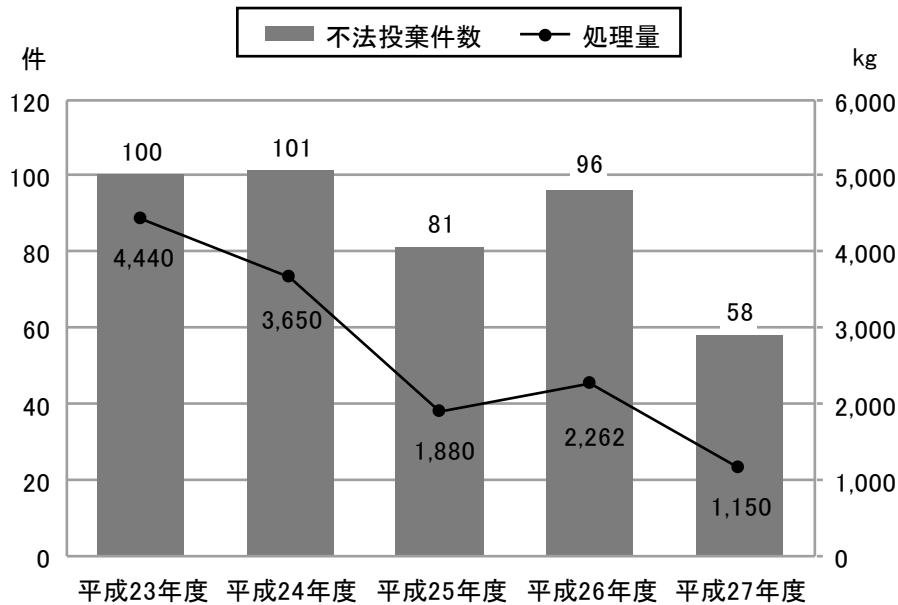


図 4.4.5 不法投案件数及び処理量の推移

4.4.5. その他の衛生

(1) 消毒事業

病害虫の発生源及び成虫の駆除対策として、ごみ集積所や流れの悪い道路の側溝などの消毒を実施しています。

(2) 空地に繁茂した雑草の除去に関する指導

火災・犯罪・病害虫の発生防止のため、空地に繁茂した雑草の実態調査とともに、パトロールを行い、土地所有者もしくは、土地管理者に責任ある管理を指導しています。

(3) その他の事業

① 不良広告物の撤去

環境美化の観点から、パトロールを行い、電柱等に貼りつけてある不動産広告等を違反広告物として簡易除去しています。

② 清掃の日

地域の方々が環境美化活動で行った、道路や公園などから排出されたごみの収集運搬を行っています。

4.5. 公害の未然防止と苦情相談

4.5.1. 環境保全条例の運用

本市では、公害発生の未然防止のため、工場等で使用する金属加工機械や廃液処理施設といった公害の発生源となりうる施設について、条例で※規制基準を設け、また、このような施設を設ける場合は、事前認可（許可）制をとっています。事業者は、事前に施設の内容を市に申請し、本市はこれを審査し、認可（許可）の可否を決定するとともに、その後も基準を守るよう指導を行っています。

表 4.5.1 工場等設置・変更認可件数内訳

単位：件

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
工場等設置認可件数	13	10	18	16	23
工場等変更認可件数	17	19	16	18	25
合計	30	29	34	34	48

平成 27 年度の認可対象施設を、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動の内容別にみると、空調機や圧縮機といった騒音・振動に係るものが、延べ件数で全体の 9 割以上を占めています。

表 4.5.2 認可内容別延べ件数内訳

単位：件

	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	その他	合計
延べ件数	1	2	1	46	28	3	81
割合（％）	1.2	2.5	1.2	56.8	34.6	3.7	100

4.5.2. 公害等に係る苦情相談

(1) 公害苦情相談の処理体制

公害は相当範囲にわたる複数の者を対象とするものですが、公害紛争処理法では環境法令規制対象外であるものや、今後起こるかもしれない事への不安を公害苦情相談として扱い、公害紛争処理法による処理を進める方向を示しています。

本市も、この方針により苦情相談を行っています。中には内容があまりにも私的で公害とは言えない場合もあります。そのような場合でも、本市としては現地の被害実態を把握まで行う必要があり、苦情相談の処理に係る負担が年々増加しています。

(2) 公害苦情相談内容と件数の経年変化

平成 27 年度の苦情件数は 68 件で、昨年度の約 70%となりました。また、平成 27 年度も工事に関する苦情が目立ちました。

表 4.5.3 典型7公害種類別苦情件数

単位:件

種類 年度	総苦情 件数	大気汚染 (粉じん含)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成23年度	40	11	0	21	3	3	0	0	2
24年度	63	19	0	27	5	6	1	0	5
25年度	50	6	0	27	2	8	0	0	7
26年度	89	9	0	56	4	14	0	1	5
27年度	68	2	0	49	4	8	0	0	5

典型7公害種類別で見ると、騒音が最も多く全体の約70%を占めており、大気汚染は過去5年で最小件数となりました。

表 4.5.4 用途地域別苦情発生件数

単位:件

項目 年度	総苦情 件数	典型7公害									典型 7公害 以外
		1種 住専	2種 住専	住居	近隣 商業	商業	準工業	工業・ 工専	調整・ その他	小計	
平成23年度	40	18	5	10	0	1	1	2	10	38	2
24年度	63	23	11	13	0	2*	0*	2	7*	58*	5*
25年度	50	17	1	8	0	0	0	1	16	43	7
26年度	89	33	7	17	2	1	0	0	24	84	5
27年度	68	24	4	10	1	1	1	4	18	63	5

用途地域では住居地域が全体の半数を占め、特に住居専用地域の苦情相談が多くを占めています。なお、平成27年度に公表しました表4.5.4中の平成24年度の数値に誤りがありました。上記表4.5.4中の*の付された数値で正しく表記いたします。

表 4.5.5 近隣公害苦情種類別推移

単位：件数

項目 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
スナック等営業音	1	0	0	3	5
ピアノ・楽器の音	0	0	2	1	0
自動車の空ふかし	0	0	0	1	1
物売りなどの拡声器音	0	0	1	3	1
ペットの鳴き声	1	1	1	0	0
冷暖房器具の音	2	1	0	0	0
家庭浄化槽のにおいや音	1	0	0	0	0
家庭焼却などの煙	3	4	2	1	2
その他	8	3	6	21	12
計	16	9	12	30	21

近隣公害のその他の項目には、人の声・足音・隣家からのにおいによる苦情等があります。これらはいわゆる都市生活型公害で、近隣同士の生活に係る問題であり、当事者同士の話し合いが基本となりますが、近所づきあいが希薄になっていることから、その解決方法を市に求めてくるものです。このような相談に対しては、当事者間の話し合いを前提に状況確認や関係機関との調整を行っています。

4.6. 大気

4.6.1. 大気汚染の概要

大気汚染は、主に燃料等の燃焼により発生し、人の呼吸器障害等の原因となります。その発生源は、工場等の固定発生源と、自動車などの移動発生源の2つに大別されます。

本市は、隣接する京葉工業地帯の影響を受けています。東京湾臨海部は昭和40年代に急激に工業化が進み、大気環境の悪化が見られましたが、以降、工場の排出規制に対する法令や条例が整備されたことで、固定発生源による汚染は改善されてきました。

一方で、近年、特に都市部において、自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が大きな問題となってきました。国は都市部地域を対象として平成13年に「自動車NO_x・PM法」を制定、千葉県は平成15年に「自動車排出[※]窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定しました。また、平成25年には平成32年度までに、二酸化窒素及び[※]浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保することを目標にした「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、対策に取り組んだ結果、浮遊粒子状物質と二酸化窒素の改善が見られます。

4.6.2. 大気汚染の現況

大気汚染の常時監視は、表4.6.1に示す市内4局で行っています。

表 4.6.1 測定局の概要

設置者		千葉県	習志野市		
測定局名		①鷺沼	②東習志野	③谷津	④秋津
所在地		鷺沼台 1-591	東習志野 3-4	谷津 3-25	秋津 4-20
位置づけ		一般環境	一般環境	一般環境	自動車排出ガス
測定項目	二酸化硫黄	○	○	—	—
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○
	微小粒子状物質	○	—	—	○
	オキシダント	○	—	—	—
	窒素酸化物	○	○	○	○
	炭化水素	○	—	—	○
	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○	—	—
	日射量	—	○	—	—
	降水量	—	○	—	—
	酸性雨	—	○	—	—

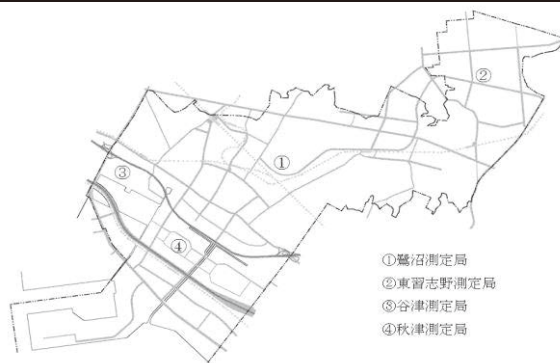


図 4.6.1 大気測定局位置図

4.6.3. 各大気汚染物質の動向

(1) ※硫黄酸化物

習志野市生活環境保全計画では、環境基準の達成を目標としています。本市の二酸化硫黄は昭和49年度から平成27年度まで、環境基準を達成しています。

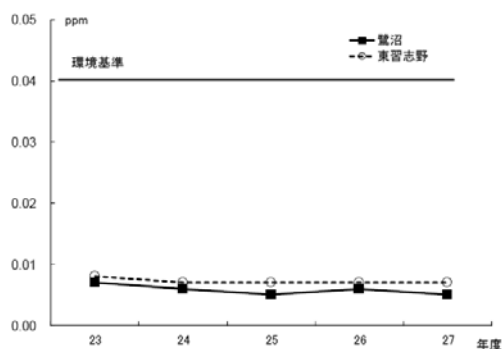


図 4.6.2 二酸化硫黄経年変化

(2) 窒素酸化物

大気中の窒素酸化物は、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)を主体としており、※酸性雨及び光化学スモッグの原因物質となります。

本市の二酸化窒素は、平成12年度より環境基準を全局で達成しています。

しかし、千葉県環境目標値については、秋津測定局で達成できませんでした。

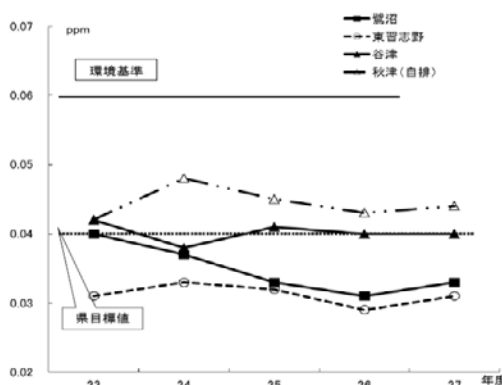


図 4.6.3 二酸化窒素経年変化

(3) ※光化学オキシダント

光化学オキシダントは、光化学スモッグの主要な原因物質で、平成27年度においては、本市を含む葛南地域で光化学スモッグ注意報は9日発令されました。光化学オキシダント濃度は、測定開始以来環境基準を達成できていない状況が続いています。

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が10 μm以下で大気中における沈降速度が小さく、滞留時間が長いこと、気道または肺胞に付着して気管支炎等の呼吸器系障害を引き起こすといわれています。

平成27年度は環境基準を全局で達成しています。

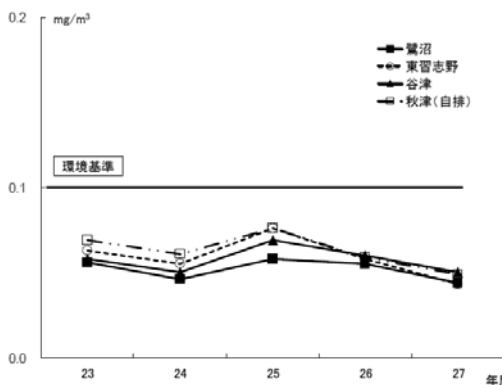


図 4.6.4 浮遊粒子状物質経年変化

(5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、粒径が 2.5 μm 以下のものをいい、浮遊粒子状物質よりも粒径がさらに小さいことから、呼吸器のみならず循環器にも影響があると考えられています。平成 21 年 9 月に環境基準が定められ、その後測定方法の詳細等が決定され、平成 23 年以降、ようやく全国的に順次常時監視測定局が設置され始めました。習志野市内では、平成 24 年 2 月から鷺沼測定局(県設置一般測定局)で、平成 25 年 8 月から秋津測定局(市設置道路沿道測定局)で測定が開始されました。

平成 25 年 2 月、環境省から「注意喚起のための暫定的な指針」が示され、日平均値が 70 μg/m³を超えると予想される場合に注意喚起を行うこととされました。千葉県では、平成 25 年 3 月から、午前 5 時、6 時、7 時までの 1 時間値が(日平均値 70 μg/m³に対応する 1 時間値)85 μg/m³を複数の一般測定局で超えた場合に、午前 9 時を目途に注意喚起を行うこととされ、平成 25 年 11 月 4 日に、この判断基準に基づいて注意喚起が行われました。

その後、平成 25 年 11 月に環境省から「注意喚起のための暫定的な指針に係る判断方法の改善」が示されました。これを受けて千葉県では、平成 25 年 12 月から、県内を 2 地域に分け、各地域内の一般測定局において、午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値の中央値が 85 μg/m³を超える場合に朝の注意喚起を行うとともに、各地域内の一般測定局において、いずれか 1 局の午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80 μg/m³を超える場合には昼の注意喚起を行うこととされました。

表 4.6.2 注意喚起のための暫定的な指針(環境省)

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値(μg/m ³)		5時～7時 1時間値(μg/m ³)	5時～12時 1時間値(μg/m ³)
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2 においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超	80 超
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
(環境基準)	35 以下 ※1			

※1 環境基準は環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準
PM2.5 に係る環境基準の短期基準は日平均値 35 μg/m³であり、日平均値の年間 98 パーセンタイル値で評価
※2 高感受性者:呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等
※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

平成 27 年度の測定結果は表 4.6.3 のとおり、どちらの局とも環境基準を達成しています。

表 4.6.3 微小粒子状物質の測定結果

環境基準 年平均値	測定局	鷺沼測定局 (一般局)		達成	秋津測定局 (自排局)		達成
	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	12.9	○		13.0	○	
日平均値の 98% 値	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	32.1	○		33.7	○	

(6) ※炭化水素類

大気中に存在する炭化水素類の中でも非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質とされています。環境基準は定められていませんが、大気中の濃度が午前 6 時から午前 9 時までの平均値で 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲にあることとされています。

平成 27 年度の午前 6 時から午前 9 時における年平均値は、鷺沼測定局が 0.16ppmC、自排局の秋津測定局が 0.15ppmC でした。

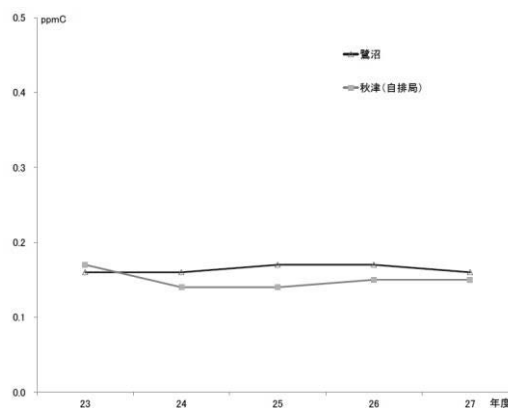


図 4.6.5 非メタン炭化水素経年変化

(7) 酸性雨

酸性雨は、主として化石燃料の燃焼により生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸・硝酸等へ変化し、雨に取り込まれて降下する※pH5.6 以下の降雨のことです。本市では、平成 2 年 11 月より降雨時の pH 測定を行っています。

平成 27 年度の酸性雨は、年間平均値 pH5.0 であり、ほぼ横ばいで推移しています。

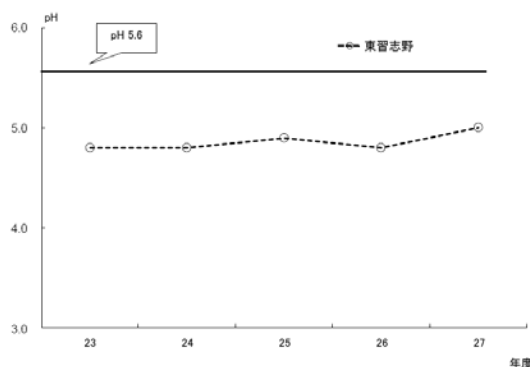


図 4.6.6 酸性雨 pH 年間平均値

4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 市の取り組み

本市では、習志野市環境保全条例による規制を実施し、大気公害発生の未然防止に努めるとともに、千葉県環境保全条例とあわせ※アイドリング・ストップ推進運動を積極的に進めています。

(2) 企業指導

市内の工場等には、表 4.6.4 にある※ばい煙発生施設がありますが、これらに対しては、重油から天然ガス等への、硫黄分や※ばいじん量の発生が少ない燃料の使用又は転換を指導しています。

表 4.6.4 習志野市環境保全条例に定めるばい煙発生施設の認定状況

施設名	施設数		施設名	施設数	
	工場	指定作業場		工場	指定作業場
ボイラー	64	106	乾燥炉	16	0
溶解炉	1	0	電気炉	2	0
金属加熱炉	63	0	廃棄物焼却炉	5	0
焼成炉	1	0	鉛溶解炉	0	0
内燃機関	5	54			
総数：317 施設(工場 157 施設、指定作業場 160 施設)・105 事業場					

4.6.5. 光化学スモッグ

光化学スモッグの発生は気象条件に大きく影響され、風が弱く日射が強く、気温が高いときに発生しやすいとされています。防止対策として、法により揮発性有機化合物に関する規制が行われ、一方で光化学オキシダントの発生メカニズムについて、国や県が研究を進めています。

光化学スモッグの監視は県が行い、一定濃度に達すると注意報等を発令します。その内容は、同時に各市町村に周知され、大規模工場・事業場に対しては、燃料使用削減の要請がなされます。

本市は市川市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市及び浦安市を含めた葛南地域として、千葉県から光化学スモッグ注意報等の発令等を受けます。発令情報は、防災行政用無線、市のホームページ、携帯電話による緊急情報メール、ケーブルテレビ等により迅速に市民へ周知し、健康被害の発生を未然に防止するよう努めています。

表 4.6.6 光化学スモッグの緊急時における発令基準

予報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化する恐れがあると判断されるとき
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
警報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき

表 4.6.7 光化学スモッグ注意報発令状況の年度別推移

単位：日

地域 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
(葛南)習志野市	5	5	7	6	9
千葉県全域	11	8	14	12	15

表 4.6.8 光化学スモッグによる急性健康障害届出状況

単位：日

地域 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
葛南地域	習志野市	0	27	0	0
	その他	0	34	0	1
千葉県全域	0	61	0	0	1

4.7. 水質

4.7.1. 水質汚濁の概要

本市の公共用水域には河川と海域があります。河川については、規模が小さく国や県で定める環境基準が適用されるものではありませんが、習志野市生活環境保全計画では、環境基準に準じた目標を掲げ調査を継続し、習志野市環境保全条例に基づく事業者への指導を通じ水質の浄化を図っています。

4.7.2. 水質汚濁の現況

(1) 公共用水域の現況

平成27年度の水質環境調査は、河川3地点(八千代都市下水路の「八千代市境」、浜田川Ⅰの「実籾高校下」、浜田川Ⅱの「千葉市境」、汽水域2地点(谷津干潟の「干潟出口」、菊田川下流部の「第七中学校脇」、海域1地点(「茜浜地先」)の6地点で、四季(汽水域については、春及び秋のみ)の調査を実施しました。

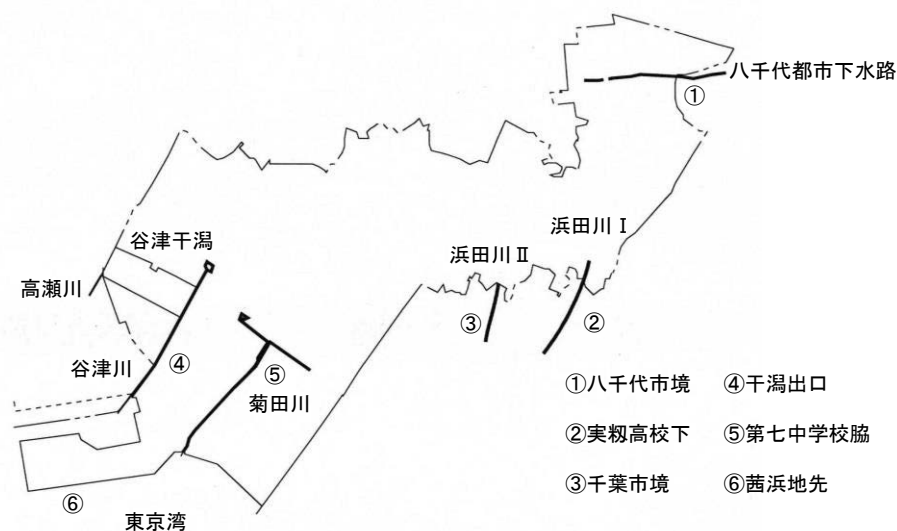


図 4.7.1 水質環境調査地点図

表 4.7.1 平成27年度 公共用水質調査地点

水 域 名		No.	地点名	所在地
河 川	八千代都市下水路	①	八千代市境	東習志野 7-2
	浜田川Ⅰ	②	実籾高校下	実籾本郷
	浜田川Ⅱ	③	千葉市境	屋敷 1-1
河川(汽水域)	谷津川	④	干潟出口	秋津 5-16
	菊田川	⑤	第七中学校脇	香澄 6-1
海 域	東京湾	⑥	茜浜地先	茜浜 3-6

(2) 河川(3地点)

平成27年度に実施した河川3地点の環境調査の結果、※健康項目については、八千代都市下水路の八千代市境でふっ素が0.82 mg/L(環境基準0.8 mg/L)と環境基準を超過した以外は、全て環境基準を満たしていました。

※BOD等の※生活環境項目については、生活排水による汚染を把握するため調査を行っています。水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(以下「BOD」)の年間75%値は、八千代都市下水路の八千代市境の地点で2.9 mg/L、浜田川Ⅰの実籾高校下の地点で4.9 mg/L、浜田川Ⅱの千葉市境の地点で4.5 mg/Lとなっており、すべての河川で習志野市生活環境保全計画の目標値を達成しました。水素イオン濃度(以下「pH」)、溶存酸素量(以下「※DO」)も、3地点とも目標を達成しました。また、平成25年3月に生活環境項目に追加された直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(以下「LAS」)についても測定を行いました。これらの結果は、表4.7.2のとおりです。

表 4.7.2 平成27年度 河川の生活環境項目調査結果

水 域	pH	BOD(mg/L)	DO(mg/L)	LAS(mg/L)
	年平均値	日平均値の75%値	年平均値	年平均値
生活環境保全計画目標	6.0以上 8.5以下	10以下	2以上	-
八千代都市下水路 八千代市境	※4/4	2.9(達成)	※4/4	0.052
浜田川Ⅰ 実籾高校下	※4/4	4.9(達成)	※4/4	0.074
浜田川Ⅱ 千葉市境	※4/4	4.5(達成)	※4/4	0.054

※pHとDOは、日平均値で評価するため、(達成数)/(調査数)

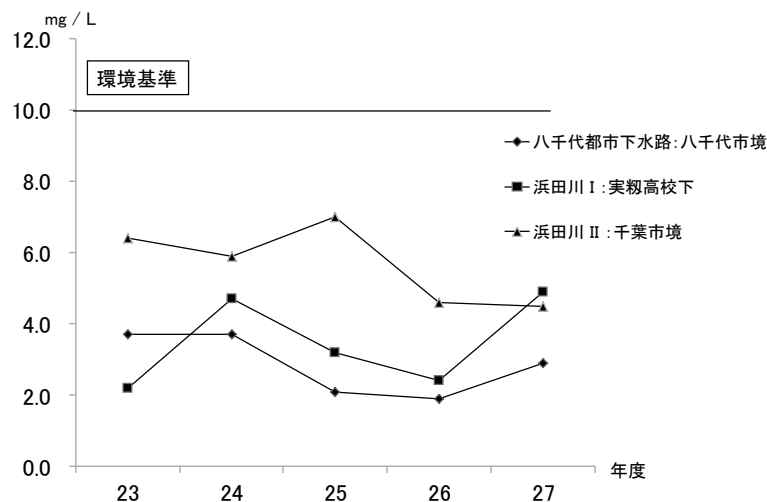


図 4.7.2 河川3地点のBODの経年変化(75%値)

(3) 汽水域(2地点)

汽水域2地点については、習志野市生活環境保全計画の目標値の定めはありません。谷津干潟周辺の水質環境を把握するために調査をしています。

pH及び※COD、DOについては、表4.7.3のとおりです。またLASについても測定を行いました。

表 4.7.3 平成27年度 汽水域の水質

地点名	年平均値			
	pH	COD(mg/L)	DO(mg/L)	LAS(mg/L)
干潟出口 (秋津5-16地先)	8.0	4.0	9.4	0.0001
第七中学校脇 (香澄6-1地先)	7.6	3.2	5.1	0.00075

(4) 海域(1地点)

本市の調査地点である茜浜地先は、海域C類型、海域IV類型及び海域生物A類型の環境基準が適用されています。海域C類型の調査結果では、COD、DOはともに環境基準を達成していましたが、pHが夏季に環境基準を未達成でした。

表 4.7.4 平成27年度 海域C類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域C類型	pH 7.0以上 8.3以下	COD(75%値) 8mg/L以下	DO 2mg/L以上
東京湾	茜浜地先	※3/4	5.7(達成)	※4/4

※pHとDOは、日平均値で評価するため、(達成数)/(調査数)

茜浜地先での栄養塩類についての海域IV類型の環境基準の達成状況は、全窒素は環境基準を達成しましたが、全リンは環境基準を未達成でした。東京湾全体でも、環境基準が達成されていない状況があることから、今後も監視が必要です。

表 4.7.5 平成27年度 海域IV類型の調査結果

地点	環境基準 海域IV類型	全窒素(1mg/L以下)	全リン(0.09mg/L以下)
		年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.64(達成)	0.095(未達成)

海域生物 A 類型の調査では、LAS についても測定を行いました。全亜鉛は環境基準を未達成でしたが、ノニルフェノール、LAS は環境基準を達成しました。

表 4.7.6 平成 27 年度 海域生物 A 類型の調査結果

地点	環境基準 海域生物 A 類型	全亜鉛 (0.02 mg/L 以下)	ノニルフェノール (1 mg/L 以下)	LAS (0.01mg/L 以下)
		年平均値	年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.13(未達成)	不検出(達成)	0.0003(達成)

4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策

(1) 条例に基づく規制

習志野市環境保全条例では、水質汚濁に係る特定施設を有する工場等は、排出水の規制基準が設けられ、本市では排出水の立入調査を実施しています。

平成 27 年度は、延べ 30 箇所(工場延べ 20 箇所、指定作業場延べ 10 箇所)に立入調査を行い、違反 5 件に対し、文書指導を行いました。

違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不備等によるもので、本市の指導に従い施設管理の見直しを行い、排水の改善に取り組んでいます。

(2) 生活排水対策

生活排水に含まれる窒素・リン等の栄養塩類は、東京湾で植物プランクトンの増殖を誘引し、*赤潮の発生といった 2 次汚濁の発生原因となっています。千葉県では、*閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、第 7 次総量削減計画により、COD、窒素、リンの削減目標を定め、公共下水道の整備促進などの施策を進めています。

4.8. 地質

4.8.1. 地下水汚染の概要

地下水は、飲用、農業用水、工業用水等に利用され、私たちにとって貴重な地下資源です。

国は、地下水汚染に対して法規制の整備を進め、水質汚濁防止法に定める地下浸透の規制(平成元年)、地下水の水質汚濁に係る環境基準の制定(平成9年)を行いました。

千葉県は、水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例により、水質監視及び事業者に対する規制・指導を行っています。本市は、千葉県と協力し、汚染の解明と浄化に取り組んでいます。習志野市生活環境保全計画では、地下水から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

4.8.2. 地下水汚染の現況

本市では、昭和61年度より、※トリクロロエチレン等に係る工場・事業場の立入調査を実施してきました。平成元年度に屋敷・実籾・新栄地区及び東習志野地区の2か所で環境基準を超える汚染地域があることを確認しました。いずれも工業地域及びその隣接地域でした。その他、狭あいな汚染地域が、市内2地区で確認されています。

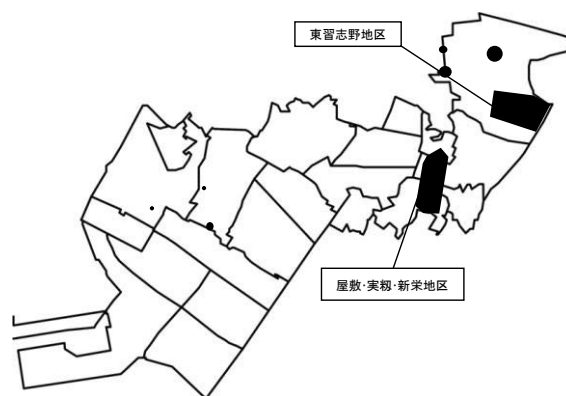


図 4.8.1 地下水汚染地区

これらの地域については、地域に点在する井戸の水質調査や、この地域及び周辺でトリクロロエチレン等を取り扱う事業場の立入調査、地中ガス確認調査などを実施し、汚染が確認された井戸や事業場については、千葉県とともに地下水浄化対策指導を行っています。

トリクロロエチレン等以外の項目については、平成20年度に東習志野地区で民間井戸へのほう素汚染の拡大が確認されたことから、東習志野地区及びメッキ工場のある屋敷地区でのほう素、ふっ素を対象に水質調査を行ってきました。平成27年度は、これまでの結果を踏まえ、調査範囲を絞って調査を実施しました。

表 4.8.1 平成 27 年度 地下水汚染に係る民間井戸調査結果表

	検査井戸本数			検出井戸本数			基準超過本数		
	トリクロロエチレン等	ほう素	ふっ素	トリクロロエチレン等	ほう素	ふっ素	トリクロロエチレン等	ほう素	ふっ素
東習志野	48	5	0	20	1	0	8	1	0
実籾(本郷)	11	0	0	6	0	0	5	0	0
新栄	1	0	0	0	0	0	0	0	0
屋敷	4	1	0	4	1	0	3	0	0
津田沼	0	-	-	0	-	-	0	-	-
谷津	3	-	-	2	-	-	1	-	-
合計	67	6	0	32	2	0	17	1	0

※トリクロロエチレン等は、千葉県(屋敷 1 本)の調査結果を含む。

4.8.3. 地下水汚染の原因及び汚染機構の解明調査及び除去対策

(1) 屋敷・実籾・新栄地区

本市は平成元年度に地質ボーリング調査を行い、その結果を踏まえ、平成 5 年度までに
*観測井戸を 12 地点に 36 本設置し、以降の観測結果をもとに汚染源を概ね確認することができました。

汚染除去については、屋敷 4 丁目に曝気方式による地下水浄化施設を設け、平成 7 年度に浄化を開始しました。また、汚染源とされる 2 事業所のうち、一方の事業所が平成 8 年度に地下水浄化施設を設置し、汚染源の土地を取得していたもう一方の事業者が平成 11 年度に地下水浄化施設を設置し、浄化を継続しています。

平成 27 年度は、地区全体で観測井戸 10 か所 29 本及び民間井戸 16 本の水位・水質を測定しました。その結果、浄化は進んでいるものの、地層に複雑に入り込んでいる汚染の解消には、今後も企業指導を含めた除去作業の継続が必要となることがわかっています。

(2) 東習志野地区

本市は平成元年度より民間井戸の水質調査及び事業場等の調査を実施し、2 事業場において表層地層の土壤汚染を確認しました。当該 2 事業場については、工場敷地全体の土壤汚染の状況把握、地下水汚染の確認調査を実施するよう指導し、平成 9 年度から汚染土壤の浄化対策を開始しました。その結果、平成 17 年 2 月に日鉄住金 SG ワイヤ(株)、平成 18 年 8 月に JFE 建材(株)は土壤汚染対策を完了し、引き続き地下水浄化作業を実施しています。

また、JFE 建材(株)跡地については、平成 19 年度よりマンション建設工事が始まりました。地下水汚染の残る区域での工事について、くい打ちによる汚染物質の拡大を防ぐため、千葉県、本市、事業者で協議し、観測井戸を設ける等の対策をとりながら工事を進めてもらいました。

平成 27 年度も、地区全体の民間井戸 50 本について水位・水質を測定し、汚染源の解明にむけた基礎調査を実施しました。

4.8.4. 土壌汚染の概要

土壌汚染による人への健康被害は、農作物への有害物質の蓄積、大気への有害物質の揮散、地下水の有害物質による汚染等により発生します。習志野市生活環境保全計画では、土壌から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

(1) 土壌汚染の現況

市街地等についての土壌汚染対策の法規制は、平成3年に「土壌汚染に係る環境基準」が定められ、現在は、27項目の物質が環境基準に規定されています。次いで平成15年には土壌汚染対策法が施行されました。土壌汚染対策法では、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場が廃止される際に、土壌汚染調査が義務付けられましたが、その後、法によらない自主調査も行われたことから、これも法の対象とすることの改正が平成22年になされました。

本市では、昭和48年度から平成11年度にかけて、農用地や市内の公園を中心に土壌調査を行い、農用地土壌汚染対策地域の指定要件、または、土壌汚染に係る環境基準を超える地点はありませんでした。また、土壌汚染対策法においては、平成27年度末時点で、市域内に土壌汚染対策法に定める「要措置区域(健康被害の恐れがある)」、「形質変更時要届出区域(健康被害の恐れがなく、除去等の必要が無い)」はありません。

(2) 土壌汚染の防止対策

土壌汚染対策法は千葉県の所管ですが、本市でも情報を収集し、汚染があった場合は、適正な処理を行うよう土地所有者に要請しています。なお、現在操業している工場等について、汚染が地下水まで及んでいる場合は、汚染源を調査し、原因者等に汚染除去等を要請しています。

なお、土地造成等の際に搬入される「土砂」に有害物質が含まれていた場合、土壌汚染の原因となります。このことから、本市では、「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(平成11年4月1日施行)を制定し、搬入する土砂の土壌分析を義務付けており、平成27年度の許可申請は3件でした。

4.8.5. 地盤沈下の概要

地盤沈下の主な原因は、主に地下水の採取や※天然ガスかん水の採取といった人為的要因若しくは、地震や自然圧密等の自然的要因またはこれらの要因が複合的に合わされたものと考えられます。

千葉県では、昭和40年代には人口の増加に伴う地下水の採取や天然ガスかん水の採取により、年間の地盤沈下量が20cmを超える時期もありましたが、地下水採取の削減の法整備や指導及び天然ガスかん水の採取抑制の指導等を行い、沈下量は大幅に減少し、沈静化の傾向にありました。平成23年度の調査結果に限っては沈下量が例年に比べ大きく、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による自然的要因が大きいと思われるものとなりましたが、平成24年度においてはほぼ例年通りの傾向となりました。

(1) 地盤沈下の現況

千葉県では、毎年1月1日を基準日として「地盤変動調査」を実施しており、平成27年1月1日の調査結果では、地盤変動調査精密水準測量を47市町村(※水準点数1,131基、測量面積3,207.9km²)で実施しました。本市域では16調査地点(水準点16基)の全地点で沈下はありませんでした。

(2) 地盤沈下の防止対策

地盤沈下は、一度起こると復元が困難であることから、未然に防止することが重要となります。本市では、昭和47年に「千葉県公害防止条例」、昭和49年に「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(ビル用水法)の地域指定を受けました。そして、地下水採取量の削減を図るため、規制対象地下水の採取に対しては、地下水の代替となる水源が確保された時点で、全面的に他の水源に転換しました。

この結果、「ビル用水法」の対象事業所については、江戸川を水源とした「東葛工業用水道」への転換がされました。

また、習志野市企業局については、「北千葉広域水道企業団」から供給を受け、年々水源に占める地下水の割合を減少させてきました。更に、ガス供給事業として行っていたガスの採取を中止し、全てのガス井戸を廃止しています。

一方、本市は、習志野市環境保全条例を改正し、法及び千葉県環境保全条例の規制対象外である小規模揚水施設について、平成17年1月より、法令等より厳しい基準を設け、届出制とする等の規制強化を行いました。

表 4.8.2 関係法令規制内容の対照表

法令名	規制基準		規制対象
	ストレナーの位置	吐出口面積	
工業用水法	650m以深	6cm ² (径 2.76 cm)を超え 21cm ² (径 5.17cm)以下	工業用水(工業とは製造業(物品の加工修理を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう)
ビル用水法	650m以深		冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水(浴室の床面積の合計が150 m ² 以上のもの)
千葉県環境保全条例	650m以深		工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、ゴルフ場(10ha以上)における散水の用途
習志野市環境保全条例	550m以深	6cm ² 以下	千葉県環境保全条例に定める用途で、揚水機の定格出力が0.75kwを超えるもの

(3) その他の対策

地盤沈下は、地下水位の変動や各地層の圧密現象と密接な関係があるため、これらの観測を行うことが重要です。市内では、東習志野7丁目に深さ180mの地下水位観測井戸を設置しています。また、地層の圧密現象と地下水位とを観測するため、千葉県との共同事業で、藤崎1丁目に深さ145mと235mの2本の井戸を設置しています。

4.9. 騒音・振動・悪臭

4.9.1. 騒音・振動の概要

騒音の主な発生源は、①機械プレス等工場・事業場の操業音やくい打ち等の建設作業音、②自動車による交通騒音、③深夜における飲食店のカラオケ等の深夜営業騒音、④隣家のピアノの音等の近隣生活騒音です。

これらのうち、①と②は公害として法律や条例で規制を設けてあり、③については「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により対策が講じられています。

振動についての揺れの大きさは、騒音と同じくデシベルという単位で表わされます。

公害としての振動発生源は、工場・事業場、建設作業、自動車交通で、多くの場合、騒音とあわせて発生します。これらについても法律及び条例で規制が設けられています。

4.9.2. 騒音・振動の現況

(1) 道路に面する地域の騒音・振動環境

平成27年度の道路に面する地域の騒音調査は平成27年10月から平成28年3月にかけて12地点で実施し、うち6地点では振動調査も実施しました。また、自動車交通量調査は平成27年11月19日から20日にかけて13路線14地点で実施しました(調査結果の詳細は資料編5.7を参照)。

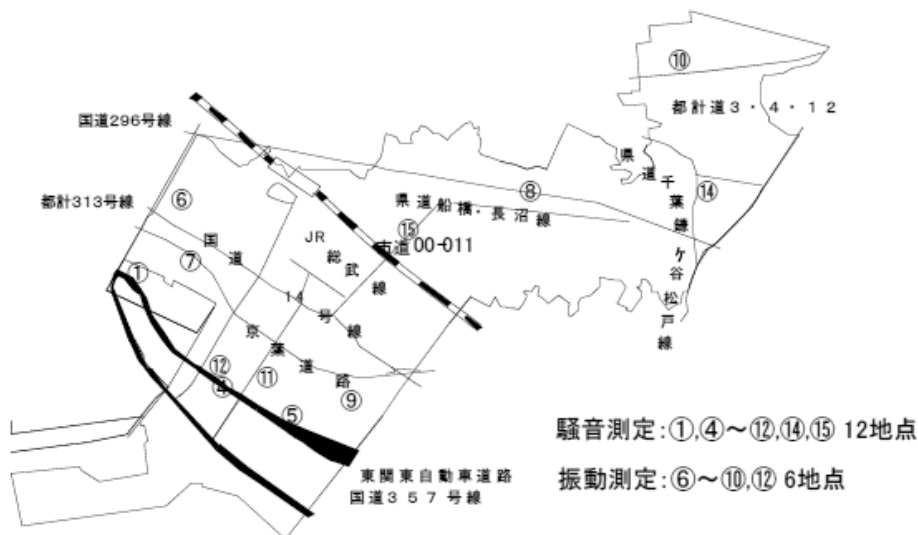


図 4.9.1 道路に面する地域の騒音・振動調査地点

(2) 騒音

習志野市生活環境保全計画では、環境基準を達成することを目標としています。

12地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を超えた地点が2地点、夜間のみ環境基準を超えた地点が3地点ありましたが、要請限度値を超えた地点はありませんでした。

表 4.9.1 道路に面する地域の騒音調査結果

【道路に面する地域の騒音】A 地域のうち2車線以上の道路に面する地域(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No	道路名／調査地点	測定値	No	道路名／調査地点	測定値
昼間	60	70	①	東関道・国道357号・船橋都計道	53	⑤	東関道・国道357号	58
夜間	55	65		財務局宿舎南	51		香澄公園	51
昼間	60	70	④	東関道・国道357号	55	⑮	市道00-011	66
夜間	55	65		秋津公園	52		本大久保2丁目2号公園	62
【道路に面する地域の騒音】C 地域のうち車線を有する道路に面する地域(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No	道路名／調査地点	測定値			
昼間	65	75	⑩	都計道3・4・12	68			
夜間	60	70		企業局第3給水場	64			
【道路に面する地域の騒音】幹線交通を担う道路に近接する空間(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No	道路名／調査地点	測定値	No	道路名／調査地点	測定値
昼間	70	75	⑥	国道296号	68	⑪	都計道3・3・3	66
夜間	65	70		新日鐵住金社宅	68		第7中学校西側	60
昼間	70	75	⑦	国道14号	70	⑫	都計道3・3・2	66
夜間	65	70		浜宿児童遊園	68		秋津公園	61
昼間	70	75	⑧	主要地方道長沼・船橋線	65	⑭	千葉鎌ヶ谷松戸線	68
夜間	65	70		誉田八幡神社	64		実籾4丁目	66
昼間	70	75	⑨	京葉道路	56			
夜間	65	70		袖ヶ浦污水中継ポンプ場	54			
【道路に面する地域の騒音】背後地(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No	道路名／調査地点	測定値	No	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	75	⑥	国道296号	51	⑧	主要地方道長沼・船橋	52
夜間	60	70		新日鐵住金社宅	49		誉田八幡神社	46

※アンダーラインは環境基準値超過を示す。昼間は6時～22時を、夜間は22時～6時を示す。

環境基準：騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたものである。

要請限度：騒音の測定を行った場合、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるとき、措置を執ることを要請することができる限度である。

(3) 面的評価

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、道路交通騒音の面的評価業務が平成24年度に県から市へ移譲されました。

「面的評価」とは、道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示すもので、道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価します。

市域にある幹線道路(国道、県道、4車線以上の市道)について、5年間のうちに面的評価を終えることとされていることから、平成27年に、2路線2地点の評価を平成26年度の

実測値を基に、地図データおよび環境省から提供された面的評価システムを使用し作業を実施しました。

表 4.9.2 面的評価結果

路線名	住居等 戸数	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値以下	
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
都計道 3・3・2	587	587	100	0	0	0	0.0	0	0
都計道 3・3・3	52	51	98.1	0	0	0	0.0	1	1.9

※交差点等において、複数の道路から評価を受ける住居等があるため、全体の面的評価結果と路線別の面的評価結果で評価戸数の合計は異なる場合があります。

(4) 振動

振動については、環境基準はなく要請限度が設定されています。習志野市生活環境保全計画では、人が揺れを感じ始める 55dB 以下であることを目標としています。

平成 27 年度においても、全ての調査地点で要請限度を下回っており、また、習志野市生活環境保全計画の目標値も下回っていました。

表 4.9.3 道路に面する地域の振動調査結果

【道路に面する地域の振動】第 1 種区域 (dB)							
時間帯	要請 限度	No	道路名／調査地点	測定値	No	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	⑥	国道 296 号	50	⑨	京葉道路	50
夜間	60		新日鐵住金社宅	50		袖ヶ浦ポンプ場	47
昼間	65	⑦	国道 14 号	45	⑫	都計道 3・3・2	41
夜間	60		浜宿児童遊園	42		秋津公園	37
昼間	65	⑧	主要地方道長沼・船橋線	44			
夜間	60		誉田八幡神社	41			
【道路に面する地域の振動】第 2 種区域							
時間帯	要請 限度	No	道路名／調査地点	測定値			
昼間	70	⑩	都計道 3・4・12	44			
夜間	65		企業局第 3 給水場	42			

(5) 一般地域の騒音

一般地域の騒音 10 地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を超えた地点はありませんでしたが、夜間のみ環境基準を超えた地点が 3 地点ありました。

表 4.9.4 一般地域の騒音環境調査結果

【一般地域の騒音】A 地域及び B 地域 (dB)							
時間帯	環境基準	No	調査地点	測定値	No	調査地点	測定値
昼間	55	①	天津児童遊園	53	⑤	鷺沼城址公園	54
夜間	45			44			45
昼間	55	②	梅林園	49	⑥	菊田公園	50
夜間	45			39			46
昼間	55	③	八幡公園	53	⑦	谷津 5 丁目公園	49
夜間	45			47			41
昼間	55	④	藤崎 4 丁目児童遊園	47	⑧	袖ヶ浦 4 号児童遊園	50
夜間	45			38			46
【一般地域の騒音】C 地域 (dB)							
時間帯	環境基準	No	調査地点	測定値	No	調査地点	測定値
昼間	60	⑨	東習志野ふれあい広場	56	⑩	実籾 1 号公園	54
夜間	50			47			45

※アンダーラインは環境基準値超過を示す。

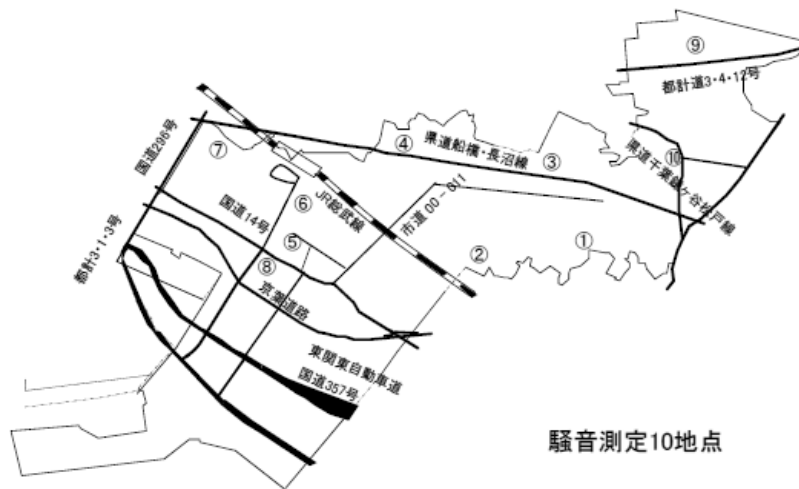


図 4.9.2 一般地域の騒音調査地点

(6) 低周波音

低周波音とは、一般には人の耳に聞こえにくい、波長が長く、周波数の低い空気振動をさします。発生源としては、風車、機械プレス、空調室外機、道路高架橋等があります。特徴としては障害物の影響を受けにくく、遠距離まで伝わることです。また、身体的にも頭痛や不快感等の変調を起こすといわれていますが、因果関係については明確にされていません。低周波音は発生及び影響のメカニズムが複雑であるため、対策については今後とも千葉県環境研究センターと協力して進めていきます。

4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策

(1) 企業指導

本市では習志野市環境保全条例に基づき、工場の設置及び変更認可時において、騒音・振動の適正配置と公害防止対策について技術指導を行っています。また、騒音・振動を伴う作業については「特定建設作業」とし、許可申請時において、作業に伴う騒音・振動の軽減について指導を行っています。

表 4.9.5 平成 27 年度習志野市環境保全条例に基づく騒音・振動特定施設認定状況

単位：件

施設の種類	騒音	振動
金属加工機械	10	10
圧縮機	8	7
送風機	34	
集じん機	9	
冷凍機	42	34
空調機	180	67
クーリングタワー	2	
合計	285	118

習志野市環境保全条例では、ブルドーザー等騒音や振動の原因となる建設機械を使用する工事を特定建設作業と定め、事前に許可申請をすることとし、その際窓口で低騒音・低振動機械の使用及び周辺住民への事前説明等を行うよう指導しています。

表 4.9.6 特定建設作業許可件数の経年状況

単位：件

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定建設作業許可件数		346	439	396	418	421
作業別内訳	くい打機、若しくはくい抜き機を使用する作業	14	21	30	32	34
	びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業	19	16	23	20	24
	さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業	213	203	209	225	237
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	333	344	364	381	392
	空気圧縮機を使用する作業	12	15	5	8	4
	振動ローラー、タイヤローラー等の締め固め機械及び振動プレート、振動ランマ等の転圧機を使用する作業	219	201	207	215	210
	コンクリートプラントを設けて行う作業又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	56	45	54	82	68
	電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	125	107	135	123	105
	動力、火薬もしくは鉄球を使用して建物その他工作物を解体し、又は破壊する作業	120	131	141	149	154
	浚渫作業	0	0	0	0	0
ディーゼルエンジンを使用する作業	17	25	23	32	20	
作業別内訳合計		1,128	1,108	1,191	1,267	1,248

(2) 道路騒音・振動対策

平成27年度の調査結果から、市内の主要道路周辺の騒音状況は、依然厳しい状況下にあります。自動車本体から発生する騒音に、交通量、通行車種、速度、道路構造、沿道土地利用等の各種の要因が複雑に絡みあって自動車騒音として問題になっています。これらの防止対策としては、車両本体の騒音規制、道路構造の改善や交通規制、発生源対策等国や県レベルの対応に期待するところが多いというのが現状です。また、道路交通振動については、道路舗装が悪くなって発生する機会が多いことから、道路管理者へ路面の改修を要請し、対策を実施しています。

4.9.4. 悪臭の現況

悪臭の多くは、その現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることから、騒音等のような環境基準値は定められていません。悪臭の現状は、公害苦情相談という形で表われます。平成27年度の悪臭に関する公害苦情相談は8件でした。

表 4.9.7 本市における年間の悪臭公害苦情受付件数

単位：件

発生源	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
農業		0	0	1	0	1
化学工業		0	0	0	0	0
その他の製造業		0	0	0	2	0
サービス業・その他		0	1	0	3	0
移動発生源		0	0	0	0	0
建設作業現場		0	1	3	2	0
下水用水		0	0	1	0	1
ゴミ集積場		0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮		1	1	1	6	3
不明		2	3	2	1	3
合計		3	6	8	14	8

4.9.5. 悪臭の防止対策

(1) 法及び条例による規制

本市は、習志野市環境保全条例で臭気指数による規制基準を定め、悪臭に関する特定施設を設置する場合に計画段階での事前審査をすることで、悪臭防止をすすめています。また、環境保全課に臭気パネルを配置し、現地調査を行ってより正確な把握に努めています。

表 4.9.8 臭気指数の規制基準値(環境保全条例施行規則、別表第4より抜粋)

地域の区分	許容限度の区分	工場等の敷地の境界線における臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 及び準住居地域		12	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域 及び用途地域の定めのない地域		13	29
工業地域及び工業専用地域		14	30

気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数または臭気排出強度とする。

備考1「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気強度の算出方法に定める方法とする。

(2) 悪臭苦情相談への対応

悪臭の多くが一過性であることから、苦情相談があった場合は、現場に赴きその原因を見つけて出すことが重要になります。その原因は事業活動のみならず、野焼き等の家庭生活を発生源とするものもあり、法や条例の規制外のものが増えています。

(3) 東京湾沿岸広域異臭対策

東京湾沿岸地域に、南風に乗って、東京湾方向から広域的なガス臭がすることがあります。原因について、ケミカルタンカーのガスフリーとされていますが、因果関係は明確にされていません。千葉県並びに本市を含む臨海部の10市は、監視体制及び情報の共有化を図っています。本市では、市民等からの情報を迅速に収集し、発生時の追跡調査体制を強化しています。平成27年度の東京湾沿岸広域異臭の発生は、千葉地域を中心に3回あり、苦情件数は74件ありましたが、習志野市及び船橋市地域においては、広域異臭の発生はありませんでした。

4.10. 有害化学物質

4.10.1. ダイオキシン類

(1) 概要

ダイオキシン類の発生源は、物の燃焼過程や化学物質の合成過程等様々です。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下等の毒性があります。習志野市生活環境保全計画では大気、水質、土壌から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されないことを目標としています。

(2) 調査・監視

国は、ダイオキシン類対策特別措置法にて、大気、水質、水底の底質、土壌の環境基準を定めるとともに、排出基準を定めました。千葉県では、ダイオキシン類常時監視計画を策定し、大気、公共用水域の水質、水底の底質、地下水、土壌の調査を実施しています。平成27年度においては、千葉県及び21市(本市を含む)がそれぞれ実施し、結果を公表しています。

(3) 習志野市における環境調査

① 大気

平成27年度のダイオキシン類大気環境調査は、夏と冬の年2回、市内4地点で実施しました。評価は年平均値で行い、平成11年度の測定開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

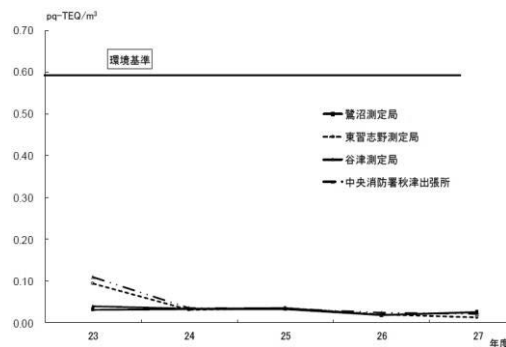


図 4.10.1 ダイオキシン類大気環境調査結果の年平均推移

② 水質

平成27年度は、夏と冬の年2回、市内河川3地点で調査を実施しました。評価は年平均値で行い、平成12年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

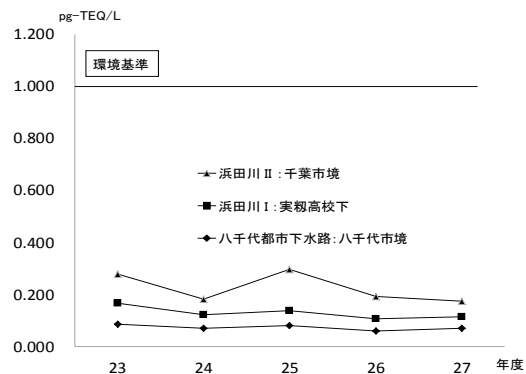


図 4.10.2 ダイオキシン類水質調査の年平均推移

③ 水質の底質

平成27年度のダイオキシン類水質の底質調査は、水質調査地点と同じ3地点で夏に調査を実施しました。平成13年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.1 ダイオキシン類水質の底質調査の推移

単位：pg-TEQ/g

調査地点	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	所在地					
八千代都市下水路:八千代市境	東習志野7-2地先	3.8	4.8	2.5	2.1	4.0
浜田川Ⅰ:実籾高校下	実籾本郷地先	2.6	1.3	1.3	1.4	1.3
浜田川Ⅱ:千葉市境	屋敷1-1地先	1.0	2.1	1.3	0.57	0.70

環境基準：150pg-TEQ/g

④ 土壌

土壌調査については、毎年公園の地点を変えて調査しています。平成27年度は秋津1号児童公園で調査を実施しました。平成12年度に調査を開始してから、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.2 ダイオキシン類土壌調査の推移

単位：pg-TEQ/g

年度	調査地点名	住所	結果
平成23年度	花咲児童遊園	花咲1-5	1.4
24年度	実籾本郷公園	実籾2-24	14.0
25年度	藤崎三丁目児童遊園	藤崎3-27	1.7
26年度	東習志野ふれあい広場	東習志野8-30	1.0
27年度	秋津1号児童公園	秋津1-15-2	1.5

環境基準：1000pg-TEQ/g

4.10.2. 旧陸軍習志野学校跡地等の毒ガス弾等調査状況について

(1) 旧陸軍習志野学校跡地(泉町 2、3 丁目)について

環境省は、平成 15 年 7 月に毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、全国的なフォローアップ調査を行い、その報告書の中で、泉町 2 丁目及び 3 丁目の旧陸軍習志野学校の跡地を「毒ガス弾の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案(A事案)」区域に分類されました。

これを受け、平成 15 年度から平成 16 年度にかけて国(環境省及び財務省)は、当該地域の毒ガス関連物質及び不審物調査を実施した結果、毒ガス関連物質及び不審物は確認されず、「現状においては日常生活を行う上で危険性はない。」とされました。

しかし、この調査時期に建築物等が存在していたことで、調査が不可能であった区域や調査が終了している区域において、今後掘削等を伴う土地改変を実施する場合について、国が「土地改変指針」を定め、建物等の解体や掘削等の土地改変時に、土地所有者等の要望を受け、環境省により環境調査を進めることとしました。

平成 24 年度において、これに該当する調査が行われ、民有地から「※あか筒の可能性のある物体」が発見されました。

本市では、泉町 2 丁目及び 3 丁目の土地所有者及び土地改変事業者に、環境省の本調査制度の周知を図るため、環境省リーフレット等を配布し、土地改変指針の PR に務めています。

(2) 陸上自衛隊習志野演習場(八千代市、船橋市の市域)について

平成 17 年 4 月、新たに「陸上自衛隊習志野演習場」が「A事案」に追加されました。

これを受け、防衛省は、平成 17 年度から平成 19 年度の間、同演習場内の地下水調査、旧陸軍毒ガス訓練地と思われる区域の約 17ha で、物理探査(レーダー探査及び磁気探査)調査、表層土壌の成分分析を実施しました。更に、物理探査で反応のあった 258 か所について、掘削による不審物確認調査を実施しましたが、毒ガス関連物質及び不審物は確認されませんでした。

(3) 習志野市における旧陸軍毒ガス弾等の関連物質調査について

本市では旧陸軍毒ガス弾等の影響を確認するため、平成 17 年度より平成 21 年度までの 5 年間、毒ガスの関連物質であるヒ素について、土壌及び地下水の調査を実施しました。その結果、10 か所の土壌のヒ素はすべて不検出で、10 本の地下水のヒ素についても、不検出及び環境基準以下の値で、異常値はありませんでした。

4.10.3. 放射性物質対策

(1) 放射性物質による習志野市の対応について

東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放射性物質が放出され、私たちの生活環境に影響を及ぼし、その範囲は大気にとどまらず、水道水、農産物、食品にまで広がり、市民に不安を与える結果となりました。

本市では、放射性物質の影響から市民を守り、市民の健康と安全・安心な生活環境を確保するため、放射性物質検査等に取り組んでいます。

(2) 平成 27 年度 of 取組みについて

① 空間放射線量等調査

市内の空間放射線量状況の変化を監視するため、定期的に公園 16 箇所・市民の広場（市役所前グラウンド 7 月末まで）において定点測定調査を行いました。

結果は、いずれも国の基準値をもとに定めた市の基準値を下回っています。

また、放射性物質が集積する下水処理施設（津田沼浄化センター）における脱水汚泥及びごみ焼却場（芝園清掃工場）における溶融飛灰に含まれる放射性物質量の分析調査を定期的に行いました。

結果は、いずれも国が定めた「埋立て処理基準 1kg 当たり 8,000 ベクレル」を下回っています。

表 4.10.3 習志野市の空間線量低減化の基準

	国基準(特措法 H24 年 1 月 1 日施行)	習志野市基準(H24 年 1 月)
校庭・園庭中心	0.23 μ Sv/時以上 (汚染状況重点調査地域指定要件 ^{※1}) 測定高さは 50cm～1m。 (環境省ガイドライン ^{※2})	地表高さ 50cm 又は 1m で 0.23 μ Sv/時以上。 砂場については、地表高さ 5 cm で 0.23 μ Sv/時以上。
雨水桝等周辺より線量の高い箇所	高さ 1m で、周辺より 1 μ Sv/時以上高い場合は、文科省に報告。(文科省対応方針 ^{※3})	高さ 50cm で 0.23 μ Sv/時以上とするが、それ未満であっても直上 5cm で 1 μ Sv/時以上は低減対策を行う。

※1:「汚染廃棄物対策地域の指定の要件を定める省令

平成 23 年 12 月 14 日省令第 34 号」第 4 条

※2:「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン

平成 23 年 12 月第 1 版 環境省」

※3:「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について

平成 23 年 10 月 21 日 文部科学省・原子力対策本部」

② 内部被ばく

本市は国の食品に含まれる放射性物質（セシウム）の基準値のもと、水道水検査、学校等給食の事前食材・1食丸ごと検査、市産農産物検査（千葉県実施検査に参加）の調査を引き続き行いました。結果は、いずれも基準値を下回っています。

その他、市民の皆さんが口にする食品等への不安を解消するため、持ち込み食品等（自家消費品・流通食品）の放射性物質(セシウム)検査を無料で実施しました。

結果は平成 27 年度は 35 検体の検査を行い、厚労省の定めた「スクリーニングレベル 50 ベクレル/kg」を超えた検体はありませんでした。

表 4.10.4 食品に含まれる放射性物質の基準値(平成 24 年 4 月 1 日改定)

放射性セシウムの基準値(Bq/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
規制値	100	50	50	10

調査名		結果
空間放射線量等	①定点調査 市民の広場(市役所前グラウンド7月末まで)と 16公園(1回4公園ずつ)の広場、砂場調査)	高さ 1m 0.05(0.04-0.08)μSv/時 50cm 0.05(0.04-0.08)μSv/時 5cm 0.05(0.03-0.08)μSv/時 砂場 5cm 0.04(0.03-0.06)μSv/時
	②脱水汚泥含有量検査(津田沼浄化センター)	ヨウ素 不検出-166Bq/kg セシウム合計値 不検出-147Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
	③溶融飛灰含有量検査(芝園清掃工場)	セシウム合計値 220-700Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
内部被ばく	①水道水含有量検査(習志野市企業局)	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	②水道水含有量検査(千葉県水道局)	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	③給食食材検査 翌月予定する学校・保育所等給食食材検査 (10品目をサンプリング検査)	年間115品目の内 114品目「いずれも不検出」 1品目「基準値以下」
	④給食丸ごと検査 給食1食を丸ごとミキシング検査 (5日分を1検体とし検査)	「いずれも不検出」
	⑤市民持込食品等検査 食品・井戸水を対象に、市民の希望により検査	35検体 (スクリーニングレベル 50Bq/kg 超検体なし)
	⑥市産農産物検査 千葉県が検査計画の中で実施	にんじん、エンサイ、わさびな、 ほうれんそう 「いずれも不検出」

表 4.10.5 主な調査結果(空間放射線量等・内部被ばく)

第5部 資料編



バラが満開の習志野市谷津バラ園

5.資料編

5.1. 環境行政の推移

環境行政の推移(1)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		S32.11	「騒音防止条例」制定	S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」制定
		34.9	県衛生民生部環境衛生課に「公害係」を設置	37.6	「ばい煙の排出等の規制に関する法律」制定
		38.4	「千葉県公害防止条例」制定(昭和38年10月施行)	39.3	総理府に「公害対策推進会議」を設置
		38.10	「千葉県公害対策審議会」設置	40.6	「公害防止事業団法」制定
		39.9	「ばい煙規制法」に基づく規制地域を指定(習志野市等6市町村)	42.8	「公害対策基本法」制定
		40.3	県衛生部に「公害課」を設置	43.6	「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」制定
S41.12	京葉港第1次埋立てにより袖ヶ浦地区誕生	43.8	「千葉県公害研究所」設置	44.2	「硫黄酸化物に係る環境基準」閣議決定
42.7	民生部に公害課を新設(係員3名)	44.4	「騒音規制法」7市へ事務委任(習志野・松戸・市川・船橋・柏・千葉・市原)	44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定
43.7	袖ヶ浦に公害課移転	44.5	「習志野市公害対策審議会条例」制定	45.2	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定
			「騒音規制法」に基づく政令市となる	45.4	「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定
44.4	公害課に試験所係を設置(公害係、試験所係)	45.3	「千葉県公害防止条例」全面改正	45.6	「公害紛争処理法」制定
44.5	「習志野市公害対策審議会」結成	45.9	「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)制定	45.12	第64回国会 通称「公害国会」で、公害関係法14法律の制定及び改正 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定(上記14法律の一つ)
45.4	「習志野市公害防止条例」制定	46.1	「千葉県公害白書」作成	46.5	「騒音に係る環境基準」閣議決定
45.5	「公害対策専門委員会」結成				
46.3	公害課3係となる(庶務係、調査規制係、試験研究係)				

環境行政の推移(2)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
				S46. 5	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(財特法)制定
				46. 6	「悪臭防止法」制定
				〃	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
		S46. 7	「千葉県公害防止条例」全面改正	46. 7	環境庁が発足
		〃	「千葉県環境保全条例」制定	〃	「海洋汚染防止法」制定
S46.11	「14市2町公害担当者会議」発足			46. 9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
46.12	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」調印	46.12	「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乘せ条例)制定		
47. 4	「習志野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改正	47. 4	「千葉県水質保全研究所」設置	47. 1	「浮遊粒子状物質に係る環境基準」制定
〃	習志野市内自然環境調査(3か年事業)				
47. 6	光化学スモッグ医療体制確立			47. 6	第1回国連人間環境会議開催(於ストックホルム)
47. 7	「習志野市公害防止条例」一部改正			〃	「自然環境保全法」制定
〃	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」制定				
48. 1	公害課を3係に改組(対策指導係、調査規制係、試験分析係)				
48. 2	「習志野市公害白書」作成	48. 4	「千葉県自然環境保全条例」制定	48. 5	「大気の汚染に係る環境基準」制定
48. 6	日本道路公団へ京葉道路の騒音対策(遮音壁)を陳情	48. 6	「東京湾岸自治体公害対策会議」開催	48. 7	第5次公害防止計画の策定指示(千葉臨海地域等)
				48. 9	「都市緑地保全法」制定
				48.10	「公害健康被害補償法」制定
				〃	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)制定
49. 4	「習志野市公害問題等連絡会議」設置			49. 3	「国立公害研究所」設置
49. 8	市全域が「工業用水法」及び「ビル用水法」の指定地域となる	49.12	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和49年～昭和53年度)策定	49. 6	「生産緑地法」制定
50. 5	「悪臭防止法」に基づく政令市となる	50. 5	悪臭防止法に基づく規制地域の指定を制定		
50. 6	第1回習志野市環境週間開催			50. 7	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」制定

環境行政の推移(3)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S50.8	工場集団化移転事業として公害防止事業団事業の2号、3号事業を申請(昭和52年度事業)				
51.2	「習志野市公害防止計画」策定			S51.6	「振動規制法」制定
51.8	硫酸酸化物※総量規制の地域指定	S51.8	「硫酸酸化物に係る総量削減計画」及び「総量規制基準等」制定		
52.10	地盤沈下観測井戸設置(藤崎地区に2本)				
52.11	振動規制法に基づく政令市となる	52.11	「振動規制法に基づく規制地域、規制基準等」制定		
52.12	ビル用水法に基づき、総武線以南の地下水採取が全面禁止				
〃	京葉港第2次埋立てにより、秋津、香澄、茜浜、芝園地区誕生				
		53.1	国道357号開通	53.6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入)
				53.7	「二酸化窒素に係る環境基準」改定(0.02ppmを0.04~0.06ppmへ)
		54.4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)を設定		
		〃	若松・谷津公害阻止協議会が東京湾岸道路市川・潮来線の建設に係る公害調停を申請	54.6	「東京湾等のCODに係る総量削減基本方針」策定
54.9	「習志野市公害防止計画(中期計画)」の見直し				
55.3	東京湾岸の水質保全のための無リン洗剤使用を市の公共施設に指示するとともに、市民に無リン洗剤使用を要請	55.4	東京湾に係る「第1次COD総量削減計画」を制定	55.10	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)発効
				55.11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)発効
		55.12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定		
56.4	公害課を公害センターに改名し、試験分析係を試験研究第一係とする(対策指導係、調査規制係、試験研究第一係)				
56.5	公害センター庁舎完成				
56.10	「深夜営業騒音対策連絡会議」設置	57.2	「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定		
57.3	秋津測定局を設置				
57.4	東関東自動車道(市川市~千葉市宮野木)供用開始	57.5	5月30日(ごみゼロ)運動を1都9県で実施	57.5	ばいじんの排出基準を強化

環境行政の推移(4)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S57.6	習志野市公害対策審議会(平川陽三会長)が千葉県環境賞を、東習志野・実花連合町会長が環境庁の環境保全功労賞を受賞	S57.6	東京湾岸道路建設に係る公害審査会において、公害調停が合意する(申請人は若松・谷津公害阻止協議会、被申請人は建設省、日本道路公団、県企業庁)		
57.12	習志野市公害防止条例及び同施行規則の一部改正				
58.3	谷津測定局を設置	58.4	千葉県「美しいふるさとづくり」運動推進要綱が制定		
58.8	芝園清掃工場(旧工場)操業開始			S59.7	「湖沼水質保全特別措置法」制定
59.6	津田沼浄化センター(終末処理場)が運用開始			59.8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
				59.9	環境庁が谷津干潟を「バードサンクチュアリ(野鳥の楽園)」として整備する方針を発表
59.12	習志野市が日本初の自然干潟サンクチュアリ計画の事業主体となることが決定	60.2		60.2	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」一部改正
		60.3	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和59年～昭和63年度)策定		
		61.3	「ふるさと千葉環境プラン」策定		
61.4	機構改革で公害センターが2係となる(指導規制係、試験研究係)				
62.1	習志野市自然環境調査開始 地内地下水汚染(トリクロロエチレン等)の実態調査3か年事業開始	62.1		62.1	「東京湾等のCODに係る第2次総量削減基本方針」策定
62.4	習志野緑地第1期事業「香澄公園」供用開始	62.4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定		
62.6	習志野市公害対策審議会(平川陽三会長)が、環境庁の「地球環境保全功労賞」を受賞			62.10	大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正
				63.3	環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」発表
63.4	習志野緑地第1期事業「秋津運動公園」供用開始			63.5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定
63.5	習志野市公害防止計画を新たに策定			63.8	「水質汚濁防止法」一部改正(規制対象事業所として、共同調理場、飲食店等を追加)
63.9	茜浜衛生処理場操業開始	H1.1	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定		
63.11	谷津干潟が「国設鳥獣保護区」に指定される	1.3	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」改正	H1.3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(有害物質としてトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを追加)

環境行政の推移(5)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H1.6	地下水汚染範囲確定調査開始			H1.6	「大気汚染防止法」一部改正 (アスベストを特定粉じんとして規制)
1.8	一般家庭の井戸水質調査開始				
1.9	地下水汚染原因究明調査開始				
		H1.12	窒素酸化物に係る冬期暫定対策 実施(東京湾岸地域 14 市町村)		
2.3	「習志野保健所管内環境行政担 当実務者会議」発足	2.3	「千葉地域公害防止計画」 (平成元年～平成3年度)策定		
2.4	機構改革で公害センターは経済 環境部公害センターとなる				
〃	東習志野測定局移設(実籾分遣 所から東習志野小学校へ)				
〃	地下水流動調査開始	2.5	「千葉県地球環境問題連絡会議」 設置	2.6	「水質汚濁防止法」一部改正 (生活排水対策等を追加)
2.10	「習志野市トリクロロエチレン等地下 水汚染等健康調査委員会設置 要綱」施行				
2.12	自然環境調査ダイジェスト版 「習志野市の自然環境」発行				
3.3	トリクロロエチレン等地下水汚染 健康調査開始	3.3	「千葉県みどりの基金条例」制定		
〃	トリクロロエチレン等地下水汚染 健康調査結果判定会議				
〃	「習志野市公害防止条例」及び 「習志野市公害防止条例施行規 則」一部改正			3.4	「再生資源の利用の促進に関する 法律」(リサイクル法)制定
3.4	光化学スモッグ広報用防災行政 無線遠隔操作システムを公害セ ンターに設置			3.8	「土壌の汚染に係る環境基準」 制定
3.10	公害センターを環境保全センター に名称変更				
〃	NHK テレビで「習志野市環境情報 システム」について報道				
3.12	「習志野市公害白書」を「習志野 市環境白書」に改称	4.2	「千葉県自動車交通公害防止計 画」策定		
4.3	公害パトロール車に電気自動車 を導入	4.3	「千葉県環境学習基本方針」策定		
		4.6	「千葉県環境会議」設置	4.6	「自動車から排出される窒素酸化 物の特定地域における総量の削 減等に関する特別措置法」(自動 車 NOx 削減法)制定
4.8	ホテルの自生地である実籾町本 郷の水田を「実籾自然保護地区」 に指定			〃	国連環境開発会議(地球サミット) (於リオデジャネイロ)開催
4.11	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音 調査(習志野市・八千代市合同調 査)実施				
5.3	「習志野市新基本計画」策定	5.3	「千葉地域公害防止計画」 (平成4年～平成8年度)策定	5.3	「水質汚濁に係る環境基準」一部 改正(健康項目 15 項目の追加 等)
5.6	谷津干潟が「ラムサール条約登録 湿地」となる			5.6	第5回ラムサール条約締約国会 議(於釧路市)開催

環境行政の推移(6)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H5.10	「習志野市地域環境管理計画」(快適ふるさとプラン)策定	H5.11	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定	H5.8	「水質汚濁に係る環境基準」及び「水質汚濁防止法施行令」一部改正(海域の窒素、リンに係る環境基準及び排水基準の設定)
		〃	「千葉県地球環境保全行動計画」策定	5.11	「環境基本法」制定
		〃	習志野保健所新庁舎開所	5.12	「アジェンダ 21 行動計画」策定
5.12	「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定			〃	「水質汚濁防止法施行令」等一部改正(ジクロロエタン等 13 物質の排水基準を設定)
6.3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
6.6	市制施行 40 周年を記念し、エコ・コミュニケーションイヤー'94 実施(6/1~8/31)	6.6	JR 津田沼駅南口サンペデック前広場において「環境の日」の街頭キャンペーンを実施		
	〃 「習志野市環境審議会条例」制定				
	〃 「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
6.7	谷津干潟自然観察センター開設				
	〃 「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」一部改正	6.8	環境基本法に基づく「千葉県環境審議会」設置	6.12	「環境基本計画」閣議決定
				7.2	「東京湾及び大阪湾の全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定について」制定
		7.3	「千葉県環境基本条例」及び「千葉県環境保全条例」制定	7.6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
7.4	地下水汚染除去対策開始	7.9	「千葉県のごみ減量化行動計画」策定	7.9	「悪臭防止法施行令」一部改正
7.10	フロンガス回収開始				
8.3	第 6 回ラムサール条約締約国会議(於ブリズベン市)に習志野市長が出席				
8.4	機構改革で環境部を設置 環境調整課、公園緑地課を新設 清掃課、リサイクル推進課、環境保全センターを各部より移管 環境保全センターに自然保護係を設置				
	〃 リサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設棟)操業開始				
	〃 ペットボトル再資源化開始				
8.6	リサイクルプラザ(再生施設棟)オープン	8.6	習志野文化ホールで、「美しいふるさとづくり運動推進県民大会」を開催	8.5	「大気汚染防止法」一部改正
		9.3	「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」策定	8.6	「水質汚濁防止法」一部改正
9.4	実籾自然保護地区自然調査開始			9.3	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」制定

環境行政の推移(7)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H9. 6	6月10日を「谷津干潟の日」と宣言			H9. 6	「環境影響評価法」制定 " 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正
9. 7	東京湾でタンカー座礁による原油流出事故	H9. 7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」制定		
9. 9	ダイオキシン対策として、市内公共施設の小型焼却炉を廃止 " 全小学4年生に、リサイクルプラザ・谷津干潟自然観察センター等を利用した環境教育を実施			H9. 8	「ダイオキシン対策に関する五ヶ年計画」公表 9. 9 「第1回ダイオキシン類総合調査検討会」開催
9.12	窒素酸化物を除去する酸化チタンインターロッキングブロックを歩道に一部使用開始(津田沼1丁目、市道00-003号)			9.12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)開催
10. 2	「千葉県習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリスベン市、オーストラリア両市に於ける谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定」締結	10. 2	「千葉県地域公害防止計画」策定(平成9年～平成13年度)		
10. 4	機構改革で環境部にクリーン推進課とクリーンセンターを新設	10. 6	「千葉県環境影響評価条例」制定	10. 6	「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)制定 10. 6 「地球温暖化対策推進大綱」策定
10. 7	「習志野市環境保全率先行動計画検討会」設置	10. 7	「千葉県ダイオキシン類対策組方針」策定 10. 8 「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定	10. 6	
10.11	市内小型焼却炉実態調査開始(H11年2月まで)	11. 1	「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」策定	10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
11. 2	「習志野エコオフィスプラン」策定				
11. 3	「習志野市とブリスベン市の湿地提携に関する第1次5か年計画」調印				
11. 4	「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」制定	11. 4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正 11. 6 「千葉県レッドデータブック植物編」公表	11. 7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 " 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
11. 9	「習志野市環境基本条例」制定 " 「習志野市公害防止条例」一部改正	12. 1	千葉県環境研究所 ISO14001 認証取得		
12. 2	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				

環境行政の推移(8)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H12.3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正	H12.3	「ちば21ごみゼロプラン」(第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針)策定 「騒音規制法第17条第1項」の規定に基づく指定地域内における区域を制定 12.4 鳥獣飼養許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲 12.5 「千葉県レッドデータブック動物編」公表 12.12 「千葉県地球温暖化防止計画」策定	H12.3	「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」制定 12.6 「循環型社会形成推進基本法」制定 13.1 環境省発足 13.3 「悪臭防止法施行規則」一部改正
13.4	環境部に自然保護課を設置	13.5	「千葉県レッドデータブック-普及版-」公表	13.4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」一部改正
13.6	環境部に天然ガス車を配備	13.6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定	13.6	「排水基準を定める環境省令」一部改正(ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の追加) 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」制定 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定
13.10	第5回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議(於習志野市)開催「谷津干潟宣言」を採択 「天然ガス車用ガススタンド「東習志野※エコ・ステーション」オープン	14.3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」制定 「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定	13.11	「水質汚濁防止法施行令」及び「水質汚濁防止法施行規則」一部改正
14.6	習志野市・ブリズベン市の小学校間で、インターネットを利用して、湿地及び水鳥の情報交換を行うために、「教育交流覚書」を交換	14.7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定	14.7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)制定 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」制定

環境行政の推移(9)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H14.10	谷津バラ園に「日本の皇室・世界の王室展示コーナー」を設置	H14.10	「千葉県資源循環型社会づくり計画」策定		
14.11	芝園清掃工場(新工場)稼働開始				
"	「習志野市名木百選」において75本を選定				
14.12	「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」制定			H14.12	燃料電池自動車を政府が導入
15. 1	中国・韓国・日本(習志野市)の子どもたちが湿地に関する情報交換をする「子ども湿地交流 in 習志野」を開催			15. 1	「自然再生推進法」制定
		15. 3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正(猶予期間を12年とする車両の拡大)	15. 2	「土壌汚染対策法」制定
		"	「千葉県特定鳥獣保護管理計画」策定		
		"	「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」制定		
		15. 4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
15. 6	粗大ごみ収集のメール申込み開始				
"	谷津干潟ラムサール条約登録10周年となる				
15. 7	市立大久保保育所所庭の毒ガス成分土壌調査	15. 7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定	15. 7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
15.10	「千葉県習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリズベン市、オーストラリア両市における、谷津干潟およびブンドルウエットランド湿地提携に関する協定書のための第2次5か年行動計画」及び「クイーンズランド州教育相及びブリズベン市並びに習志野市教育委員会及び習志野市における教育交流覚書2003年～2006年」調印			15.11	「昭和48年の『旧陸軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について」公表
16. 4	「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」策定	16. 4	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正	16. 2	旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス成分調査
16. 6	市制施行50周年記念バラ誕生「ローズ50ならしの」			16. 3	「ヒートアイランド対策大綱」決定
16.10	「習志野市公害防止条例」を改正、改称し、「習志野市環境保全条例」制定(小規模揚水施設規制はH17年1月1日施行)				
16.12	クリーンセンターへの自己搬入ごみが全て有料となる	16.12	「三番瀬再生会議」設置		

環境行政の推移(10)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H17.3	「習志野市環境保全条例施行規則」一部改正 悪臭規制基準(臭気指数規制の導入)改正他 悪臭規制はH17年7月1日施行	H17.3	「悪臭防止法」に基づく規制基準の改正(臭気指数による規制の導入:平成17年7月1日)	H17.2	「京都議定書」発効
17.4	粗大ごみ個別収集が有料となるスプレー缶等を有害ごみとして分別収集			17.4	環境省及び財務省は、旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス問題について、平成15年、平成16年度に実施した環境調査の結果「現状においては日常生活を行う上で危険性が無いことが確認された」と公表 また、土地改変に際しての「土地改変指針」を作成
17.6	習志野市環境審議会、習志野市廃棄物減量等推進審議会及び習志野市自然保護審議会の3審議会を統合し、新たに環境審議会を設置	17.6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)施行	17.6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)施行
		17.7	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正		
		〃	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」一部改正	17.11	ラムサール条約第9回締約国会議にて、国内のラムサール条約登録湿地が33か所となる
17.12	アスベスト含有家庭用品を有害ごみとして分別収集			18.3	「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定
18.6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第1回)開催			18.4	「第3次環境基本計画」閣議決定
18.10	教育交流覚書に基づき、クイーンズランド州のアーンショウ校生徒、教員訪問団(12名)が習志野市を訪問(10月2日～10月5日)			18.7	防衛省による陸上自衛隊習志野演習場の毒ガス調査の実施について、八千代市、船橋市、習志野市の合同で住民説明会を開催(会場 八千代市)
		18.12	「三番瀬再生計画」(基本計画)策定	18.9	「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」一部改正(石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」を「0.1%を超えて含有するもの」と規制を拡大)
19.2	「習志野市新エネルギービジョン」策定	19.2	「三番瀬再生計画」(事業計画)策定		
19.3	平成18年度末までに、公共施設9施設のアスベストを撤去	19.3	「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」(第5期:平成18年～平成22年)策定		
〃	「習志野市環境基本計画」 「習志野市緑の基本計画」策定				
〃	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改定				

環境行政の推移(11)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H19.4	谷津干潟自然観察センター指定管理者制度を導入				
19.6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第2回)開催	H19.6	東京湾に係る「第6次COD総量削減計画」策定		
		19.9	「千葉県環境学習基本方針」全面改正		
		19.10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」制定	H19.10	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)一部改正
				19.12	防衛省は、「習志野演習場における旧陸軍毒ガスの環境調査」が終了したと、八千代市、船橋市、習志野市の合同住民説明会で報告(会場 八千代市)
		20.3	「生物多様性ちば県戦略」策定		
		〃	「千葉県環境基本計画」策定		
		〃	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」制定		
20.4	機構改革により、自然保護課を環境政策課に改編			20.5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)一部改正
				20.7	第34回主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)開催
20.9	2008 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校	20.9	「第7次千葉県廃棄物処理計画」(～平成22年度)策定	20.10	国指定谷津鳥獣保護区の更新及び同谷津特別保護地区の指定
20.11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第3回)開催				
21.3	「習志野市生活環境保全計画」策定				
21.6	「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」策定				
21.7	「千葉県習志野市とオーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市の谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定第3次5か年行動計画」調印			21.7	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定
21.9	2009 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校				
21.10	「習志野市地球温暖化防止実行計画」策定				
21.11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第4回)開催			21.12	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)及び京都議定書第5回締約国会合(CMP5)(於コペンハーゲン)開催
				22.3	「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
				〃	「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ～環境大臣試案～」公表
22.9	2010 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校			22.9	平成22年度国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画策定等業務の開始
				22.10	※生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)(於名古屋市)開催

環境行政の推移(12)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H22.12	習志野市市民環境大学 ～3 大学連携講座～閉校				
"	「地球温暖化防止を考えるつど い」(第5回)開催(平成18年から 平成22年まで5年連続で開催)			H23.2	平成22年度国指定谷津鳥獣保 護区保全事業計画策定等業務に 係る事業説明会開催
23.3	11日、東日本大震災発生、習志 野市は震度5強を計測 特に国道14号以南では液状化現 象による甚大な被害を受ける	H23.3	「第8次千葉県廃棄物処理計画」 策定		
23.5	福島第一原子力発電所事故に伴 う放射能汚染対策として「習志野 市放射能等対策委員会」設置	23.7	「千葉県住宅用太陽光発電設備 導入促進事業補助金交付事業」 開始	23.11	気候変動枠組条約第17回締約 国会議(COP17)及び京都議定書 第7回締約国会合(CMP7)(於タ ーバン)開催
24.3	天然ガス専用ガスタンド 「東習志野エコステーション」閉鎖			24.3	「国指定谷津鳥獣保護区保全事 業計画書」策定
24.5	「習志野市一般廃棄物処理基本 計画」改訂			24.7	ラムサール条約第11回締約国会 議にて、国内のラムサール条約登 録湿地が46か所となる
24.10	ラムサール条約登録湿地関係市 町村会議(於習志野市)開催 (主催:那覇市)			24.10	環境税を導入
25.4	谷津バラ園指定管理者制度を導入	25.3	「千葉県市町村災害廃棄物処理 マニュアル策定ガイドライン」作成	25.4	「使用済小型電子機器等の再資源 化の促進に関する法律」施行
25.6	谷津干潟のラムサール条約登録 20周年を記念し、「谷津干潟の 日」開催				
25.8	平成25年度ラムサール条約登録 20周年記念・谷津干潟の日事業 第2弾「8・24 愛で包もう谷津干 潟」開催				
25.10	平成25年度ラムサール条約登録 20周年記念・谷津干潟の日事業 第3弾「アオサについて考える集 い」開催	25.11	千葉県内にてPM2.5注意喚起発 令	25.11	気候変動枠組条約第19回締約国 会議(COP19)及び京都議定書第 9回締約国会合(CMP9)(於フル シャワ)開催 政府が2020年の温室効果ガス削 減目標を「2005年比3.8%減」とす ることを発表
27.2	市内10ヵ所の公共施設にて使用 済小型家電のボックス回収を開 始				
27.3	し尿及び浄化槽汚泥の処理に関 する基本協定の締結(4月より市 川市に処理委託開始)				
27.3	「習志野市緑の基本計画」改定				
27.3	市制施行60周年記念サクラ植樹式			27.7	日本は約束草案にて2030年度に 2013年度比で26%温室効果ガス を削減する目標を掲げた
28.4	谷津奏の杜公園供用開始			27.12	気候変動枠組条約第21回締約国 会議(COP21)にてパリ協定が採択 2020年以降の温室効果ガス排出削 減等のための新たな国際枠組み 歴史上はじめて、全ての国が参加 する公平な合意

5.2. 廃棄物処理

表 5.2.1 一般廃棄物処理基本計画(平成24年5月策定)における実績値及び目標値

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成33年度
		実績値	中間目標	計画目標
1人1日あたりのごみ総排出量 ※1	g/人・日	912	931	882
再生利用率 ※2	—	24.8%	30%以上	31%以上
最終処分量	t/年	1,660	1,499	1,416

※1 ごみ総排出量÷常住人口÷365日

※2 再資源化量÷ごみ総排出量×100

表 5.2.2 区別別排出量

単位:t

年度	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	小計	団体回収	脱水汚泥(生活排水)	合計
平成23年度	44,574	1,482	2,849	130	5,665	54,700	3,696	4,636	63,032
24年度	43,866	1,434	2,855	126	5,294	53,575	3,465	4,413	61,453
25年度	43,854	1,410	3,171	120	5,412	53,967	3,410	4,324	61,701
26年度	43,759	1,432	3,067	127	5,223	53,608	3,269	4,356	61,233
27年度	44,134	1,335	2,774	109	5,160	53,512	2,897	3,911	60,320

表 5.2.3 処理量の年度別推移

単位:t 右欄は前年度比

年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		
常住人口(人)		165,164	100%	165,399	100%	167,153	101%	168,224	101%	169,491	101%	
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	31,043	100%	30,625	99%	30,460	99%	30,349	100%	30,382	100%
		燃えないごみ	1,144	112%	1,168	102%	1,185	101%	1,233	104%	1,183	96%
		粗大ごみ	450	95%	431	96%	454	105%	364	80%	347	95%
		有害ごみ	130	104%	126	97%	120	95%	127	106%	109	86%
		資源物 (収集・拠点回収)	5,604	101%	5,234	93%	5,356	102%	5,170	97%	5,112	99%
	資源物 (団体回収)	3,696	98%	3,465	94%	3,410	98%	3,269	96%	2,897	89%	
	搬入	燃えるごみ	98	185%	55	56%	51	93%	70	137%	38	54%
		燃えないごみ	65	210%	41	63%	26	63%	15	58%	12	80%
		粗大ごみ	937	93%	973	104%	1,096	113%	1,026	94%	1,009	98%
	計		43,167	100%	42,118	98%	42,158	100%	41,623	99%	41,089	99%
(公共系含む)	燃えるごみ	13,433	97%	13,186	98%	13,343	101%	13,340	100%	13,714	103%	
	燃えないごみ	273	99%	225	82%	199	88%	184	92%	140	76%	
	粗大ごみ	1,462	87%	1,451	99%	1,621	112%	1,677	103%	1,418	85%	
	資源物	61	91%	60	98%	56	93%	53	95%	48	91%	
	計	15,229	96%	14,922	98%	15,219	102%	15,254	100%	15,320	100%	
総排出量 A		58,396	99%	57,040	98%	57,377	100%	56,877	99%	56,409	99%	

再資源化量	選別資源	5,604	101%	5,150	92%	5,238	104%	4,914	94%	4,832	98%
	団体回収	3,696	98%	3,465	94%	3,410	98%	3,269	96%	2,897	89%
	メタル・スラグ	6,741	93%	6,024	89%	7,127	118%	6,085	85%	6,241	103%
	合計 B	16,041	97%	14,639	91%	15,775	108%	14,268	90%	13,970	98%
再生利用率 B/A		27.5%		25.7%		27.5%		25.1%		24.8%	

一人一日あたり	家庭系 (団体回収を含む)	716g		698g		691g		678g		664g	
	事業系 (公共系を含む)	253g		247g		249g		248g		248g	
	総排出量	969g		945g		940g		926g		912g	
	家庭系 (資源物を除く)	562g		554g		547g		540g		535g	

生活排水処理に伴う焼却量	収集	し尿脱水汚泥等	449	80%	424	94%	325	77%	359	110%	48	13%
	下水道脱水汚泥	4,187	128%	3,989	95%	3,999	100%	3,997	100%	3,863	97%	
	合計	4,636	121%	4,413	95%	4,324	98%	4,356	101%	3,911	90%	

最終処分量	1,537	98%	1,503	98%	1,549	103%	1,747	113%	1,660	95%
-------	-------	-----	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	-----

※常住人口は「千葉県毎月常住人口調査」の年度末の数値

表 5.2.4 資源物回収量の推移

単位：t

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資源物回収量	ビン・缶	1,676	1,628	1,612	1,688	1,670
	ペットボトル	621	594	579	574	576
	新聞・チラシ	1,075	916	974	811	733
	雑誌・雑紙	1,075	973	1,034	951	936
	ダンボール	1,004	989	1,030	1,027	1,073
	飲料用紙パック	18	17	17	15	15
	古着類	196	177	166	156	156
	白色トレイ(拠点回収)	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3
	小型家電(拠点回収)	—	—	—	0.3	1
合計	5,665	5,294	5,412	5,223	5,160	

表 5.2.5 有価物団体回収量の推移

単位：t

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
有価物団体回収量	アルミ缶	44	43	41	39	38
	スチール缶	17	17	16	15	13
	新聞・チラシ	1,904	1,697	1,641	1,511	1,284
	雑誌・雑紙	780	719	733	724	638
	ダンボール	702	729	733	758	713
	飲料用紙パック	27	24	24	23	23
	古着類	149	164	152	133	121
	再利用ビン	9	8	7	7	6
	雑ビン	0	0	0	0	0
	カレット	64	64	63	59	61
合計	3,696	3,465	3,410	3,269	2,897	
交付団体数	133	133	136	135	136	
奨励金(千円)	14,781	13,859	13,635	13,073	11,586	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.6 処理施設の稼働状況

年度	溶融処理量(t)	溶融生成物量(t)		発電量(kWh)	最終処分量(t)※
		スラグ	メタル		
平成 23 年度	56,618.2	5,998.6	742.3	16,757,360	1,536.6
24 年度	56,186.7	5,353.6	669.5	16,889,170	1,502.8
25 年度	55,656.0	6,388.7	737.5	17,634,240	1,549.2
26 年度	56,116.3	5,429.9	654.9	16,755,840	1,747.0
27 年度	54,763.5	5,565.7	674.6	17,026,960	1,659.7

※最終処分(溶融飛灰)については、平成 16 年度から平成 18 年度は銚子市・秋田県、平成 19 年度は銚子市・秋田県・青森県、平成 20 年度から平成 23 年度は、銚子市・秋田県・群馬県、平成 24 年度は秋田県・群馬県、平成 25 年度以降は秋田県・群馬県・山形県で埋立処分しています。

表 5.2.7 ダイオキシン測定結果

年度	排ガス中のダイオキシン濃度(ng-TEQ/m ³ N)				測定年月日		
	1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉
平成23年度	0.0100	0.0030	0.0075	0.0068	H23.10.5	H23.10.4	H23.8.24
24年度	0.0150	0.0130	0.0067	0.0116	H24.7.11	H24.10.24	H24.10.23
25年度	0.0011	0.0002	0.0140	0.0051	H25.12.17	H25.10.29	H26.2.13
26年度	0.0004	0.0003	0.0004	0.0004	H26.7.25	H26.12.17	H26.10.22
27年度	0.0065	0.0003	0.0002	0.0023	H27.7.7	H27.9.4	H27.9.3

※規制基準値:0.1ng-TEQ/m³N(平成14年12月1日から)

表 5.2.8 清掃関係車両保有状況

平成28年3月31日現在

所属	内容	車両	台数	
クリーンセンター	業務課	2トンパッカー車	5台	
		2トン深ボディダンプ	3台	
		2トン平ボディダンプ	1台	
	環境衛生	軽トラック	2台	
		軽ワゴン	1台	
	事務連絡パトロール	ライトバン	1台	
	施設課 リサイクルプラザ	スラグ積込作業	ホイローダー・4トン着脱式コンテナ車	各1台
		事務連絡パトロール	軽ライトバン・ライトバン	各1台
			ワゴン・軽トラック	各1台
		プラットホーム作業	ショベルローダー	1台
	プレス搬出	フォークリフト	1台	

表 5.2.9 年度別生活排水処理人口の推移

年度	水洗化人口(人)		非水洗化人口(人)		常住人口 e
	公共下水道※1 a	浄化槽※2 b	計画収集※3 c	自家処理 d	
平成23年度	140,384	23,901	879	0	165,164
24年度	140,958	23,650	791	0	165,399
25年度	147,436	19,050	667	0	167,153
26年度	150,340	17,307	577	0	168,224
27年度	155,083	13,874	534	0	169,491

※1 水洗化人口(下水道接続済)

※2 常住人口 e - 公共下水道人口 a - 計画収集人口 c

※3 家庭系「手数料台帳」+事業系「収集量÷1.4(L/人/日)」の人数

表 5.2.10 し尿収集量と処理経費の推移

年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	総収集量 (kl)	処理経費 (千円)	1kl 当り経費 (円)
平成 23 年度	1,024	6,578	7,602	161,157	21,199
24 年度	753	6,455	7,208	151,019	20,952
25 年度	747	6,228	6,975	149,150	21,384
26 年度	668	6,068	6,736	141,076	20,944
27 年度	638	5,734	6,372	174,975	27,460

※処理経費は、決算事項別明細書よりし尿処理に係る経費を合計した額。(人件費は職員数で按分して算出)

5.3. 衛生処理

表 5.3.1 狂犬病予防法に基づく犬の登録数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録数	6,806	6,901	6,990	6,979	7,076

表 5.3.2 ペット等小動物の死骸処理状況

単位: 体

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
処理数	532	508	472	462	519

表 5.3.3 雑草刈り取り指導状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指導件数(件)	206	219	176	266	154

表 5.3.4 屋外広告物許可状況

単位: 枚

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
広告板等	153	748	509	534	513
電柱類の広告板	2,339	1,265	1,989	1,702	1,524
アドバルーン	0	0	0	0	0
計	2,492	2,013	2,498	2,236	2,037

表 5.3.5 不良広告物撤去状況

単位: 枚

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
撤去枚数	2,605	1,199	2,243	2,841	1,306

表 5.3.6 道路側溝残土処理状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施箇所	152	150	126	118	94
処 理 量 (kg)	23,080	21,590	8,400	5,200	3,360

表 5.3.7 消毒実施状況

単位:箇所

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
湿地	12	0	0	0	0
マンホール	2	2	1	5	3
側溝	128	192	72	66	66

5.4. 気象状況

表 5.4.1 習志野市気象概況年度別一覧表(東習志野測定局)

項目	気温(°C)			湿度(%)		風向 (16方位)		風速 (m/s)		降水量(mm)			天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多 風向	最多 風向率 (%)	最高	平均	合計	日最大 降水量	時間 最大 降水量	晴	曇	雨	雪
平成18年度	34.5	-1.7	15.4	11	70	N	11.5	10.5	2.5	1,559	161	27	191	142	32	0
19年度	36.9	-2.9	15.2	10	69	SW	13.3	13.9	2.5	1,167	109	15	217	123	24	2
20年度	35.6	-2.6	15.4	10	70	NE	11.3	10.5	2.5	1,486	78	33	204	133	28	0
21年度	32.7	-2.7	15.3	10	72	SW	12.5	14.8	2.6	1,571	91	33	222	109	34	0
22年度	36.5	-3.4	15.6	10	67	SW	16.9	11.5	2.8	1,404	156	44	239	88	36	2
23年度	35.4	-4.4	15.2	11	68	SW	15.5	12.3	2.7	1,275	101	32	219	108	37	2
24年度	34.7	-2.8	15.4	9	66	SW	12.1	12.0	2.7	940	58	35	231	96	36	2
25年度	39.3	-2.5	15.7	10	64	SW	13.6	10.7	2.7	1,413	213	54	243	77	42	3
26年度	36.7	-2.3	15.8	10	66	SW	13.9	11.1	2.6	1,226.5	114.5	24.5	198	130	37	0
27年度	37.7	-1.4	16.4	13	69	SW	13.4	12.5	2.6	1,371.5	98.5	38.5	189	136	40	1

〈平成18年度から平成27年度の10年間における記録〉
(降水量)

- ① 年間平均降水量^{注)} 1,385 mm
- ② 年間最大降水量 平成21年 1,571 mm
- ③ 月最大降水量 平成25年10月 486 mm
- ④ 日最大降水量 平成25年10月16日 213 mm
- ⑤ 1時間最大降水量平成25年10月16日6時 54 mm

(気温)

- ① 年間平均気温 15.5°C
- ② 最高気温 平成25年8月11日14時 39.3°C
- ③ 最低気温 平成24年2月19日5時 -4.4°C

(風速)

- 最大風速 平成21年3月21日5時 14.8m/s

注)平成24年度の降水量は雨量計の故障により37日間分のデータが欠測した為、平成24年度分を除き平均値算定

表 5.4.2 習志野市気象概況月別一覧表(東習志野測定局)

項目	気温(°C)			湿度(%)		風向 (16方位)		風速 (m/s)		降水量(mm)			全日 射量	天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多 風向	最多 風向率 (%)	最高	平均	合計	日最大 降水量	時間 最大 降水量		平均 日射量 (MJ/m)	晴	曇	雨
平成27年4月	25.5	1.8	14.1	23	72	SW	19.9	10.5	3.0	101.5	31.0	6.0	15.01	12	13	5	0
5月	31.2	10.4	20.8	13	65	SW	26.4	12.5	2.7	46.0	14.5	9.0	21.90	21	9	1	0
6月	31.1	13.0	22.1	19	73	SW	12.4	6.9	2.2	145.5	34.5	18.5	16.70	10	16	4	0
7月	36.7	18.5	26.1	37	77	SW	37.6	7.9	2.7	185.5	98.5	38.5	17.90	15	8	8	0
8月	37.7	18.6	26.5	38	78	SW	17.2	7.7	2.8	107.5	35.0	15.5	15.37	16	12	3	0
9月	30.8	16.1	22.5	24	77	NE	15.1	7.3	2.5	377.0	98.5	18.5	12.15	11	13	6	0
10月	29.2	8.4	18.2	18	65	NE	15.3	9.0	2.6	58.0	22.0	12.5	13.03	19	11	1	0
11月	22.7	2.6	13.7	13	75	N	19.0	6.0	2.2	121.0	24.5	7.5	8.30	12	13	5	0
12月	21.6	0.2	9.0	27	59	N	20.7	9.8	2.3	39.0	21.5	5.5	7.59	19	11	1	0
平成28年1月	16.0	-1.4	6.1	14	59	NNW	13.3	8.1	2.5	59.0	50.0	6.5	9.55	22	7	1	1
2月	21.0	-0.3	7.3	19	62	NNW	14.0	7.8	2.7	42.0	26.5	8.5	11.48	17	9	3	0
3月	20.8	1.2	10.2	23	66	NE	13.8	8.9	2.9	89.5	30.5	6.5	12.92	15	14	2	0
年間	37.7	-1.4	16.4	13	69	SW	13.4	12.5	2.6	1,371.5	98.5	38.5	13.49	189	136	40	1

(降水量)

- ① 年間合計降水量 1371.5 mm
- ② 月最大降水量 9月 377.0 mm
- ③ 日最大降水量 7月3日 9月10日 98.5 mm
- ④ 1時間最大降水量7月3日10時 38.5 mm

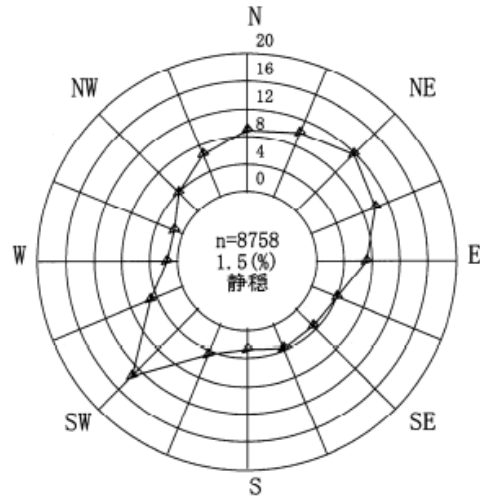
(気温)

- ① 年間平均気温 16.4°C
- ② 最高気温 7月25日14時 37.7°C
- ③ 最低気温 2月10日6時 -1.4°C

(風速)

- 最大風速 5月12日24時 12.5m/s

年間(平成27年4月～平成28年3月)



CALM=1.0%

(注)単位:%、CALMとは風速0.4m/s以下の割合

図 5.4.1 東習志野測定局の風配図

5.5. 大気関係汚染物質測定結果

5.5.1. 常時監視測定結果

(1) 二酸化窒素

表 5.5.1 二酸化窒素年間値測定結果(平成 27 年度)

測定局名	有効測定日数		年平均値 ppm	1時間値が 0.2ppmを 超えた時間数と その割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数と その割合		1時間値 の 最高値 ppm	日平均値 の 最高値 ppm	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の 年間 98%値 ppm	98%値 評価による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 日
	日	時間		時間	%	時間	%			日	%	日	%		
鷺 沼	36.4	8,692	0.013	0	0.0	0	0.0	0.071	0.045	0	0.0	3	0.8	0.033	0
東習志野	363	8,646	0.012	0	0.0	0	0.0	0.065	0.044	0	0.0	1	0.3	0.031	0
谷 津	341	8,141	0.018	0	0.0	0	0.0	0.085	0.053	0	0.0	10	2.9	0.040	0
秋 津 (自排局)	364	8,640	0.021	0	0.0	0	0.0	0.095	0.054	0	0.0	20	5.5	0.044	0

(2) 二酸化硫黄

表 5.5.2 二酸化硫黄年間値測定結果(平成 27 年度)

測定局名	有効測定日数		年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間値 の年間 最高値 ppm	日平均値 の年間 最高値 ppm	日平均値 の年間2% 除外値 ppm	日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 したことの有無	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.06ppm を超えた日数 日
	日	時間		時間	%	日	%					
鷺 沼	364	8,701	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	0.005	無	0
東習志野	364	8,717	0.004	0	0.0	0	0.0	0.02	0.011	0.007	無	0

(3) 光化学オキシダント

表 5.5.3 光化学オキシダント年間値測定結果(平成 27 年度)

測定局名	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた日数	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた時間数	昼間の 1時間値が 0.12ppmを 超えた日数	昼間の 1時間値が 0.12ppmを 超えた時間数	昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
鷺 沼	366	5,479	0.035	102	481	5	11	0.159	0.051

(4) 浮遊粒子状物質

表 5.5.4 浮遊粒子状物質年間値測定結果(平成 27 年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続の有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
鷺沼	363	8,720	0.018	0	0.0	0	0.0	0.101	0.073	0.044	無	0
東習志野	362	8,675	0.019	0	0.0	0	0.0	0.096	0.076	0.043	無	0
谷津	363	8,677	0.022	0	0.0	0	0.0	0.119	0.088	0.050	無	0
秋津(自排局)	363	8,687	0.022	0	0.0	0	0.0	0.115	0.094	0.049	無	0

(5) 微小粒子状物質(PM2.5)

表 5.5.5 微小粒子状物質年間値測定結果(平成 27 年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が35.0 μg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数
	日	時間	μg/m ³	日	%	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	日
鷺沼	363	8,731	12.9	4	1.1	84	44.4	32.1	0
秋津(自排局)	351	8366	13	4	1.1	76	44.8	33.7	0

(6) 炭化水素類

表 5.5.6 非メタン炭化水素年間値測定結果(平成 27 年度)

測定局名	測定時間	年平均値	6~9時における平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		備考
					最高値	最低値	日	%	日	%	
単位	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%	
鷺沼	8,686	0.13	0.16	364	0.75	0.03	76	20.9	31	8.5	
秋津(自排局)	8,538	0.12	0.15	364	0.86	0.01	79	21.7	34	9.3	

※3時間平均値の測定時間は、すべて6時~9時

5.5.2. 酸性雨調査結果

表 5.5.7 酸性雨自動測定結果(平成27年度) 測定地点:東習志野測定局

項目 月別	pH 月平均値	電気伝導率 月平均値 (mS/m)	降水 (mm)	(注1) pH一降雨平均値		(注2) pH瞬時値	
				最高値	最低値	最高値	最低値
平成27年4月	4.9	1.0	92.0	5.6	4.2	5.9	4.1
5月	4.5	2.3	42.0	5.4	4.0	5.6	3.8
6月	4.7	1.2	133.5	5.9	4.4	6.6	4.1
7月	5.0	0.7	160.5	7.1	4.4	7.1	4.1
8月	4.9	0.8	91.5	4.9	4.2	5.6	4.1
9月	5.1	0.4	341.5	5.4	4.4	5.9	4.3
10月	4.5	1.8	46.5	5.3	4.9	6.4	4.5
11月	4.9	0.8	98.0	5.5	4.3	5.8	4.0
12月	5.0	0.8	37.5	5.3	4.7	5.7	4.4
平成28年1月	5.4	0.5	59.0	5.4	5.1	6.0	4.8
2月	5.3	1.0	42.0	6.3	4.8	6.8	4.7
3月	5.3	0.4	89.5	5.8	4.8	7.0	4.5
年間平均	5.0	1.0	102.8	-	-	-	-
年間最高	5.4	2.3	341.5	7.1	-	7.1	-
年間最低	4.5	0.4	37.5	-	4.0	-	3.8

(注) 1. 一降雨とは、降雨開始から降雨終了までの測定値の平均値。

2. 瞬時値とは、0.5 mm降水の測定値をいう。

5.6. 水質環境調査結果

表 5.6.1 生活環境項目・その他の項目(その1)

測定項目	水域名 地点名	習志野市 生活環境 保全計画 目標値	八千代都市下水路	浜田川(Ⅰ)	浜田川(Ⅱ)
			八千代市境	実籾高校下	千葉市境
			年平均値(目標値達成状況)	年平均値(目標値達成状況)	年平均値(目標値達成状況)
現地調査項目	水温 (°C)	-	24.1 (-)	19.5 (-)	19.5 (-)
	流速 (m/s)	-	0.36 (-)	0.14 (-)	0.12 (-)
	流量 (m³/s)	-	0.12 (-)	0.03 (-)	0.03 (-)
	透視度 (cm)	-	>50 (-)	>50 (-)	>50 (-)
生活環境項目	pH	6.0 ~ 8.5	7.6 (4/4)	7.7 (4/4)	7.6 (4/4)
	DO (mg/L)	2 以上	6.0 (4/4)	7.0 (4/4)	5.2 (4/4)
	BOD (※) (mg/L)	10 以下	2.9 (○)	4.9 (○)	4.5 (○)
	SS (mg/L)	ごみ等の浮遊が認められないこと	4 (4/4)	2 (4/4)	2 (4/4)
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	-	79000 (-)	99000 (-)	160000 (-)
	全亜鉛 (mg/L)	-	0.26 (-)	0.23 (-)	0.33 (-)
	ノニルフェノール (mg/L)	-	0.00072 (-)	不検出 (-)	不検出 (-)
	LAS (mg/L)	-	0.052 (-)	0.074 (-)	0.054 (-)

※BODは日間平均値の75%値を表す。pH、DO、SSは日間平均値で評価するため、達成状況欄は達成数/調査数である。

測定項目	水域名 地点名	谷津干潟	菊田川
		干潟出口	第七中学校脇
		年平均値 (最小値~最大値)	年平均値 (最小値~最大値)
現地調査項目	水温 (°C)	22.5 (18.5 ~ 26.2)	22.0 (19.1 ~ 25.0)
	透視度 (cm)	>50 (>50)	>50 (>50)
生活環境項目	pH	8.0 (8.0 ~ 8.1)	7.6 (7.6)
	DO (mg/L)	9.4 (7.3 ~ 11.4)	5.1 (5.0 ~ 5.2)
	COD (mg/L)	4.0 (4.0 ~ 4.1)	3.2 (2.2 ~ 4.1)
	SS (mg/L)	7 (6 ~ 8)	4 (4)
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	260 (52 ~ 460)	480 (220 ~ 740)
	全亜鉛 (mg/L)	0.21 (0.010 ~ 0.41)	0.22 (0.012 ~ 0.42)
	ノニルフェノール (mg/L)	不検出 (-)	不検出 (-)
LAS (mg/L)	0.0001 (<0.0001 ~ 0.0001)	0.00075 (0.0003 ~ 0.0012)	

表 5.6.2 生活環境項目・その他の項目(その2)

測定項目		水域名 地点名	環境基準	海 域	
				茜浜地先	
				年平均値 (目標値達成状況)	
現地 調査項目	水温 (°C)		-	21.3	(-)
	透視度 (cm)		-	46.4	(-)
生 活 環 境 項 目	pH		7.0 ~ 8.3	8.1	(3/4)
	DO (mg/L)		2 以上	8.7	(4/4)
	COD (mg/L)	海域 C 類型	8 以下	5.7	(○)
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		-	230	(-)
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		-	不検出	(-)
	全窒素 (mg/L)	海域 IV 類型	1 以下	0.64	(○)
	全磷 (mg/L)		0.09 以下	0.095	(×)
	全亜鉛 (mg/L)	海域生物 A 類型	0.02 以下	0.130	(×)
	ノニルフェノール (mg/L)		0.001 以下	不検出	(○)
	LAS (mg/L)		0.01 以下	0.0003	(○)

※CODの年平均値は75%値を表す。

pH、DOは日間平均値で評価するため、達成状況欄は達成数/調査数である。

表 5.6.3 健康項目

測定項目	水域名 地点名	環境基準 (河川E類型)	八千代都市 下水路	浜田川 (I)	浜田川 (II)	谷津川	菊田川
			八千代市境	実籾高校下	千葉市境	干潟出口	第七中学校脇
			平均値 (目標値 達成状況)	平均値 (目標値 達成状況)	平均値 (目標値 達成状況)	平均値 (目標値 達成状況)	平均値 (目標値 達成状況)
カドミウム (mg/L)	0.003 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
全シアン (mg/L)	検出されないこと	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
鉛 (mg/L)	0.01 以下	0.004 (○)	不検出 (○)	0.002 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
六価クロム (mg/L)	0.05 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
砒素 (mg/L)	0.01 以下	0.001 (○)	0.001 (○)	不検出 (○)	0.001 (○)	0.002 (○)	0.002 (○)
総水銀 (mg/L)	0.0005 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
PCB (mg/L)	検出されないこと	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
ジクロロメタン (mg/L)	0.02 以下	0.0003 (○)	0.00025 (○)	0.0002 (○)	0.0003 (○)	0.0003 (○)	0.0003 (○)
四塩化炭素 (mg/L)	0.002 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004 以下	0.0002 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04 以下	0.0002 (○)	0.0003 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 以下	0.0009 (○)	0.0078 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 以下	不検出 (○)	0.0002 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
チウラム (mg/L)	0.006 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
シマジン (mg/L)	0.003 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
チオベンカルブ (mg/L)	0.02 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
ベンゼン (mg/L)	0.01 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
セレン (mg/L)	0.01 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	10 以下	5.2 (○)	5.0 (○)	4.6 (○)	0.15 (○)	1.0 (○)	1.0 (○)
ふっ素 (mg/L)	0.8 以下	0.82 (×)	0.13 (○)	0.31 (○)	- (-)	- (-)	- (-)
ほう素 (mg/L)	0.3 以下	0.3 (○)	0.5 (○)	0.5 (○)	- (-)	- (-)	- (-)
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 以下	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)	不検出 (○)

※習志野市環境保全計画目標値は環境基準値。達成○、未達成×で表示。

河川は年間平均値、汽水域は春季及び秋季の平均値を示す。

5.7. 自動車交通量年度別推移

表 5.7.1 自動車交通量年度別推移

年度	道路名 項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		東関東 自動車道路	国道 357 号	京葉道路	国道 296 号	船橋都市 計画道路 3・1・3 号	国道 14 号	主要地方道 長沼・船橋線
平成 25 年度	台/日	102,108	36,456	106,474	47,968	29,024	23,444	10,322
	大型 %	21.7	13.8	4.8	8.4	11.9	2.2	4.7
26 年度	台/日	90,812	36,706	97,764	49,624	28,846	22,638	9,896
	大型 %	19.9	18.3	5.7	9.3	11.7	2.4	5.0
27 年度	台/日	101,734	36,712	101,924	54,992	30,724	20,448	7,846
	大型 %	24.1	16.3	3.8	6.9	12.5	3.0	4.3

年度	道路名 項目	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		習志野都市 計画道路 3・4・12 号	習志野都市道 00-011	主要地方道 千葉・鎌ヶ谷・ 松戸線 - 1	主要地方道 千葉・鎌ヶ谷・ 松戸線 - 2	習志野都市 計画道路 3・3・2 号	主要地方道 千葉・船橋 海浜線	習志野都市 計画道路 3・3・3 号
平成 25 年度	台/日	14,166	-	14,430	26,068	17,496	23,192	12,402
	大型 %	2.6	-	0.7	4.0	6.0	11.6	3.9
26 年度	台/日	12,960	9,916	12,190	29,134	16,792	23,244	11,296
	大型 %	4	2.2	0.9	4.9	5.9	13.2	4.3
27 年度	台/日	13,280	9,786	11,876	24,748	16,736	28,828	14,558
	大型 %	3.1	2.8	0.9	3.7	5.2	17.1	3.1

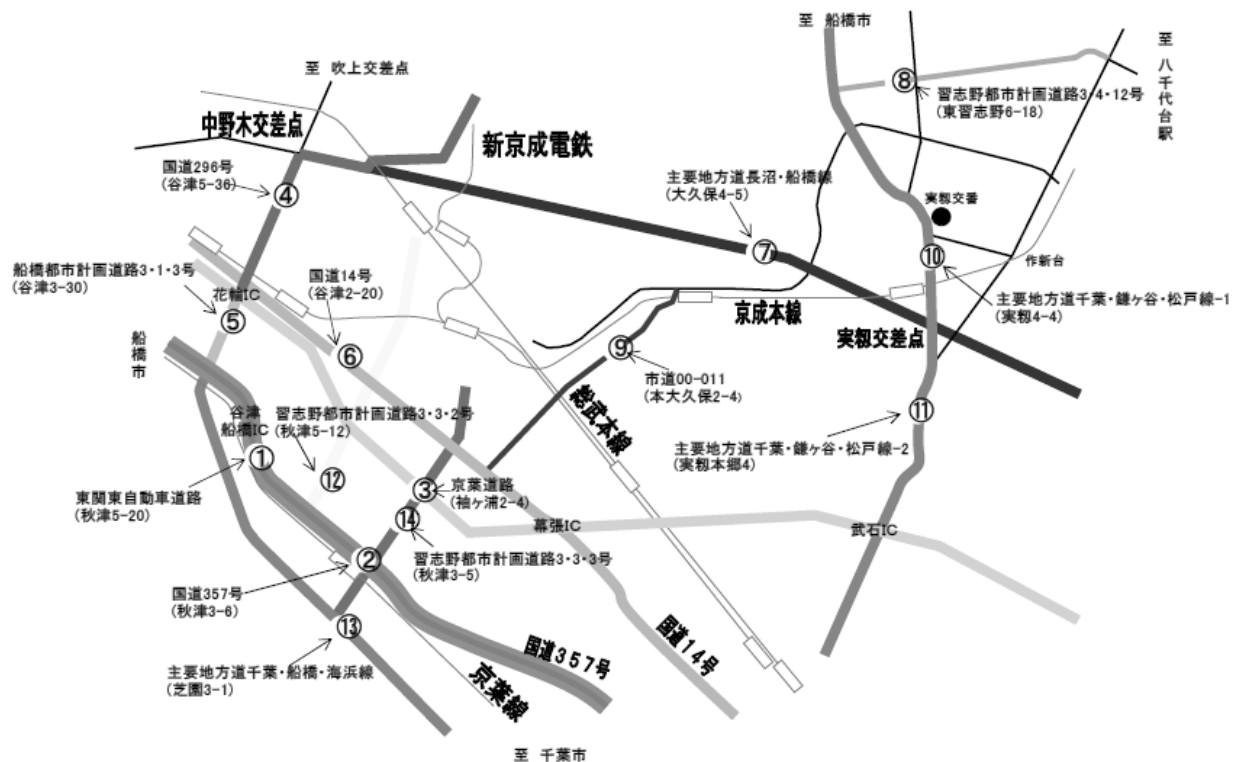


図 5.7.1 自動車交通量調査地点図

5.8. 地盤沈下調査結果

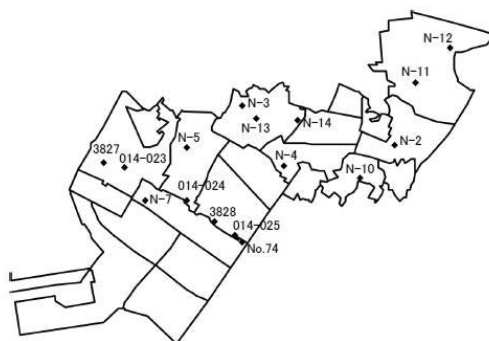


図 5.8.1 習志野市水準点配置図

表 5.8.1 水準測量の成果表

標石番号	N-2		N-3		N-4		N-5	
	実籾 2-776 京成電鉄踏切際鉄塔下		藤崎 3-2-19 藤崎児童公園内		本大久保 2-47-3 富士見公園内		津田沼 3-995 菊田神社内	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成 25	17.5395	-0.4	8.2295	-1.1	14.7595	-1.5	6.1134	-0.1
26	17.5383	-1.2	8.2319	+2.4	14.7592	-0.3	6.1150	+1.6
27	17.5412	+2.9	8.2358	+3.9	14.7658	+6.6	6.1190	+4.0
	17.5347		8.2303		14.7604		6.1136	

標石番号	N-7		N-10		N-11		N-12	
	袖ヶ浦 1-11 袖ヶ浦 9号緑地内		屋敷 3-3440 天津神社内		東習志野 2-18-13 旧 JFE 建材(株)内		東習志野 8-1-6 中央分離帯	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成 25	2.9287	+3.3	23.4169	-0.1	27.8201	+0.4	27.3518	+0.8
26	2.9292	+0.5	23.4193	+2.4	27.8232	+3.1	27.3547	+2.9
27	2.9330	+3.8	23.4286	+9.3	27.8260	+2.8	27.3595	+4.8
	2.9282		23.4232		27.8194		27.3529	

標石番号	N-13		N-14		No.74		014-023	
	藤崎 1-286-1 習志野地区観測井		藤崎 6-9-28 大久保小学校		袖ヶ浦 6-1749-2 幕張インター内		谷津 2-17-10 やしろクリーニング店前	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成 25	15.1292	+0.6	25.5324	-4.7	3.2563	+1.3	3.6607	+1.9
26	15.1314	+2.2	23.5358	+3.4	3.2567	+0.4	3.6611	+0.4
27	15.1367	+5.3	25.5409	+5.1	3.2621	+5.4	3.6649	+3.8
	15.1310		25.5351		3.2572		3.6601	

標石番号	014-024		014-025		3827		3828	
	津田沼 6-7-9 ギャラリーオベラ		鷺沼 5-5-50 幕張インター内		谷津 4-4-23		鷺沼 1-12-15 中台企業(株)前	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成 25	2.3824	+2.1	3.6030	+1.6	3.8626	+1.8	3.2905	+2.0
26	2.3837	+1.3	3.6037	+0.7	3.8630	+0.4	3.2916	+1.1
27	2.3872	+3.5	3.6088	+5.1	3.8672	+4.2	3.2951	+3.5
	2.3823		3.6039		3.8624		3.2901	

(注) 1. 標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面とは若干異なる。
 (地表面は、水準点が地下埋設の場合は若干上に、地上設置の場合は下になる。)
 2. 測量基準日は、各年の1月1日である。
 3. 平成27年の下段は、国土交通省国土地理院において、平成26年度に固定水準点標高値を変更したが、それに対応した値。
 (資料: 千葉県環境生活部水質保全課)

5.9. 環境基準

5.9.1. 大気汚染に係る環境基準

表 5.9.1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続していない。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続していない。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続していない。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下である。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の98%値が0.06ppm以下である。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下である。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

①二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(昭和54年4月1日 大第114号)

日平均値の年間98%値が、0.04ppm以下であること。

②非メタン炭化水素の中央公害対策審議会指針値(昭和51年8月17日公布)

炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの生成防止のための濃度レベルは、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

表 5.9.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L 以下	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
2 全シアン	検出されないこと	16 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
3 鉛	0.01mg/L 以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
4 六価クロム	0.05mg/L 以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
5 砒素	0.01mg/L 以下	19 チウラム	0.006mg/L 以下
6 総水銀	0.0005mg/L 以下	20 シマジン	0.003mg/L 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと	21 チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
8 PCB	検出されないこと	22 ベンゼン	0.01mg/L 以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	23 セレン	0.01mg/L 以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	25 ふっ素	0.8mg/L 以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	26 ほう素	1mg/L 以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	27 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

表 5.9.3 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保 全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及 びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用 水及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3~4. 省略					

※①自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- ②水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ③水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- ④工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- ⑤環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考	1. 基準値は、年平均値とする。(海域もこれに準ずる。)			

② 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出され ないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考	1～2. 省略					

※①自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

②水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

③環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考	1.基準値は、年間平均値とする。 2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

- ※①自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 ②水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 ③生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 5.9.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目		基準値	項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
3	鉛	0.01mg/L 以下	17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.05mg/L 以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	20	チウラム	0.006mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	シマジン	0.003mg/L 以下
8	PCB	検出されないこと	22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	23	ベンゼン	0.01mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	24	セレン	0.01mg/L 以下
11	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	26	ふっ素	0.8mg/L 以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	27	ほう素	1mg/L 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.5 土壌の汚染に係る環境基準

項目		環境上の条件	項目		環境上の条件
1	カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	11	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
			12	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
			13	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	14	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
3	有機燐	検液中に検出されないこと。	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
4	鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	16	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
5	六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	17	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
6	砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	18	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
			19	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
			20	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
			21	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
7	総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	22	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
			23	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	24	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
9	PCB	検液中に検出されないこと。	25	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	26	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
			27	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること

5.9.5. 騒音に係る環境基準

表 5.9.6 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域(道路に面する地域以外)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

AAを当てはめる地域 : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

Aを当てはめる地域 : 専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域 : 主として住居の用に供される地域

Cを当てはめる地域 : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考)

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
幹線道路の近接空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)等をいう。

5.9.6. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。） 及び土壌汚染に係る環境基準

表 5.9.7 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考)		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 省略。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

用語の解説

文中の※がついている用語の解説を掲載しています。

各用語の脇に記載しているページ番号は、その用語が最初に掲載されているページを表しています。

< あ行 >**■アイドリング・ストップ推進運動 P71**

駐停車や信号待ち等の間に自動車のエンジンを停止させることで、燃料の節約や二酸化炭素排出の削減を推進する運動。

■アオサ P39

各地の海岸に生育する緑色をした大きさ10～30cmの膜状の海藻で、日本に広く分布します。生育条件がそろえば短期間のうちに大繁殖して緑潮(グリーンタイド)となります。近年では、谷津干潟で大繁殖し、底生生物や腐敗臭による近隣住民への影響が懸念されています。

■青潮 P39

東京湾では春から秋にかけて多く見られます。大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する過程で、酸素の消費により酸素濃度は次第に低下します。この貧酸素状態になった水塊が、陸から沖に向かって吹く風等の気象条件によって、沿岸部の表層に上昇し、海水が青白く見える現象をいいます。青潮の発生により、沿岸部に生息する貝類や魚類が大量に酸欠死することがあります。

■赤潮 P76

海域における※富栄養化現象のひとつで、海中の微小な生物(主に植物プランクトン)

の異常増殖により海面が変色する現象をいいます。赤色に変色することが多いですが、プランクトンの種類により黄褐色や緑色等にも変色することがあります。

主として夏に多発し、魚介類のえらをつまらせたり、酸欠などの悪影響を及ぼすこともあります。

■あか筒 P91

筒状の容器にあか剤(くしゃみ剤:ジフェニルシアノアルシン)と加熱剤等が充填され、点火薬に着火するとあか剤が加熱し、これが微粒子となって煙状に拡散する構造を有する有毒発煙筒。あか筒に充填されたあか剤は常温では固体であり、熱を加えない限り微粒子となって拡散することはありません。

■硫黄酸化物(SO_x) P68

石炭や石油等の、硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)の総称です。SO₂は亜硫酸ガスともいい、無色、刺激性の強い気体で、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎や気管支ぜんそくの原因となります。

■一般廃棄物 P19

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに、商店、オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

■エコ・ステーション P104

低公害車の一つである、代替燃料自動車や電気自動車等のクリーンエネルギー自動車に燃料や電気を供給する場所の総称。

■温室効果ガス P17

地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称で、増加すると地球温暖化を引き起こします。

京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類が削減の対象となっています。

< か行 >

■環境基準 P30

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のことで、環境基本法第16条に基づき定められています。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準が定められています。

なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法第105号)第7条の規定に基づき定められています。この基準は行政上の目標であり、公害発生源(工場等)に対する規制基準とは異なります。

■観測井戸 P78

地層の状況を検討し、観測すべき*帯水層の位置に合致する部分にストレーナーを設けたケーシングを挿入して、目的とする帯水層の水位や水質等のデータを得るための井戸をいいます。

■規制基準(排出基準・排水基準) P64

工場や事業場等が遵守すべき公害の発生に係る許容限度をいいます。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法では規制基準といいます。

■京都議定書 P17

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第1約束期間(2008年～2012年)の間に、先進国等に対して温室効果ガスを一定数値(日本は6%)以上削減することを義務付けた議定書です。平成17年(2005年)2月に発効しました。

■グリーン購入 P21

製品等を購入する際に、環境を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■健康項目 P74

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいいます。カドミウム等の重金属類を中心に27項目あります。

■光化学オキシダント P68

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線の作用により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン(O₃)、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、春から夏にかけ日差しが強く風の弱い日に発生しやすく、目やのどを刺激します。

■公害(典型7公害) P15

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることです。(環境基本法第2条第3項)

■公共用水域 P23

水質汚濁防止法によると、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、終末処理場を有する公共下水道は除きます。

< さ行 >

■産業廃棄物 P59

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油等 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、排出事業者は責任を持って適正に処理する責務があります。

■酸性雨 P68

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化されたものです。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスにより pH5.6 程度の弱酸性であることから、pH がそれ以下の雨を酸性雨といいます。

■循環型社会 P19

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことです。

■水準点 P80

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられます。地盤の変動状況を測定するにはこの水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を出します。

■生活環境項目 P74

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいいます。pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全リンの 9 項目があり、河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められています。

■生物多様性条約 P107

生物の多様性(生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していることを示します。)に関する条約の略称で、1. 生物多様性の保全、2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約です。日本は平成 5 年(1993 年)に締結国になりました(同年条約発効)。

平成 22 年(2010 年)6 月現在 192 か国及び欧州連合(EU)が締結しています。ただし、米国は未締結。この条約の締約国会議がほぼ 2 年毎に開催されています。

■総量規制 P99

環境基準を達成するため、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法(硫黄酸化物と窒素酸化物)と水質汚濁防止法(COD、窒素及びリン)に基づく総量規制があります。

< た行 >

■炭化水素類(HC) P70

炭素と水素からなる有機化合物の総称で、メタン、エタン、プロパン、ベンゼン、トルエン等があります。塗料、溶剤、ガソリン等から直接大気に放出されるほか、自動車等の排

出ガスにも含まれています。窒素酸化物とともに、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。

■帯水層 P133

実際に地下水を含んでいる地層で、地下水を通しやすくなっている地層です。逆に地下水を通しにくい地層は難透水層といいます。

■窒素酸化物(NO_x) P67

燃焼に伴って発生し、その多くは一酸化窒素(NO)として排出され、空気中の酸素に触れると酸化され二酸化窒素(NO_2)に変化します。

NO は、空気よりやや重い無色の気体で、刺激性はありませんが、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害します。 NO_2 は、赤褐色、刺激性の気体で、水に溶けにくく、肺深部まで侵入するため、肺に対する毒性が強いです。

■鳥獣保護区 P39

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣を積極的に保護繁殖させる場所として、環境大臣又は都道府県知事が指定します。このうち、国際的又は全国的な見地から重要な区域については、環境大臣が国指定鳥獣保護区に指定します。本市では、谷津干潟が国指定鳥獣保護区に指定されています。

■天然ガスかん水 P80

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群(300~40 万年くらい前に海底で堆積した地層)中に存在しています。

■トリクロロエチレン等 P77

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素等の有機塩素系化合物で、環境基準が定められているものをいいます。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われていました。これらが原因で全国的に地下水汚染が問題となっています。

< は行 >

■ばい煙 P71

物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、そのほか窒素酸化物等の有害物質をいいます。一般的には、ガス状の黒煙をいいます。

■ばいじん P71

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するスス等をいいます。

■ビオトープ P26

生物を意味する「Bio(ビオ)」と場所を意味する「Tope(トープ)」を合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間をいいます。

■微小粒子状物質 P30

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さいものをいいます。健康への影響が懸念されています。

■ふっ素(F) P31

常温では淡黄色、特異臭のある気体で天然には単体としては産出せず、螢石、氷晶石などのふっ化物として存在します。土壌、水、空気、更に動植物体内のほとんどすべてに含まれています。

■富栄養化 P132

閉鎖性水域において、水中の窒素、リン等の栄養塩類が増えすぎてしまうことです。富栄養化になると、水中のプランクトンや植物が異常増殖・繁殖し、赤潮やアオコが発生しやすくなり、水道や漁業に悪影響をもたらします。

■ブーンデル湿地 P43

オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリズベン市の北 15km の場所にあります。周囲にモートン湾、ケドロン、キャベツトリー運河、ケドロン排水路及びゲートウェイ幹線道路が走っています。ブーンデル湿地はブリズベン最大の湿地であり、近くのチンチタンバ湿地やデーゴン湿地とともに沿岸や低地に生息する動物の広大な生息地です。

■浮遊粒子状物質 P67

(SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガス等の人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災等)のものがあります。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子とがあります。

■閉鎖性水域 P76

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。一般的に水質汚濁が進行しやすくなっています。

■ほう素(B) P31

自然界に存在し、植物及び動物の必須元

素です。温泉水や海水には比較的高い濃度で含まれています。

< や行 >

■谷津田 P39

平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形を谷津あるいは谷戸といい、地名の由来となっています。そこに設けられた田を谷津田といいます。

< ら行 >

■ラムサール条約 P39

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて 1971 年(昭和 46 年)に締結されました。

この条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼び掛けています。

平成 5 年(1993 年)6 月の釧路会議において、わが国では本市の「谷津干潟」を含めた 5 か所が登録されました。国内の登録地は 46 か所(平成 26 年 3 月現在)となっています。

< 英略語等 >**■BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量) P74**

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいかほど汚濁が著しいです。

■COD(Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量) P75

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいかほど汚濁が著しいです。

■DO(Dissolved Oxygen:溶存酸素量) P74

水中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物に酸素が消費され、溶存酸素は減少します。

■pH(水素イオン濃度) P70

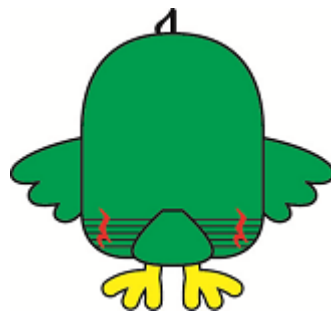
酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7 が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

■TEQ (Toxicity Equivalency Quantity : 2,3,7,8-TCDD 毒性等価濃度) P59

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(テトラクロロジベンゾジオキシン)を1として、ダイオキシン各種の毒性を数値化したものです。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度のTEQ換算値といいます。

習志野市環境白書（平成 28 年版）

編集・発行 千葉県習志野市都市環境部環境政策課
習志野市鷺沼 1-1-1
問合せ先 習志野市都市環境部環境政策課
電話 047(451)1151（内線 258）
FAX 047(453)5578



習志野市は、環境保全に関する
普及啓発のシンボルとして
エコマークを使用しています。

この冊子は再生紙を利用しています。

印刷インキはベジタブルインキを使用しています。